(日本銀行仮訳)

システミックな影響の大きい資金決済システム に関するコア・プリンシプル

G10 中央銀行「支払・決済システム委員会」報告書

国際決済銀行 バーゼル 2001年1月 金融インフラを強化して金融システムの安定を維持するため、数多くの国際的な努力が行われている。G10 諸国の中央銀行からなる支払・決済システム委員会(CPSS)は、システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル(基本原則)を作成する作業を通じて、こうした努力に貢献している。

CPSS は、全ての国の資金決済システムの設計と運営がどのような原則に基づいて行われるべきかを検討するため、1998 年 5 月に「資金決済システムの原則と慣行に関する作業部会」を設立した。同作業部会は、こうした原則について国際的な合意を形成した。同作業部会は、G10 諸国の中央銀行や欧州中央銀行のほか、様々な経済の発展段階にある世界 11 か国の中央銀行と国際通貨基金、世界銀行の代表から構成され、普遍的な原則を形成するうえで、アフリカ、アメリカ大陸、アジア、環太平洋およびヨーロッパの中央銀行グループとも協議を行った。

国際決済銀行は、基本原則についてより広く金融業界からコメントを求めるため、その草案を 1999 年 12 月に公表した。回答からは、基本原則に対する強く幅広い、国際的な支持があることが明らかとなった。また、多数の読者にとって、基本原則を解釈し、達成する方法についてより詳細に示されることが有益であろうことも書面および口頭のコメントの双方から明らかとなった。そこで、同作業部会は、そのような手引を提供する本報告書の第2部を作成した。第2部の草案について、再度市中からコメントを求めたが、その回答はこうした作業やその成果を引続き幅広く支持することをはっきりと示すものであった。

基本原則は、あらゆる国で有益であり、また、長く利用可能であることを確保するため、意図的に一般的な表現で記述されている。基本原則は、個々のシステムの設計や運営について青写真を提供するものではなく、システミックな影響の大きい資金決済システムが満たすべき主要な特徴点を提案している。し

たがって、報告書の第 2 部は、基本原則を充足するにあたって対応を要する問題や、特定の状況においてそのような問題について採られた対応方法をより詳細に例示することにより、基本原則の解釈をより深く説明している。報告書は、基本原則の実務への適用全てについて、単一のモデルを示している訳ではなく、また、示すこともできない。基本原則とそれを説明する報告書の第 2 部の両方が、決済システムの分析、およびオーバーサイトと改革の手引きとして、広く用いられていることは既に明らかであり、それこそが作業の目的であった。この先何年もの間、報告書が役立つものであり続けることを希望している。

CPSS は、本報告書の作成に要した多大な作業について、作業部会の参加者と議長であるイングランド銀行のジョン・トランドル、また、国際決済銀行の CPSS 事務局の優れたサポートに大変感謝している。さらに、CPSS は、歴代の議長すなわちこの作業に着手したウィリアム・マクドノー氏、今回の努力を絶えず励まし、支援を続けたヴェンデリン・ハルトマン氏にも大変感謝している。

支払・決済システム委員会議長 トマソ・パドア=スキオッパ

目 次

			ページ
第1部	基本原則		
第1章	はじめに	•••••	1
コフ	ア・プリンシ	プル(基本原則)と中央銀行の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2章	公共政策目	標 ••••••	7
第3章	システミッ	クな影響の大きい資金決済システムに関する	
	基本原則	•••••	9
第4章	基本原則を	適用するにあたっての中央銀行の責務 ・・・・・・・・	20
第2部	其太佰則た	実現するにあたって	
ઋ z 마	本 中	夫坑するにのたうで	
第5章	第2部のは	じめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第6章	基本原則の	適用範囲 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
第7章	基本原則の	解釈と実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
基本	本原則 I	法的根拠 ••••••	29
基本	本原則 I I	金融リスクの認識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
基本	本原則 Ⅲ	金融リスクの管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
基本	本原則 Ⅳ	迅速かつファイナルな決済 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
基本	本原則 Ⅴ	マルチラテラル・ネッティングが行われる システムにおける決済 ······	59
基本	本原則 Ⅵ	決済に利用される資産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
基本	本原則 ⅥⅡ	セキュリティと運行上の信頼性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
基本	本原則 ⅥⅡ	効率性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
基本	本原則 IX	参加基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	94
基z	本原則 X	組織運営の取極め ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98

第8章 基本原則を適用するにあたっての中央銀行の責務 ・・・・・・・・・	106
責務 A 目標、役割と主要政策の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
責務 B 中央銀行が運営するシステムの適合 ・・・・・・・・・・・・・・	112
責務 C 中央銀行が運営しないシステムのオーバーサイト ・・・・	114
責務 D 他の関係当局との協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
第9章 基本原則を適用するにあたっての特殊な状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	126
9.1 小切手のクリアリング・決済システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	126
9.2 決済システムにおけるクロスボーダーの側面 ・・・・・・・・・・	136
第10章 基本原則の利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
別添 資金決済システムの原則と慣行に関する作業部会のメンバー	

ボックスの目次

		ページ
ボックス 1	ゼロ・アワー・ルール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
ボックス 2	担保の取極めを規律する法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
ボックス 3	資金・証券決済システムにおけるファイナリティに 関する EU の指令 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
ボックス 4	米国の統一商法典 4A 編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
ボックス 5	資金決済(順送金)の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
ボックス 6	決済不能時の対処策としてのネット尻の再計算 ・・・・・・・	44
ボックス7	即時グロス決済システムと時点ネット決済システム ・・・	48
ボックス8	混合型システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
ボックス9	決済システムの中で支払の ステータスが変化する様子 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
ボックス 10	ファイナルな決済を確保するための 中央銀行による保証の利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
ボックス 11	階層的な決済の仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
ボックス 12	国際的・国内的および業界内の 標準・ガイドライン・勧告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
ボックス 13	セキュリティ・リスク分析の一般的な項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
ボックス 14	業務継続に関する取極めの例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
ボックス 15	利用者にとっての実用性:一例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
ボックス 16	決済システムの改革における費用便益分析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
ボックス 17	支払取引への料金設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
ボックス 18	ガバナンスの手段 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
ボックス 19	内部監査と外部監査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
ボックス 20	IMF の「通貨・金融政策の透明性に関する 良い慣行のためのコード」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
ボックス 21	法的根拠をもつ決済システムのオーバーサイトの例 ・・・	115
ボックス 22	オーバーサイトの手法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
ボックス 23	金融の安定に貢献する公的当局の3つの活動:	123

ボックス 24	クロスボーダーおよび多通貨のネッティングと その決済スキームに対する中央銀行の	
	協調的オーバーサイトに関するランファルシー原則・・・・	124
ボックス 25	小切手取引の典型的な流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128

第1部 基本原則

第1章 はじめに

- 1.1 安全で効率的な決済システムは、金融システムが有効に機能するうえで極めて重要なものである。資金決済システムは、銀行間の資金振替を行うメカニズムであり、その中で最も重要な資金決済システム 本報告書ではこれを「システミックな影響の大きい資金決済システム」(systemically important payment systems)と呼ぶ は、国内外の金融システムや金融市場に混乱が波及する主要な経路となる。このため、堅固な決済システムは、金融システムの安定を維持し、向上させるうえで必要不可欠な要件である。近年、決済システムの設計と運営に関し、国際的に受け入れられる基準や慣行の確立を促進することによって、決済システムを強化する必要があることについて国際的な合意が広く形成されてきた。
- 1.2 この報告書におけるコア・プリンシプル(基本原則)は、世界中のシステミックな影響の大きい資金決済システムの設計と運営が、より安全で効率的なものとなることを促すための普遍的なガイドラインとして利用されることを企図している。これらの基本原則は、新興市場経済諸国においてとくにあてはまるものになろう。なぜならば、これらの国では、国内外の金融市場から生じてくる決済量の増大にうまく対処するために、システムの改善や新たなシステムの構築に向け努力を続けているからである。
- 1.3 報告書は、全ての中央銀行や他の関係する公的機関に加え、全ての民間決済システムの所有者・運営者を対象としている。また、基本原則は、各国固有の環境下で決済システムの安全性と効率性を如何に向上するかについて国際的な技術支援を行うアドバイザーの方々にも役立つと考えられる。
- 1.4 決済システムに関するこれらの基本原則は、様々な状況に適用できるよう その対象を十分に広くし、長期にわたり有益となるよう構成されている。 全てのシステミックな影響の大きい資金決済システムは、基本原則 10 項目 を全て満たすべきである。また、2 つの原則(原則 IV と V)は、特定の最

1

¹ 「システミックな影響の大きい資金決済システム」の詳細な定義についてはパラグラフ 3.0.2 参照。

低基準も含んでいるが、ほとんどの場合において、システムは最低基準より高い基準を目標とすべきである。また、報告書は、中央銀行の主要な役割と基本原則を適用する際の中央銀行の責務についても示している。この責務には、基本原則に照らして既存の決済システムを評価し、基本原則の達成を確保するための行動を開始したり、促すことが含まれている。

1.5 この報告書は、支払・決済システム委員会 (CPSS) や関係するグループ 2 の過去の作業、とくに「インターバンク・ネッティング・スキームに関す る委員会の G10 総裁会議への報告書」(いわゆる「ランファルシー報告 書」)に広く基づいている。1990年に公表されたランファルシー報告書3は、 クロスボーダーおよび多通貨のネッティング・スキームに影響を与える問 題を分析し、その設計と運営のための最低基準およびより一般的な目標、 さらには中央銀行による協調的オーバーサイトの原則を定めた。「ラン ファルシー基準」は、策定時に対象とされた特定の分野のみならず、他の 様々な種類の支払・クリアリング・決済システムに関する基準として受入 れられ、より広い分野で適用されてきた。この報告書における基本原則は、 いくつかの原則を新たに加えることでランファルシー基準を拡充しており、 より広くあらゆる種類のシステミックな影響の大きい資金決済システムに 適用されるものである。同様に、この報告書における「基本原則を適用す るにあたっての中央銀行の責務」に関する議論は、ランファルシー報告書 に示されている中央銀行の協調的オーバーサイトに関する原則に追加を行 い、その適用対象を国内のシステムに広げるものである。ランファルシー 基準は、ネッティング・システムの設計者、運営者およびオーバーサイト を行う主体がリスクを評価・管理し、特定の最低基準を達成することを奨 励する際の指針となってきた。しかしながら、最も進んだ慣行は、より高

² CPSS および関係するグループの過去の作業には、先進国と新興市場国双方における決済システムインフラの詳細な分析が含まれている。過去の作業の大半は規範的というよりも分析的なものであるが、いくつかの分野 とくにクロスボーダーおよび多通貨のネッティングと外為決済リスクの分野 では、リスク、とりわけシステミック・リスクの削減のためのより具体的なガイドラインと戦略が策定されてきた。

³ 「G10 諸国中央銀行によるインターバンク・ネッティング・スキームに関する委員会報告書」(BIS、1990 年 11 月)。本報告書は、BIS・CPSS 事務局もしくは BIS のウェブサイト (http://www.bis.org) から入手可能。

いリスク管理を要求するものであり、より多くのシステムが、例えば、 ネット負債額が最大の参加者 1 先以上の支払不能にも耐えうることの有益 性を認識してきたところである。

- 1.6 同時に、過去 10 年の間に、決済システムの設計において飛躍的な進歩がみられてきた。とくに重要な進歩は、即時グロス決済(RTGS)を伴うシステムの開発とその広範囲な利用である。RTGS は、基本原則で取り上げられている種々の金融リスクを極めて有効に削減できるものである⁴。技術は安全と効率を実現するための新たな可能性を提供しながら、常に進歩を続けている。こうした技術の進歩は、近年、システム設計面において、金融リスクを削減し、参加者の流動性コストを削減する新たな方法を提供するいくつかの技術革新を可能とした。これらの新しいシステム設計のいくつかについては、本報告書の第2部(ボックス8)で論じる。
- 1.7 この報告書は、資金決済システム、すなわち、システムの参加者間で資金 振替を行うための機器一式、業務手続および規則から成るシステムに焦点を当てている。最も直接の適用対象となるのは資金決済のみを扱うシステムであるが、基本原則は証券などの資金以外の金融資産に係る取引の決済に伴って資金振替が行われるシステミックな影響の大きいシステムについても同様に適用され得る。そのようなシステムはそれ自体金融システムの安定性に関係する問題を提起し得ることから、その設計と運営が安全で効率的であることが重要である。この報告書の基本原則は、資金以外の金融資産の決済方法を評価することに寄与すると考えられるが、それらに関する十分な検討は本報告書の対象外である。なお、CPSS と IOSCO によって設置された別途の作業部会は、証券決済に固有の問題を検討してきている。

⁴ RTGS システムの設計と運営、とくに流動性を供給するための仕組みと日中与信の利用については数多くの異なるパターンがある。こうした点やその他の RTGS に関する問題については、CPSS の「RTGS システム報告書」(BIS、1997 年 3 月)において議論されている。本報告書は、BIS・CPSS 事務局もしくは BIS のウェブサイト(http://www.bis.org)から入手可能。

⁵ 作業部会は 1999 年 12 月に設置された。市中協議ペーパーは、BIS のウェブサイトから (http://www.bis.org) 2001 年 1 月入手可能となる。

- 1.8 基本原則は、システミックな影響の大きい資金決済システムを対象とするものであり、それが順送金、逆引のいずれの振替によるか、処理が電子化しているか手作業によるか、電子的な支払手段あるいは紙ベースの支払手段を処理するかに拘らず適用される。但し、小切手など紙ベースの逆引の支払手段が利用されているシステムについては、実際には達成がとくに困難な原則もある。こうしたシステムは世界各地で一般的である。既存のシステミックな影響の大きい資金決済システムにおいて小切手が利用されている国では、実現可能な他の選択肢について注意深く検討を行う必要があるう。本報告書は、こうしたシステムが安全性を高める方法について述べるとともに、それらが一国の決済インフラ全体の中で果たし得る役割について論じている。
- 1.9 この章の後に、10 の基本原則とその適用にあたっての中央銀行の 4 つの 責務に関するまとめが掲げられている。続いて、「安全性と効率性という 公共政策目標」(第 2 章)、「基本原則」(第 3 章)、「基本原則を適用 するにあたっての中央銀行の責務」(第 4 章)に関するより詳細な説明が なされている。第 5 章は本報告書の第 2 部の導入部である。第 2 部は基本 原則の適用範囲の説明と、システミックな影響の大きい資金決済システム を特定する方法についてのガイダンスで始まる(第 6 章)。報告書は次に、様々な経済的、制度的環境の下で、個々の基本原則(第 7 章)と中央銀行 の責務(第 8 章)がどのように解釈され、導入されているかについて論じている。第 9 章では、2 つの特別なケース 小切手のようなペーパーベースの逆引型支払手段の利用と、クロスボーダーの側面をもつ決済システム について論じている。最終章では、基本原則の利用に際して生じるいく つかの一般的な問題を論じており、特に、一国のシステミックな影響の大きい資金決済システムの改革あるいは構築といった大きなプログラムを進める際に考えられる方法などを取り上げている。

コア・プリンシプル (基本原則)と中央銀行の責務

公共政策目標:システミックな影響の 大きい資金決済システムの安全性と効率性

システミックな影響の大きい資金決済システムに関する基本原則

- I. システムは、全ての関係法の下で確固とした法的根拠を持つべきである。
- II. システムの規則と手続は、参加者が当該システムへの参加による金融リスクを明確に認識できるものとなっているべきである。
- III. システムは、信用リスク、流動性リスクを管理するための明確な手続を持つべきである。こうした手続は、当該システムの運営者や参加者それぞれの責任を特定し、リスクを管理・抑制するための適切なインセンティブを与えるものでなければならない。
- IV.* システムは、決済日にファイナルな決済を迅速に提供すべきである。ファイナルな決済は、日中に提供されることが望ましく、少なくとも決済日の終了時までには提供されるべきである。
- V.* マルチラテラル・ネッティングが行われるシステムでは、少なくとも最大のネット負債額を有する参加者が決済不能となった場合でも、日々の決済をタイムリーに完了できるようにするべきである。
- VI. 決済に利用される資産は、中央銀行に対する資産であることが望ましい。 他の資産が利用される場合、その資産は信用リスクと流動性リスクがほと んどないか、または全くないものであるべきである。
- VII. システムは、高度のセキュリティと運行上の信頼性を備え、かつ日々の事務処理をタイムリーに完了させるための緊急時の対応策を用意すべきである。
- VIII. システムは、利用者にとって実用的であり、経済全体にとって効率的な決済手段を提供すべきである。
- IX. システムは、公正かつ開かれた形での参加が可能となるよう、客観的で公表された参加基準を設けるべきである。
- X. システムの組織運営の取極めは、効果的かつ対外的に説明可能であり、透明なものとなっているべきである。
 - * システムは、原則 ・ に含まれる最低基準を上回るように努力すべきである。

基本原則を適用するにあたっての中央銀行の責務

- A. 中央銀行は、決済システムに関する目標を明確に定め、システミックな影響の大きい資金決済システムに関する自らの役割と主要政策を公表すべきである。
- B. 中央銀行は、自ら運営するシステムが基本原則に適合することを確保すべきである。
- C. 中央銀行は、自ら運営しないシステムが基本原則に適合するようにオーバーサイトを実施し、このオーバーサイトを実行する能力を持つべきである。
- D. 基本原則を用いて決済システムの安全性と効率性を高めるにあたって、中央銀行は他の中央銀行や国内外の関係当局と協力すべきである。

第2章 公共政策目標

- 2.1 システミックな影響の大きい資金決済システムは、金融市場が有効に機能することを支える極めて重要な仕組みである。それはまた、金融システムのショックを波及させるものにもなり得る。設計が不適切な決済システムは、リスクが十分に抑制されない場合、金融面の混乱を 1 参加者から他の参加者に波及させ、システミックな危機を広げてしまうと考えられる。そのような混乱は、1 システムを超えて拡散し、金融市場や国内外の他の金融システムの安定性を脅かす惧れがある。このため、システミックな影響の大きい資金決済システムは経済にとって極めて重要であり、その安全性と効率性は公共政策上の目標となるべきである。
- 2.2 決済システムの安全性と効率性という目標は、市場メカニズムだけでは必ずしも十分に達成されない惧れがある。なぜなら、システムの運営者や参加者は全てのリスクとコストを負担するとは限らないからである。運営者や参加者は、自分自身や他の参加者が破綻するリスクや、他の参加者に負担させるコストを最小化するための十分なインセンティブを持っていないであろう。さらに、決済システムの制度的な構造が効率的な設計や運営を促す十分なインセンティブと仕組みを与えない場合もある。また、規模の経済や参入障壁といった経済的要因は、決済システムや決済サービスの提供における競争を制限する要因となる可能性がある。実際、決済システム提供者の数が非常に限られているか、単一の提供者 その場合、通常は中央銀行であるが しか存在しない国が多い。
- 2.3 決済システムの安全性という政策目標を追求するためには、まず、様々な種類のリスクがどのようにシステム内で生じ、波及するのかを特定・理解し、それをどのように負担するかを定めることが必要である。リスクを正しく分析・評価したならば、それらリスクをモニター・管理し、そして抑制するための適切で有効なメカニズムを考案しなければならない。
- 2.4 決済システムは、多くの資源を消費するものである。このため、決済システムの設計者や運営者は、そのシステムが用いる資源のコストや、資源が効率的に用いられた場合に利用者に転嫁する必要のある料金について意識することが重要である。予算上の制約により、システムの機能と安全性に

影響を与える設計について何らかの選択を迫られることも考えられる。必要な機能は、参加者やその顧客のニーズに応じて、システム毎に異なるであろう。システミックな影響の大きい資金決済システムは、自らがシステミックリスクを引き起こし波及させる潜在的可能性に見合った、高度の安全性を常に備えなければならない。しかしながら、安全性を過度に重視して設計された結果、それが非常に使いづらく、処理スピードが遅く、高コストのものとなって、誰からも利用されない場合には、決済システム改善の実益はほとんどないことになる。システムの運営者は、金融市場や地域経済の発展、技術的・経済的進歩によって、利用可能な解決策の範囲が拡大するに従い、その選択肢を継続的に見直すべきである。

- 2.5 安全性と効率性だけが決済システムの設計と運営に関する公共政策目標ではない。犯罪防止、競争政策、消費者保護といった他の目標も、システミックな影響の大きい資金決済システムを設計するにあたって一定の役割を果たし得るが、この報告書では検討の対象としない。
- 2.6 安全性と効率性という政策目標には、様々な異なる側面があり、それは多様な公的機関によって追求されることが考えられる。その中で中央銀行は、とくに金融システムの安定に対する強い関心や、決済システム参加者に対する決済口座の提供、さらには、金融政策遂行のための金融市場の機能や正常時・緊急時の自国通貨の信認維持に対する関心から主導的な役割を果してきた。また、こうした機能の遂行を通じて培ってきた専門的知識も、中央銀行がシステミックな影響の大きい資金決済システムに対して主導的な役割を有することを意味している。そして多くの場合、中央銀行はこの分野について明示的な責務を与えられてきている。

第3章 システミックな影響の大きい資金決済システムに関する基本原則

3.0.1 決済システムの文脈においては、以下のような種類の様々なリスクが発生し得る。

信用リスク:システム参加者が、当該システムで発生した金融債務を支払 期日および将来のいかなる時点においても完全には履行できないリスク。

流動性リスク:システム参加者が十分な資金を保有していないため、当該システムにおける金融債務を、将来の時点では履行できる可能性があるが、 予定通りには履行できないリスク。

法的リスク:十分に整備されていない法制度や法的不確実性が、信用リスクや流動性リスクを惹起、または悪化させるリスク。

オペレーショナル・リスク:機械の誤作動や事務ミスといった事務遂行上の要因により、信用リスクや流動性リスクを惹起、または悪化させるリスク。

システミック・リスク: 1 参加者の決済不履行やシステム自体の混乱が、 当該システムの他の参加者や、その他の金融システム内の金融機関の債務 不履行を招くリスク。こうした決済不履行は、広範な流動性・信用上の問題を引き起こし、結果として、当該決済システムや金融市場の安定性を脅かす可能性がある。

3.0.2 基本原則は、システミックな影響の大きい資金決済システムに適用される。決済システムは、リスクに対し十分に保護されず、当該システムにおける混乱がさらに参加者間の混乱、あるいはより広く金融部門におけるシステミックな混乱を引き起こしたり伝播させたりする可能性がある場合、システミックな影響が大きい。発端となる混乱は、例えば参加者の破綻により引き起こされるかもしれない。システミックな影響の有無は、主として個々の支払の大きさや性質、あるいは総決済額の規模により判断される。とくに大口の支払を扱うシステムは、通常、システミックな影響を有すると考えられる。システミックな影響の大きい資金決済システムは、必ずしも大口決済システムのみを指す訳ではない。この用語は、当該システムの扱う決済の何らかの特徴からシステミックな混乱を引き起こし波及させる可能性のある、様々な金額の決済を処理するシステムを指している。実際、システミックな影響の大きい資金決済システムと、そうでないシステムと

の区別は必ずしも明確ではなく、中央銀行は、その境界線がどこに引かれるべきかを慎重に検討する必要があろう(第 2 部は、この判断についてより詳細に説明する)。基本原則は、システミック・リスクが相対的に小さい決済システムの特性を評価・理解するにあたっても有益であり、そのようなシステムも原則の一部もしくは全てを満たすことが望ましいと考えられる。

- 3.0.3 システミックな影響の大きい資金決済システムの中には、中央銀行が所有・運営するものもあれば、民間部門が所有・運営しているものもある。また、公的機関と民間機関が共同で所有・運営する場合もあろう。基本原則は、あらゆる制度的形態のもの、所有形態のものに対しても適用されることを企図している。基本原則は、主にシステムの設計と運営を対象としているが、システムの参加者やその監督当局の行動に対しても影響を与える狙いがある。システムの運営者や参加者の役割・責任は明確に定められ、理解されなければならない。中央銀行は、基本原則の適用に関し重要な責務を負っているが、この点は第4章でより詳細に説明される。
- 3.0.4 基本原則は、一国における決済システムの観点から記述されているが、 決済システムの仕組みがより広い「経済圏」を対象とする場合 例えば、 1 決済システムや相互にリンクした決済システムが一国よりも広い地域をカ バーするケース に対しても同様に適用可能である。基本原則は、多通 貨の決済システムおよびクロスボーダーの側面を持つ決済システムに対し ても適用される。

基本原則

- I. システムは、全ての関係法の下で確固とした法的根拠を持つべきである。
- 3.1.1 システムの規則と手続は法的有効性を有し、かつその効果が予見可能でなければならない。確固とした法的根拠を持たないシステムや法的問題が十分に理解されていないシステムは、参加者をリスクに晒す惧れがある。法的問題への不十分な理解は、参加者に信用リスクや流動性リスクを過小評価させるなど、安全性に関する誤った認識をもたらすことがある。
- 3.1.2 基本原則 I に関係する法的環境には、関係法における一般的な法の枠組み(契約、決済、担保、銀行業、債権債務関係および倒産に関する法律など)に加え、特定の法令、判例法、契約(決済システムの規則など)や他の関連資料が含まれる。
- 3.1.3 システムの規則や手続がどの国の法律に基づいて解釈されるのかという 点も明確に特定されていなければならない。多くの場合、最も重要な法制 度は国内法であるが、とくにシステムが外国銀行の参加や複数の通貨を用いるなどクロス・ボーダーの要素を有する場合には、他国の関係法から派 生する重大なリスクの有無を検討する必要がある。
- II. システムの規則と手続は、参加者が当該システムへの参加による金融リスクを明確に認識できるものとなっているべきである。
- 3.2.1 システムの参加者、運営者、その他関係者 場合によっては顧客を含む は、システムに内在するリスクとそのリスクがどのように負担されているのかという点を明確に理解すべきである。リスク負担のあり方を決める重要な要素がシステムの規則と手続である。規則と手続は、全ての関係者の権利と義務を明確に定めるものであり、関係者にはそれらに関する最新の説明資料が提供される必要がある。とくに、システムの規則と法律上のその他の構成要素との関係が明確に理解され、説明されなければならない。また、金融リスクに関係する主要な規則は、一般に公表されるべきである。

- III. システムは、信用リスク、流動性リスクを管理するための明確な手続を持つべきである。こうした手続は、当該システムの運営者や参加者それぞれの責任を特定し、リスクを管理・抑制するための適切なインセンティブを与えるものでなければならない。
- 3.3.1 システミックな影響の大きい資金決済システムの規則と手続は、当該システムの中で信用リスクと流動性リスクがどのように負担されるかを決定するだけでなく、リスクの管理と抑制に関する責任を配分する基礎となる。したがって、規則や手続は、決済システムで発生するリスクに対応するための重要なメカニズムとなる。そのため、システムの規則と手続は、関係者全てが各種リスクを管理・抑制するインセンティブと能力を与えるものであると同時に、各参加者がもたらす最大のエクスポージャーに対して上限を課すようなものでなければならない。エクスポージャーに対する上限は、とくにネッティングの仕組みを有するシステムについて重要となろう。
- 3.3.2 リスクの管理・抑制には、分析的手法や運営上の手法を用いた様々な方法がある。分析的手法には、参加者がシステムにもたらす信用リスクや流動性リスクに対する継続的なモニタリングと分析が含まれる。運営上の手法には、エクスポージャーに対する上限設定、支払債務をカバーする事前入金や担保の提供、振替待ち行列(queue)の設計や管理、その他の仕組みによるリスク管理の実施が含まれる。多くのシステムにとっては、リアルタイムで運用されるリスク管理手法の利用が基本原則 III を満たす際の重要な要素となる。
- IV. システムは、決済日にファイナルな決済を迅速に提供すべきである。 ファイナルな決済は、日中に提供されることが望ましく、少なくとも決済日の終了時までには提供されるべきである。
- 3.4.1 基本原則 IV は平常時における日々の決済に関するものである。支払指 図が決済のためシステムにより受け付けられた時点(エクスポージャーに 対する上限や流動性の利用可能性などに関するリスク管理テストをクリア した時点など)から実際にファイナルな決済が行われる時点までの間、参 加者は依然として信用リスクと流動性リスクに晒されていると考えられる。 また、こうしたリスクは、営業日を越えて残存する場合、関係当局による

破綻金融機関の閉鎖が営業日と営業日との間に行われることが多いこともあり、さらに著しいものとなる。このため、ファイナルな決済が迅速に行われることは、こうしたリスクの削減に寄与する。最低基準として、ファイナルな決済は、決済日の終了までに行われるべきである。

- 3.4.2 ほとんどの国において、少なくとも 1 つの決済システムが日中に即時のファイナルな決済を提供する形でこの最低基準を超えることが目標とされるべきである。こうした日中の即時ファイナリティの実現は、大口資金の決済件数が多く、金融市場がより成熟している国においてとくに望ましい。また、迅速でファイナルな決済が単に利用可能となるだけでなく、実際に実行されることを確保するためには、有効な日中流動性供給の仕組みが必要である。
- 3.4.3 基本原則 IV は所定の決済日における決済の迅速性に関するものであり、 先日付入力のサービスをシステムが提供することを否定するものではない。
- V. マルチラテラル・ネッティングが行われるシステムでは、少なくとも最大のネット負債額を有する参加者が決済不能となった場合でも、日々の 決済をタイムリーに完了できるようにするべきである。
- 3.5.1 ほとんどのマルチラテラル・ネッティング・システムは、参加者の債務の決済を遅らせて行う。マルチラテラル・ネッティングは、参加者がその支払債務を履行できない場合、決済時点にその他の参加者に予期せざる信用リスクや流動性リスクを与える可能性を生じさせるリスクがある。リスク量は、予定されていたネット負債額よりも大きくなる可能性がある。決済が遅らされる時間が長いほど、リスクは拡大する。ネッティング・システムが、少なくとも最大のネット負債額を有する参加者が決済不能となった場合でも、決済を完了できなければならないことを定めるランファルシー基準 IV は、このようなマルチラテラル・ネッティングと時点決済の組合せに焦点を当てている。このため、そうしたシステムは、この決済リスクに対する強力な管理を必要とし、ネット・ベースで決済を行う多くの決済システムは、信用リスクと流動性リスクを制限し、混乱発生時に流動性へのアクセスを確保する仕組みを導入している。

- 3.5.2 この最低基準のみを満たすシステムは、依然として、複数の機関が同じ 営業日に決済不能に陥るリスクに晒されている。ネット負債額の大きな参加者が決済不能となる状況下では、そのシステムに参加する他の機関も流動性が逼迫している状況にあることが十分考えられる。このため、現在国際的に最も進んだ慣行では、ネット負債額が最大の 1 参加者のほかに決済不能が発生した場合にも耐え得ることが求められている。但し、このアプローチには注意深い検討も必要であり、その適否などについては、決済リスク削減のメリットや流動性管理といったその他の帰結を考慮しながら、評価すべきである。さらに、代替的なシステム設計(例えば、即時グロス決済システムや混合型システム)が決済リスクの削減や除去のために採用されるケースも増えてきている。
- 3.5.3 基本原則 V は、ランファルシー基準 IV の表現をほとんど変更せずに用いており、同基準は、可能な限りそれを上回ることが望ましいマルチラテラル・ネッティング・システムのための普遍的な最低基準として存続する。本原則は、即時グロス決済システムには当てはまらない。混合型システムのようなその他の種類のマルチラテラル・ネッティングや時点決済を行うシステムについても、中央銀行は内在するリスクが同様なものであるかどうかを検討する必要があり、仮にそうであるならば、少なくとも本原則の提示する最低基準を適用するアプローチをとるか、それ以上の高い基準を適用していくことが望ましい。
- VI. 決済に利用される資産は、中央銀行に対する資産であることが望ましい。 他の資産が利用される場合、その資産は信用リスクと流動性リスクがほ とんどないか、または全くないものであるべきである。
- 3.6.1 ほとんどのシステムでは、支払債務の決済のために、参加者間で資産の 移転が行われる。そうした資産の最も一般的、かつ望ましい形態は、中央 銀行に対する資産である中央銀行預金である。但し、特定の機関に対する 資産を決済用の資産とする例もある。
- 3.6.2 決済に利用される資産は、当該システムの全参加者が受け入れねばならないものである。中央銀行に対する資産以外の資産が決済に利用される場合、当該システムの安全性は、その資産が保有者に重大な信用リスクや流

動性リスクをもたらすかどうかという点にも依存する。資産の発行者が破綻するリスクが無視し得ない場合には、そのような形態の信用リスクが発生する。また、このような状況において、決済に利用される資産が中央銀行に対する資産や他の流動資産に容易に転換できない場合には、流動性リスクが生じる。いずれの場合においても、そのシステムはシステミック・リスクを引き起こすような信頼性の危機に直面する可能性がある。中央銀行預金は、その保有者に信用リスクや流動性リスクをもたらさないことから、決済を行うための資産としては一般に最も適しており、システミックな影響が大きい資金決済システムにおいて用いられることが多い。民間銀行における預金などそれ以外の資産を用いて決済が完了される場合には、その資産の金融リスクがほとんどないか、または全くないものでなくてはならない。

- 3.6.3 決済システムの中には、決済用の資産の利用を最小限に抑えているものがある。そのようなシステムでは、例えば、債権の相殺によって決済を行っているかもしれない。これは、他の基本原則 とくに相殺のプロセスに堅固な法的根拠を求める基本原則 I と不整合でない限り、基本原則 VI と整合的なものである。
- VII. システムは、高度のセキュリティと運行上の信頼性を備え、かつ日々の 事務処理をタイムリーに完了させるための緊急時の対応策を用意すべき である。
- 3.7.1 市場参加者は、金融市場取引を決済するために決済システムを利用する。 決済システムは、そうした取引の正確性と確実性を確保するため、取扱う 取引の金額からみて適切で、商業的にも合理的なセキュリティ基準を有す るべきである。こうした基準は、技術の進歩とともに高度化していくもの である。また、システムは、日々の事務処理の完了を確保するため、運行 上の高度な問題対応能力を維持しなければならない。このことは、単に、 システムが信頼性の高い技術を有し、全てのハードウェア、ソフトウェア およびネットワークについて十分なバックアップ体制を持つか否かという 問題ではない。合わせて、効果的な事務手続と、安全かつ効率的にシステムを運行し、正しい手続がとられることを確保できる十分に教育された有

能な人員とをもつことも必要である。このことは、高い技術とともに、例えば、支払が正確かつ迅速に処理され、限度額などのリスク管理手続が遵守されることを確保するのを助けるであろう。

- 3.7.2 十分な安全性と効率性を提供するために必要なセキュリティと信頼性の程度は、そのシステムの重要性と、関連するその他のファクターに依存する。例えば、求められる信頼性の程度は、緊急時に支払を行うための代替手段の利用可能性に依存する。
- VIII. システムは、利用者にとって実用的であり、経済全体にとって効率的な 決済手段を提供すべきである。
- 3.8.1 システムの運営者や利用者(すなわち、銀行などの参加者とその顧客)、システムのオーバーサイトを行う主体は、みなシステムの効率性に関心がある。彼らは、資源の浪費を回避しようとし、他の条件が同じであるならば、より少ない資源を利用することを望むであろう。必要とされる資源のコストを最小限に抑えることは、通例安全性を最大限に高めるといった、その他の目標とトレード・オフの関係を持つ。こうしたその他の目標を達成する必要性を前提に、技術面の選択を含めシステムの設計を行うにあたっては、システム固有の環境において現実的であること、経済全体への影響を考慮に入れること、によって関連する資源のコストを節約するよう努めるべきである。
- 3.8.2 決済サービスを提供する費用は、その利用者が望むサービスの質や特徴、およびシステムがリスクを削減するためにこの基本原則を満たす必要性に依存してくる。システムがサービスを提供している市場のニーズに見合ったシステムは、より多く利用される。また、当該システムが基本原則も満たせば、そのシステムはサービスの提供に係る費用およびリスク削減の便益をより広範に行き渡らせることになる。
- 3.8.3 決済システムの設計者や運営者は、最低限の資源コストで、機能という意味でのサービスの質、安全性、効率性の一定水準をどのように提供するかを検討する必要がある。ここで言うコストには、システムにおける課金によって利用者に転嫁されるもののみならず、決済サービスを提供するにあたり、システムとその利用者によって用いられる資源全体のコストが含

- まれる。例えば、流動性や担保に係る費用など、利用者が負担する全ての間接的な費用も考慮する必要があろう。
- 3.8.4 システムにおける流動性のアベイラビリティは、システムの円滑な運行の重要な要素となり得る。資金の受取人は、直ちに再利用可能な資金の形で支払いを受けることを望むため、日中決済を行っているシステムのメリットを重視する。しかし、支払人には、そのようなシステムの中で早く支払を行うことを可能にするために流動性を調達する費用がかかる。不十分な日中流動性の仕組みしかないシステムでは、資金の受払が遅くなるとか、すくみ(参加者がそれぞれ他方が先に支払うのを待っている状態)が生じるリスクに直面する可能性がある。効率性の観点からは、システムは参加者に、迅速に支払を行う十分なインセンティブを与えるべきである。即時決済を行うシステムでは、日中流動性の供給がとくに重要である。日中流動性の供給に関係するファクターには、インターバンク金融市場の厚みや関連する担保のアベイラビリティが含まれる。中央銀行は、支払が円滑に進められることの便益を念頭において、システムの日々の機能をサポートする日中流動性を供給すべきか、供給する場合にはどのようにそれを行うのか、を検討すべきである。
- 3.8.5 決済サービスを提供するための技術と事務手続は、システムの利用者が求めるサービスの種類と整合的であり、その決済サービスが提供される市場の経済的発展段階を反映したものとなっているべきである。したがって、決済システムの設計は、当該国の地理的条件、人口分布およびインフラ(通信、交通、銀行業の構造など)にふさわしいものとなっているべきである。ある国に適している特定の設計や技術的な解決が、他の国には適当でないかもしれない。
- 3.8.6 システムは、国内および国際的な決済サービスの市場の発展に見合うよう設計・運営されるべきである。システムの技術的・業務的および組織運営(ガバナンス)の取極めは、システムに対する例えば新しい技術や手続の導入などに関する需要の変化に対応できるよう十分に柔軟であるべきである。

- IX. システムは、公正かつ開かれた形での参加が可能となるよう、客観的で 公表された参加基準を設けるべきである。
- 3.9.1 参加者間の競争を促すような参加基準は効率的で低コストの決済サービスを促進する。しかしながらこの利点は、システムとその参加者を、彼らに過度の法的リスクや金融リスク、オペレーショナル・リスクを与えるような機関がシステムに参加することから保護することの必要性と比較衡量される必要があるかもしれない。また、参加に対するあらゆる制限は、客観的で適切なリスク基準に基づくものとなっているべきである。全ての参加基準は明文化され、関係者に対して開示されるべきである。
- 3.9.2 システムの規則は参加者のシステムからの秩序ある離脱につき、参加者の要請による場合と、当該参加者は離脱すべしとするシステム運営者の判断による場合との双方について、明確に定められた手続を提供すべきである。中央銀行が自らの決済システムのファシリティや決済口座のサービスへのアクセスを止めさせる行動をとることも、当該参加者のある決済システムからの離脱につながると考えられる。ただし、中央銀行がそのような行動をとるかもしれない全ての状況を予め明示的に特定することは可能でないかもしれない。
- X. システムの組織運営の取極めは、効果的かつ対外的に説明可能であり、 透明なものとなっているべきである。
- 3.10.1 決済システムにおける組織運営(ガバナンス)の取極めは、当該システムの経営陣、経営体(理事会など)、所有者や他の利害関係者の間の関係をカバーするものである。これらの取極めは、システム全体の目標の設定、その実現方法、パフォーマンスのモニタリング方法を定める仕組みを提供する。システミックな影響の大きい資金決済システムには、広く金融・経済に影響を及ぼす潜在性があるため、そのシステムの所有と運営が中央銀行によって行われていても民間によって行われていても、効果的かつ対外的に説明可能で透明なガバナンスに対する特別な必要が存在する。
- 3.10.2 効果的なガバナンスは、経営陣に対し、システム、その参加者およびより一般的に社会の利益に繋がる目標を追求する適切なインセンティブを与える。また、それは経営陣がシステムの目標を実現するための適切な手

段と能力を持つことを確保する。ガバナンスの取極めは、当該決済システムのサービスを利用する者がシステムの目標とパフォーマンスに影響を与えることができるよう所有者(例えば、民間決済システムの出資者)のほか、当該システムがシステミックな影響を有することから、広く金融関係者に向かって説明する責任を与えるべきである。説明責任を果たすことの重要な側面は、ガバナンスの取極めが透明であることが確保され、その結果、影響を受ける全関係者が、システムに影響を及ぼす決定事項と決定プロセスに関する情報にアクセスできることである。効果的かつ対外的に説明可能で、透明なガバナンスは、基本原則全体を満たすための基礎となるものである。

第4章 基本原則を適用するにあたっての中央銀行の責務

- A. 中央銀行は、決済システムに関する目標を明確に定め、システミックな影響の大きい資金決済システムに関する自らの役割と主要政策を公表すべきである。
- 4.1.1 民間決済システムの設計者や運営者、全てのシステムの参加者とその他の利用者、およびその他関係者は、決済システムに関する中央銀行の役割、責務、目標について明確に理解する必要がある。また、正式な権限に基づくのかその他の手法に基づくのかに拘らず、中央銀行がどのようにその目標を達成しようとするのか理解する必要がある。こうしたことにより、関係者が予見可能な環境でシステムを運営し、中央銀行の目標と政策に沿う行動をとることができるようになる。
- 4.1.2 このため中央銀行は、決済システムに関する明確な目標を持たなければならない。また中央銀行は、システムの運営者と利用者に影響を及ぼすような主要な政策を明確に定め、かつそうした政策に対する十分な理解と支持を得るため、その公表を行うべきである。
- B. 中央銀行は、自ら運営するシステムが基本原則に適合することを確保すべきである。
- 4.2.1 中央銀行は、1 つまたは複数のシステミックな影響の大きい資金決済システムの運営者であることが多い。このため中央銀行は、自らの運営するシステムを基本原則に適合させる能力を持ち、確実にそれに適合させなくてはならない。
- C. 中央銀行は、自ら運営しないシステムが基本原則に適合するようにオー バーサイトを実施し、このオーバーサイトを実行する能力を持つべきで ある。
- 4.3.1 システミックな影響の大きい資金決済システムを中央銀行が運営してい ない場合、中央銀行は当該システムが基本原則に適合するようオーバーサ

イトを実施すべきである。中央銀行のオーバーサイトは、適切な根拠に基づいたものでなければならない。この点が如何に達成されるかは、各国の法的・制度的枠組みによって異なり、様々な方法があると考えられる。法律に基づくオーバーサイトの枠組みを持ち、それに基づき中央銀行や他の当局に与えられたオーバーサイトの具体的な作業、責任および権限が定められている国もある。一方、慣行や慣習といった法律に基づかないかたちでオーバーサイトを行う体制を採っている国もある。いずれの方法も、それぞれが置かれた環境の下で 当該国の法的・制度的枠組みやオーバーサイトの対象となる機関によるアプローチの受容れられ方に依存するが 機能し得る。但し、決済システムのオーバーサイトに係わる役割や関連する政策を新たに確立したり、大幅に見直そうとしている国にとって、法律に基づくオーバーサイトのアプローチが持つ利点は正式な検討に値するものである。

- 4.3.2 中央銀行はオーバーサイトを有効に行うための専門性と資源を持たなければならない。中央銀行は、オーバーサイトを行う立場を利用して自らが所有・運営するシステムと比べて、民間のシステムに対して不利な扱いを行うべきではない。むしろその役割を通じて、公的部門と民間部門による決済サービスの提供の組合せが公共政策目標を実現するよう確保していくべきである。
- D. 基本原則を用いて決済システムの安全性と効率性を高めるにあたって、 中央銀行は他の中央銀行や国内外の関係当局と協力すべきである。
- 4.4.1 多くの異なる当局が、決済システムの安全で効率的な運行に関心を持っている。運営者あるいはオーバーサイトの主体という地位にある当局には、中央銀行に加え、例えば、立法機関、財務関係省庁、監督当局および競争政策当局が含まれる。とくに、一国の決済システムのオーバーサイト、金融市場のサーベイランスおよび金融機関の監督は、相互補完的な活動であり、それらは異なる機関によって遂行される場合がある。当局間の協調的なアプローチは、関連する全ての公共政策目標の実現に資するであろう。
- 4.4.2 決済システムのオーバーサイトは、決済システム全体の安定性に焦点を 当てるものである一方、銀行やその他の個別金融機関の監督は個々の参加

者のリスクに焦点を当てるものである。オーバーサイトを行う主体は、とくに決済システムのリスクを評価する際、決済システムにおける個々の参加者がその責任を果たす能力を考慮する必要があると考えられる。他方、監督当局は、個別の金融機関のリスクをモニタリングする際、決済システムの参加から生じるリスクも含め、当該金融機関の健全性に影響を及ぼすリスクについて考慮する必要があろう。監督当局と決済システムのオーバーサイトを行う主体との間で定期的な意見や情報の交換 場合によっては主要な決済システム参加者に関する意見・情報交換を含む を行うことは、相互補完的な目標の達成に資するものである。情報共有に関する合意は、こうした情報交換にとって有益なものとなる。

4.4.3 クロスボーターや多通貨の要素をもつシステムについては、当局間の協調がとくに重要である。ランファルシー報告書のパート D が提示する中央銀行による協調的オーバーサイトに関する原則は、そうした協調体制の枠組みを示している。

第2部 基本原則を実現するにあたって

第5章 第2部のはじめに

- 5.1 この報告書の第 1 部においては、システミックな影響の大きい資金決済システムの安全性と効率性が公共政策上の基本的な目標であることを明らかにしている。そこでは、そうしたシステムの設計と運営に関し 10 項目の基本原則が示されるとともに、中央銀行が、公共政策の目標を追求していく際に果たす主導的な役割が説明され、中央銀行が負う 4 つの具体的な責務が示されている。
- 5.2 この報告書第 2 部は基本原則を実際にどのように解釈し利用していくかに ついてのガイダンスを提供している。まず、基本原則を適用すべき状況に ついての議論から始められている。次に、基本原則と中央銀行の責務の一つ一つに関するより詳しい説明が行われ、これらが各国においてどのよう にして効果的に実現されてきたかについての経験が掲げられているほか、 それらを解釈し実現する方法の一般的な例が示されている。第 2 部は、システミックな影響の大きい資金決済システムの設計者、運営者およびオーバーサイトの主体が直面する政策判断や技術的な選択に役立つことを企図 している。また、これらの論点のいくつかについては、本文中で論じられ た考え方についてより詳しい例を挙げた一連のボックスにおいて、議論を 深めている。
- 5.3 各国の発展段階、地理、人口との関係から、社会、経済、決済のインフラが国ごとに多様であることは、どの国にも適切であるような例は少ししかないことを意味する。それらはいずれも普遍的な対処策にはなり得ない。しかし、これらの例は総体として、それぞれの基本原則や責務の目的を説明するのに役立つようにと考えられている。基本原則および責務は、いかなる環境においてもシステミックな影響の大きい資金決済システムが適合するように意図されているが、適合の仕方は様々であり得る。
- 5.4 本報告書は、政策面で考察すべきことを議論するにあたり、明確なガイダンスを与えることができる。しかし、本報告書は、技術的な問題を検討するにあたり、特定の現行の技術について判断を下すことは通常避けている。 急速な技術の進歩は、例えば利用可能なサービスの種類を増やしたり、コ

ストを削減したりすることにより、決済システムを改善するための多くの機会を新たにもたらす。また、セキュリティと効率性についての目標を達成するための新しい方法を提供するほか、基本原則を実際に実現するにあたって重要な影響を与えつづけているようである。技術進歩の速さと展開を正確に予測するのは困難である。例えば、インターネット関連技術の利用において最も顕著であるが、近年多くの事業が進められているセキュリティと運行上の信頼性の分野では、技術がその可能性を変えつつある。

5.5 技術の発達は、新たな決済システムの設計も可能としている。報告書は、基本原則を満たすうえで適切に設計された即時グロス決済システム(そのようなシステムは試みられ、テストも行われている)が効果的であることを数回にわたって言及している。こうしたシステムは、世界 40 カ国で導入に成功し、システミック・リスクを削減してきている。それはシステミックな影響の大きい資金決済システムにおける安全性と効率性を達成する手段であって、それ自体は目標ではない。日中にも決済をファイナルにする新たな決済方式の例がいくつかみられており、そのようなシステムの設計と技術の両方が急速に発展し続けている。これら発展しつつある新しい技術については、その設計がもつ全ての含意に関してまだ経験が積み重ねられているところであるので、本報告書では手短にコメントをしているに過ぎないが、そうした技術は基本原則に適合するための新たな可能性を提示している。

第6章 基本原則の適用範囲

- 6.1. 基本原則は、当該経済が高度に発達しているか、体制移行期にあるか、あるいは新興経済であるかに拘らず、全ての国において、現実的なタイム・スケールの中で適用されることを企図されている。基本原則が利用される具体的な方法は、経済の発展段階であるとか、当該経済における制度面・インフラ面のフレームワークによって異なる。しかし、基本原則は、決済システムの当初の評価を行う場合にも、また改革プロジェクトを計画する場合にも、既存のシステムへの変更が検討されている場合にも有用なはずである。加えて、システミックな影響の大きい資金決済システムについては、基本原則に継続的に適合していることを定期的にモニターしていくべきである。
- 6.2 この報告書は、民間部門におけるシステミックな影響の大きい資金決済システムの設計者や運営者ばかりでなく、とくに中央銀行や、この分野についての責務を負った他のあらゆる公的当局のために作られている。この報告書は、とくに効率性について論ずる部分において、決済サービスが市場という環境の中で提供されているとの前提で記されている。このことは、そうした前提が満たされないケースについて基本原則そのものの意義が薄れるということを意味していない。もっとも、この報告書第2部においてはそのようなケースに直接あてはまる例はあまり示されていない。
- 6.3 それぞれの国が公共政策の目標を達成していく場合、基本原則の効果的な 適用が極めて重要となる。ここ 10~20 年の間に、決済システムをオーバー サイトし、またしばしば運営する上で、中央銀行が極めて重要な役割を もっていることが一段と明確になってきた。この報告書は、中央銀行が自 らのこうした役割をはっきりと定めるとともに、基本原則がそれぞれの国 における全てのシステミックな影響の大きい資金決済システムに適用されることを確保するよう勧告している。

評価や必要となる改革の実現の時期について、全世界共通に時限を決めることは不可能である。しかし、早期に評価を行い、必要な場合は評価に応じて現実的かつ詳細な改革計画を立てることを目標とすべきである。

決済システムを構成するもの

- 6.4 この報告書の文脈において、決済システムとは、システムの参加者間の資金移動のための機器、手続および規則の一式である。典型的には、システムの参加者と運営者の間の合意に基いており、資金移動は合意された技術インフラを用いて実行される。参加者は直接または間接に参加できる(ボックス 11 の「階層的な決済の仕組み」を参照)。
- 6.5 報告書は、決済システムが経済において果たすより広範な目的を認識しているが、システムの運営者、参加者、決済機関および中央銀行以外の者の権利・義務を直接扱ってはいない。例えば、決済のファイナリティという法的な概念について検討する場合(基本原則 、その他) この報告書の直接の関心事項はシステム参加者間の決済である。同様に、銀行による他の決済仲介機関に対する決済サービスの規定は、この報告書の中心的な関心事項ではない(6.10参照)。

システミックな影響の大きい資金決済システムの特定

- 6.6 基本原則を実際に用いていく上でひとつの重要なステップとなるのは、システミックな影響の大きい資金決済システムを、それ以外のものから区別することである。利用者にとって、あるいは経済を円滑かつ効果的に機能させる上で重要な決済システムは国内に多数存在するかもしれない。しかし、システミックな影響の大きい資金決済システムの顕著な特徴は、それが混乱を引き起こしたり、ショックを国内あるいは国際的に金融システムの中を伝播させていく可能性をもつことである。ほとんどの国はこのようなシステムを少なくとも1つは有している。
- 6.7 ある決済システムがシステミックな混乱を引き起こしたり伝播させる可能性を評価する際の主なファクターは、システム参加者の財務規模との対比であるとか、より一般的に金融システムとの関係でみた、当該システムが取扱う支払の金額 総額または個々の支払額 である。
- 6.8 決済システムのシステミックな影響が大きいか否かを決定する際に意味を もつもうひとつのファクターは、それが取扱う支払の性質である。他の決 済システムにおける決済に用いられるシステム(例えば、マルチラテラル なネット決済を行うシステムの決済のために、ネットされた金額の支払を

取扱う場合) あるいは金融市場取引 (例えば短期金融市場や外国為替市場の取引、あるいは証券市場取引に係る資金取引)の決済において行われる支払を扱うシステムはシステミックな影響の大きい資金決済システムの典型であると考えられる。

- 6.9 少くとも次のうち 1 つでも当てはまる場合には、当該システムはシステミックな影響が大きい可能性が強い。
 - それが当該国における唯一の決済システムであったり、取扱う支払の総額が大きいシステムである場合。
 - 1件1件の金額が大きい支払を主に取扱う場合。
 - 金融市場取引の決済に用いられたり、他の決済システムのための決済に 用いられている場合。
- 6.10 銀行が、他の銀行やそれ以外の支払仲介者に対して、自行の帳簿上の彼 らの口座間で支払を行う形で、支払サービスを提供しているケースがしば しば存在する。こうしたサービスは、一般に当該銀行とそこに口座を開設 した者との間におけるバイラテラルな取極めであって、通常は基本原則の 適用対象とならないと考えられる。金融部門におけるより大規模な統合に よって、このような支払サービスの仕組みはその重要性を高めている。一 定の事例においては、こうした取極めが決済システムの性格を何がしか有 することがあり(決済システムを構成するものについて議論しているパラ グラフ 6.4、6.5 を参照) かかる取極めがシステミックな重要性をもつかど うか判断しなければならない。こうしたケースを特定し分析し、基本原則 を適用すべきか否かを決めるために、銀行監督者と決済システムのオー バーサイトを行う主体との間の協力が必要である。基本原則が適用される 場合には、 責務 D のところで論じられるように、銀行監督者と決済システ ムのオーバーサイトを行う主体は、継続的にそのような決済システムの取 極めのもつリスクや効率性の状況を評価することに協力していく必要があ る。基本原則を適用しないとの判断が行われる場合であっても、リスクや 効率性の側面を評価するうえで、基本原則は何らかの助けになろうであろ うし、決済システムのオーバーサイトを行う主体には銀行監督者を支援す る役割が存在し得るであろう。

6.11 あるシステムのシステミックな影響が大きくない場合であっても、基本原則の多く、または全てを適用することが適切であり得る。当該システムが広範に利用され、利用者にとって同様の支払を行うための代替手段が直ちに存在しない場合において、このことはとくにあてはまる。

証券決済システムの資金決済システム的側面

- 6.12 証券決済システムは、別途の資金決済システムとの接続や、当該証券決済システムの内部における支払機能の提供によって、参加者間の支払を行うメカニズムを提供していることが極めて多い。証券決済システムは資金のクリアリング・サービスを提供している場合があり、これは資金の時点ネット決済システムにおけるネッティングの取極めと極めてよく似ており、極めてよく似たリスクを伴うものである(ボックス 7 を参照)。そこで取扱われる金額はしばしば大きいから、このようなシステムは十分にシステミックな影響が大きいであろう。
- 6.13 全てと言わないまでも、ほとんどの基本原則は、証券決済システムに随伴している支払メカニズムにも適用できるものとなっている。また、証券の移転に関連した別途の問題も存在している。中央銀行は証券決済システムの安全性と効率性、とくに資金決済的側面(パラグラフ 2.6 を参照)のそれに明確な関心を有している。国によっては、証券規制当局が、証券決済システム全体のオーバーサイトについて主導的な責務を持っている場合がある。従って、これら公的当局は証券の移転とこれに関連する支払メカニズムが安全性と効率性という公共政策の目標を確実に達成するよう、協力を行っていくことが必要である7。

⁷ 証券決済システムのための勧告集を作成するために、1999 年 12 月に CPSS と IOSCO によって共同で設けられた作業部会について言及しているパラグラフ 1.7 を参照。

第7章 基本原則の解釈と実現

基本原則 - システムは、全ての関係法の下で確固とした法的根拠を持つべきである。

背景

- 7.1.1 決済システムの法的根拠は、システム全体の安定性にとって極めて重要である。法的根拠は、一般的には、特定の法律、規制、支払やシステムの運営を規律する取極めや、一般的な法的枠組みから構成される。一般的な法的枠組みの例としては、契約、倒産、銀行業務や担保を規律する法律などが挙げられる。場合によっては、独占禁止法や消費者保護法も関連するであろう。中央銀行法や、電子決済、決済のファイナリティやネッティングおよびこれらに関連する問題など支払を規律する特定の法律はとくに重要である。さらに、決済システムがクロスボーダーの側面を持つ場合には、決済システムが置かれている国以外の国々の法制もシステムの強度に影響するであろう。
- 7.1.2 決済システムの堅固な法的根拠は、運営者や参加者、規制当局の権利義務関係を明らかにしたり、もしくは関係者がそれを明らかにするための枠組みを提供する。大半のリスク管理の仕組みは、支払取引の関係者の権利義務関係についての前提に基づいている。それゆえ、もしリスク管理が堅固で効率的であるべきとすれば、決済システムの運営やリスク管理それ自体に関する権利義務関係が高度な確実さをもって確立されていることが必要とされる。とくに、リスク管理の仕組みのためのしっかりと確立した権利義務関係が、金融面の緊張が生じた際に、リスク管理の仕組みを予見可能な形で機能させる必要がある。リスク管理の仕組みの分析は、ほとんど常に法律面の前提が堅固なものであるかどうかの問題に還元される。
- 7.1.3 堅固な法的根拠は極めて重要であるものの、完全な法的確実性を実現できることは殆どない。しかし、この事実が認識されるからといって、決済システムの運営者、参加者や当局は、できる限り堅固な決済システムの法的根拠の確立に向けた努力を止めるべきではない。これらの関係者は、一定の法的不確実性が存在する分野を特定すべきである。ある特定の法律の条項に関連する法的確実性の程度を評価するための 1 つの有益な手法は、

法律意見書を取得することである。

法的根拠を構成する重要な要素

- 7.1.4 契約法は、システムの運営者や参加者、決済システムに参加している銀行の顧客の権利義務関係を確立するために用いられる取極めの強制力に大きく影響し得る。通常の環境においても、また金融面の緊張が生じた状況においても、システムの運営やリスク管理、およびその他の面が予定どおりに機能するために、こうした契約上の取極めは強制力を持ったものでなければならない。個別の契約上の取極めと、例えば、倒産法や独占禁止法といった様々な法律の条項との間に不整合がある場合には、取極めの強制力に重大な支障が生じ得る。
- 7.1.5 重大な金融リスクが決済システムに移転される時点を明らかにし、リス ク管理システムにとっての重要な基礎を提供するためには、システムが ファイナルな決済を実現する時点を明確にすることがとくに大切である。 倒産法が極めて重要となる。システムの設計者や関係当局は、次のような ことを自らに問いかけなければならない。万一システムの参加者が倒産し た場合にどのような事態が生じるであろうか、取引はファイナルと認めら れるであろうか、あるいは取引が清算人や関係当局によって無効、もしく は取消し得るとみなされ得るであろうか。いくつかの国では、例えば、破 産法におけるいわゆる「ゼロ・アワー・ルール」(このルールに関する議論 についてはボックス 1 を参照)は、一旦決済システム(たとえ即時グロス 決済システムであっても)で決済されたようにみえた支払を巻き戻す効果 を有する。さらには、いくつかの法域における倒産法では、倒産が発生し た際、ネットされた支払金額やこれに関連する債務が清算人との関係で有 効と認められておらず、例えば、システムが行うマルチラテラル・ネッ ト・ポジションの計算に含まれる支払は巻き戻され得る。そのような場合、 信用リスクや流動性リスクを管理する上では、ネッティングされた金額を 信頼することは安全ではない。決済の法的基盤は「ゼロ・アワー・ルー ル」を排除し、ネッティングに関する契約の強制力を保証することで大い に強化され得る。近年多くの国が倒産法を適切に改正するプログラムに着 手しはじめた。

ボックス 1

ゼロ・アワー・ルール

「ゼロ・アワー・ルール」が、資金決済システムに適用された場合、倒産(もしくはそれに類する事態)が生じた当日の午前零時(ゼロ・アワー)以降、倒産した参加者が行った全ての支払が無効となる。即時グロス決済システムにおいては、既にファイナルな決済が行われたとされる支払を巻き戻すこととなるおそれがある。また、同ルールは、時点ネット決済を行うシステムにおいては、全ての取引のネッティングについて巻き戻しを発生させ得る。このことは、全てのネット尻の再計算を要し、参加者のポジションに大きな変更を生じさせる。いずれの場合も、システミックな影響をもたらす可能性がある。

7.1.6 例えば貸借のための担保の授受を可能とする担保法制については、ボックス 2 にまとめられている。こうした法律は、決済システムのリスク管理の仕組みの設計に大きな重要性をもつであろう。例えば、多くの中央銀行は、何がしかのタイプの担保に関する取極めに従って決済システムの参加者に信用を供与している。民間で運営されている多くのネッティングシステムは、貸出制度を安全なものにし、決済不能が生じた際にも決済が確保されるのを助けるために、担保の仕組みを採用している。いずれにしても、倒産があった場合を含め、担保の取極め、または仕組みが予定どおりタイムリーに実施できることを確保するための強制力があるか否か評価するために、担保の取極めを規律する法律は慎重に検討されなければならない。関連する法律は、担保の種類や担保の所在する法域によって異なるであろうから、個々のシステムにおけるそれらの法律の効果を理解することが必要であろう。

ボックス 2

担保の取極めを規律する法

担保取引は、一般に、担保法、倒産法、契約法といった 3 つの主要な法に規律される。担保法は、担保権の設定と実行について規律する。同法は、例えば、有効な質権(あるいはレポの取極めもおそらく同様)の条件、および担保権設定者が債務不履行となった場合に担保権者が担保権を実行するための手続を定

めている。担保権設定者による倒産は、多くの場合支払不能を要因とすることから、担保権の実行は関連する倒産法の影響を直接に受けるであろう(なお、なかには支払不能となった主体の種類により異なる倒産処理方法を有する国もある)。また、担保権設定者と担保権者間の担保取引を規律する契約は契約法に関係することが多い。これらの法に加え、時には、銀行法、証券法、消費者保護法や刑法等他の法律も関係することがある。

- 7.1.7 法の枠組みは、新たな決済システムの技術の発展を阻害すべきではない。システムの扱う大もとの支払手段が電子的なものであれ、紙ベースのものであれ、電子的な処理が含まれている場合、関連する法律が、利用されている手法と整合的であることを確保する必要があるだろう。新たな立法は、決済のファイナリティ、電子的な手段による法的に有効な委任、過失や偽造の場合における権利義務関係のあり方などの事項に関する解釈の明確性と予見性を実現している必要があるかもしれない。
- 7.1.8 また、銀行法や中央銀行法も重要な役割を果たし得る。銀行や中央銀行は決済システムを構築したり、決済システムに参加すること、また堅固なリスク管理の原則を採用することを含め、効果的で適切に管理されたシステムを設計することについて法律上の授権が必要であろう。とくに、国々がシステミックな影響の大きい資金決済システムの改革あるいは構築にはじめて取り組む場合、法律のこれらに関係する部分は適切なものであるということを単純に前提とすべきではない。これは、レビューを行うための有益な機会となり得る(決済システムの改革と構築のプログラムに関する議論については、パラグラフ 10.8~10.14 を参照)。
- 7.1.9 例えば、システムがクロスボーダーのサービスを提供している場合や、海外の機関が国内の決済システムに参加している場合、そのシステムが置かれている法域以外の法域の法律も重要となり得る。システムが運営されている法域の法律だけでなく、そのような海外の参加者の母国の属する法域の法律も重要となるように思われる。クロスボーダーの側面を有したシステム特有の問題についての一般的な議論については、9.2 節を参照。多くの法律が潜在的に関係するが、そのうちでも様々な法域における倒産法がとくに重要であろう。例えば、参加者が倒産した際に、清算人がネット決済が行われている決済システムにおいてネッティングされた支払金額の有

効性を十分に主張し得るかどうかを検討することは重要であろう。仮に、ある特定の法域から金融機関が参加することで極めて重大な法的リスクが生じる場合、リスクを軽減するような管理を構築する必要がある。仮にそのような管理が十分でない場合、そのシステムへの参加が最終的には制限される必要があるかもしれない。基本原則 IX は、公平で開かれた参加と、参加制限によるリスクの限定とのバランスに関するガイダンスを提供している。法的不確実性や紛争によるリスクを削減するため、地域的あるいは国際的なイニシアティブがとられている。これらには、そのような問題に、より足並みの揃ったアプローチを提供するための国際連合の UNCITRAL のイニシアティブ⁸や、決済のファイナリティに関する指令(ボックス 3 参照)などの様々な EU 指令、米国の統一商法典の 4A 編(ボックス 4 参照)などが含まれる。

ボックス3

資金・証券決済システムにおけるファイナリティに関する EU の指令 EU のファイナリティ指令の目的は、資金・証券決済システムにおける様々な 分野に内在する不確実性を除去することによりシステミック・リスクを削減することである。同指令は以下の点を定めている。

- ネッティングは、潜在的に混乱を生じさせ得る倒産法から保護されることとする。これにより、システムの参加者が日中に支払不能となった場合でも、決済日の終了時にネット決済される取引を清算人が原則巻き戻すことができないようにする。
- 支払指図は、指定されたシステムがこれを受け付けた時点から、倒産法の 条項の適用を受けないこととする。これにより、送信機関が支払指図の処理が完了するまでの間に破綻した場合でも、指図の処理が開始されたもの についてはその完了を確保する。
- システムにおける権利義務関係について、倒産法の規定が遡及的に効力を もつことを禁じることとする。倒産の効力をある一定の時間、例えば、午 前零時(ボックス 1 の「ゼロ・アワー・ルール」参照)や特定の時刻まで

33

⁸ 例えば、「国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)電子商取引モデル法と立法の手引」、国際連合、1996年を参照。

遡って適用する倒産法の規定を排除する。

- 参加者の権利義務関係に対する倒産手続の効力は、一般に、システムの準拠法がこれを規律する。これにより、システムの規則と海外参加者の母国の倒産法との抵触を解決する。
- 担保証券には倒産手続の効力が及ばないこととする。これにより、担保証券を破綻した参加者のシステムに対する債務を清算するために利用できるようにすることを確保する。

以下は、指令の条文の関連部分の抜粋である。

第3条

- 1. 支払指図とネッティングは法的強制力を有し、参加者に対する倒産手続においても支払指図が倒産手続開始前にシステムに受け付けられたのであれば、 その効力について第三者に対抗することができる。
- 2. 倒産手続開始前に締結された契約および取引については、それらを無効とするいかなる法律、政令、規則や慣行によっても、ネッティングの巻き戻しを生じさせない。
- 3. システムによる支払指図の受付時点は、当該システムの規則により定められる。システムを規律する法律が支払指図の受付時点について条件を定めている場合は、システムの規則はそうした条件に沿うものでなくてはならない。

第5条

支払指図は、システムの規則が定める時点以降、システムの参加者または第三者によって取り消されてはならない。

第7条

倒産手続は、その手続開始以前においてシステムへの参加から生じた、ないし それに関連した、参加者の権利義務関係について、遡及的に効力を有してはな らない。

第8条

システムの参加者に対して倒産手続が開始された場合、当該参加者のシステム における活動から生じる、ないしそれに関連する権利義務関係は、システムを 規律する法により決定される。

第 9.1 条

以下に定める権利は、決済システムの参加者、EU 加盟国中央銀行または将来の欧州中央銀行の取引相手に対する倒産手続の影響を受けない。こうした権利を満たすため、当該担保証券は処分することができる。

- 決済システムに関連して差入れられる担保証券に対する当該参加者の権利
- EU 加盟国の中央銀行または将来の欧州中央銀行に差入れられる担保証券に 対するこれら中央銀行の権利

1998 年 5 月 19 日の欧州議会と閣僚理事会による資金・証券決済システムにおけるファイナリティに関する指令 98/26/EC – 官報 L 166.11/06/1998 p.0045-0050

ボックス4

米国の統一商法典 4A 編

米国では、州法が、第一義的に商取引を規律する。州法は、部分的には統一商法典(Uniform Commercial Code)に基づいている。同法典は、統一的に策定されているが、その施行は各州の法律による。同法典の資金決済システムに関する分野については、50 州全でが「資金振替」と称する特別な支払方法を規律する 4A 編を採用している。4A 編の適用範囲は、4A-103 条と 4A-104 条における「支払指図」と「資金振替」の定義により決まる。

4A-403 条は、仕向人(銀行)により受取銀行に対して支払がなされたとみなされる時点を定めている。また、同セクションは、資金振替システムにおいて仕向人の支払債務がネッティングされた範囲で履行されたものとみなす規則を、資金振替システムが設けることを認めている。

以下は、法典の条文の関連部分の抜粋である。

4A-403 条: 仕向人による受取銀行への支払

(a) 4A-402 条の下での、受取銀行に対する仕向人の債務履行は、以下のように なされる。

- (1) 仕向人が銀行である場合、支払は、受取銀行が連邦準備銀行または資金振替システムを通じてファイナルな支払を受け取る時点になされたとする。
- (2) 仕向人が銀行であり、かつ仕向人が 自行にある受取銀行の口座に入金、または 他行にある受取銀行の口座に入金した場合、その入金が引き出された時点で支払がなされたとし、引出しが行われない場合は、入金が引出し可能となる当日の午前零時に、かつその事実を銀行が知った時点に支払がなされたとする。
- (3) 受取銀行が自行にある仕向人の口座を引き落す場合、支払は、引落し金額が当該口座にある引落し可能額内であれば、引落しがなされた時点になされたとする。
- (b) 仕向人と受取銀行が、債務について参加者間でマルチラテラル・ネッティングを行う資金振替システムに参加している場合、受取銀行は、システムの規則に基づき決済が完了した時点に、ファイナルな支払を受け取る。資金振替システムを通じて送信した支払指図の金額を支払う仕向人の債務は、システムの規則が認める限り、受取銀行が資金決済システムを通じて送信した支払指図により仕向人が受け取る金額と相殺することで履行され得る。システムにおける各仕向人の各受取銀行に対するネット仕向額の合計は、システムの規則が認める限り、システムの他の参加者による仕向人へのネット仕向額の合計と相殺することで債務の履行がされたとすることができる。ネット尻は、このパラグラフの第2文で述べた相殺が実行された後に算出される。

基本原則 - 達成していくための要点

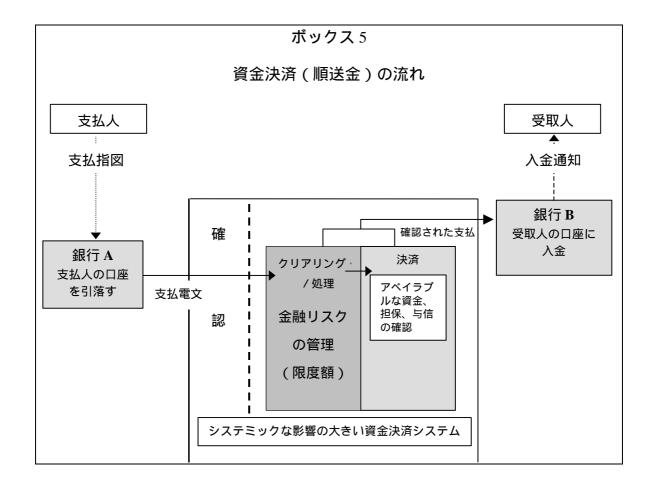
- 7.1.10 堅固な法的根拠はリスク管理策の基盤をなすものである。以下の点に ついて、慎重な注意が払われるべきである。
 - 法的枠組みの完全性と信頼性
 - 全ての関連する状況における法律や契約の強制力
 - とくに倒産が生じた際におけるファイナルな決済のタイミングに関する 明確性

- ネッティングの取極めに関する法的認識
- ゼロ・アワー・ルールや類似のルールの存在
- 担保の取極めの下で与えられる担保権や関連するあらゆるレポ契約の 強制力
- 支払の電子的処理を支える法的枠組み
- 銀行法や中央銀行法の関連条文
- 国内の法域の外にある法律の有効性

- 基本原則 システムの規則と手続は、参加者が当該システムへの参加による 金融リスクを明確に認識できるものとなっているべきである。
- 7.2.1 基本原則 II と III は、極めて密接に関係している。決済システムにおいて効果的に金融リスクを管理する第一段階は、参加者、システムの運営者、 決済機関を含む全ての関係者によって信用リスクや流動性リスクが特定され、十分に理解されることを確保することである。
- 7.2.2 システミックな影響の大きい資金決済システムの規則と手続は、参加者が自ら負う金融リスクを理解できるようにする上で重要な役割を果たす。このため、規則と手続は、明確かつ包括的で、システムへの参加により直面し得るリスクが全ての参加者によって理解されることを容易にするような平易な言葉で書かれた説明資料を含む必要がある。システムの基本的な設計が権利義務関係の重要な決定要素であることから、関係者はまずこれを理解する必要がある。また、規則、手続および説明資料は、最新かつ正確である必要があり、したがって、合意された変更が迅速に組込まれることを確保する仕組みが必要である。規則や手続は、全ての利害関係者にとって容易に利用可能となっているべきであり、少なくとも金融リスクに関係する主要な規則は一般に公表されるべきである。全ての規則を公表することについて、積極的な検討がなされるべきである。公表することにより、決済システムの直接の当事者ではない利用者による理解が促進される。
- 7.2.3 この基本原則は基本原則 I とも重要な関係をもつ。これは、高度の信頼性を伴うかたちで様々な関係者の権利義務関係や、とくに金融の非常時におけるこれら権利義務関係の盤石さを確立することが必要だからである。規則や手続に関する法的確実性の度合いや様々な状況における規則の実効性に関する背景情報や参考資料は全ての関係者に提供されるべきである。この情報には、それが適切である場合、リスク分析のほか、法律意見書も含まれるかもしれない。システムの運営者は、大抵その経営資源を提供して分析作業を行うために必要な情報を入手するのに最適な立場にあるため、通常は、このような情報提供について第一義的な責任を負う。
- 7.2.4 規則や手続は、参加者とシステム運営者の役割や様々な状況において採られる手続(例えば、具体的な出来事についてどの関係者が通知をうけるかということや意思決定と通知についてのタイムテーブル)について概略を明確に示すべきである。規則や手続は、システムの運営に直接の影響を

与え得る決定を行う場合に、関係者が行使できる裁量の程度を明確にすべきである。規則や手続および運営者が参加者に行う通知のタイミングに関する一方的な変更を行う場合には運営者が行使し得る裁量の程度が明確にされるべきである。提案された変更について運営者が参加者と協議しなければならない場合、そのような変更に関する協議と合意のプロセスも明確でなければならない。中央銀行が日中あるいはオーバーナイトの信用の供与について裁量を有する場合、関係者はこの事実やそのインプリケーションを認識しているべきである。いくつかの具体的なケース(例えば、監督当局や政府当局との協議を必要とする状況)において、機密性の制約は関係者への情報伝達を制限し得る。

- 7.2.5 関係者に提供される情報の中に、正常時における資金決済の典型的な流れについての明確な記述を含めることは有益である(資金決済の流れに関する体系図については、ボックス 5 を参照)。この情報は、システムにおける電文の処理方法、電文が受ける確認や照合、決済方法、これら事務処理のタイムテーブル、および資金決済を適切に処理するための様々な関係者の責任に力点をおくべきである。また、この情報は、様々な緊急時において、どのような行動が誰によって採られるかを示すべきである。
- 7.2.6 明確、タイムリーかつ容易に理解できる規則や手続を策定する第一義的な責任が運営者にある一方、これら資料を読み、理解する第一義的な責任は参加者にある。とは言え、運営者は、とくに新しい参加者や既存の参加者の新しいスタッフに対して、適切な研修を行うことにより参加者を支援することができる。このようなプロセスは、業務処理手順についての技術的な研修と組み合わされることができよう。
- 7.2.7 運営者は、システムの参加者のパフォーマンスを観察し、手続を熟知せず、それゆえ不必要なリスクを生じさせ得る参加者を特定する上で適当な立場にあり得る。そうした場合において、運営者が、関係する参加者における然るべきレベルの者にアドバイスしたり、重大な場合には、システムのオーバーサイトを行う主体や参加者の監督当局にアドバイスすることが有益である。



基本原則 - 達成していくための要点

- 7.2.8 参加者は自らが負う金融リスクを理解する必要がある。したがって、運営者は、以下のような規則や手続をもつべきである。
 - 明確、包括的であり、最新であること。
 - システムの設計、タイムテーブルとリスク管理手続を説明していること。
 - システムの法的根拠や関係者の役割を説明していること。
 - 容易に入手可能であること。
 - どこに裁量があり、それがどのように行使されるかを説明していること。
 - 決定と通知の手続、および緊急時対応のためのタイムテーブルを示して いること。

参加者への研修を行ったり、参加者のパフォーマンスをモニターし参加者 の理解を確認することも有益かもしれない。 基本原則 - システムは、信用リスク、流動性リスクを管理するための明確な手続を持つべきである。こうした手続は、当該システムの運営者や参加者それぞれの責任を特定し、リスクを管理・抑制するための適切なインセンティブを与えるものでなければならない。

- 7.3.1 基本原則 III は、基本原則 II と極めて密接に関係している。基本原則 II は、システムの規則と手続に関する透明性や入手可能性をとりあげており、規則や手続が明確で理解できることが重要であることを強調している。基本原則 III の関心は、システムの規則と手続の質に向けられており、金融リスク(信用リスクと流動性リスク)の適切な管理の重要性を強調している。
- 7.3.2 金融リスクは決済システムにおけるリスクのうち最も重要な分野の 1 つであり、これを管理する主な手段はシステムの規則と手続を用いることである。規則と手続は、正常時および、参加者が債務を履行できないといった緊急時の双方をカバーすべきである。規則や手続が金融リスクの管理を織込んだり重要な責任を運営者や参加者に割り当てる方法は、システムの設計により異なる。システム設計の主要なタイプ 即時グロス決済、時点ネット決済、混合型 の特徴は、金融リスクの管理と関係する点に光をあてる形で、ボックス 7 と 8 に概説した。この章においては、信用リスクを管理する方法と流動性リスクを管理する手段が順に検討され、続いて、システムの規則と手続が、これらのリスクを効果的に管理するインセンティブを参加者に与えることができる方法について議論される。
- 7.3.3 基本原則 III と基本原則 IX の主題である参加基準との間にも関連がある。 なぜなら、例えば信用度の違いといった異なる特徴をもつ参加者は、システムや他の参加者に異なる程度の金融リスクをもたらし得るからである。 これらの論点は、基本原則 IX の所でより詳細に議論される。

信用リスク

7.3.4 参加者間における信用エクスポージャーは、システムによる決済のための支払指図の受付とファイナルな決済との間に遅れのあるシステムにおいて生じる。このため、エクスポージャーは、そのような遅れのない、きちんと設計された即時グロス決済システムにおいては生じない(決済日における迅速でファイナルな決済に関する議論については、基本原則 IV を参

- 照》。もっとも、即時グロス決済システムにおいて決済が行われるときでさえ、資金の受け手である参加者が、資金の受け取りを見込んで顧客に信用供与することは可能である。システム設計を検討する際に、そうした可能性を検証すべきではある。しかし、システム設計がそうしたことを参加者に強要する訳ではない場合には、内包された金融リスクは一般にこの基本原則の対象範囲外にある。。
- 7.3.5 時点ネット決済システムのように、決済のための受付とファイナルな決済との間に遅れのあるシステム(ボックス 9 参照)は、参加者間に信用エクスポージャーを生じさせるため、モニターや管理が必要となる。参加者がもたらす最大の信用リスクには限度額が課されるべきである。通常は、1 参加者のその他の全参加者に対するマルチラテラルな(ネット)エクスポージャーを基礎として、システムの運営者がそのような上限を設定するか、若しくは、相対のネット・エクスポージャーを基礎として、参加者各々が各参加者に対してそのような限度額を設定する。こうした 2 種類の限度額設定は、しばしば、同じシステムにおいて、相互に補完しあっている。参加者の信用力あるいは流動性の利用可能性や運営状況といったファクターが、多くの場合こうした限度額の設定に影響する。
- 7.3.6 システムにおいて時点ネットを基本に決済がなされ、信用エクスポージャーの上限が参加者のネット・エクスポージャーに関係づけて設定されている場合、そこで行われているネッティングが法的に堅固であることが重要である(基本原則 I は、決済システムの法的根拠について説明している)。もし、参加者が債務不履行となった場合に既に実行された支払について決済の巻き戻しが行われると、支払債務の再計算によって限度額の水準を上回るエクスポージャーがもたらされ、資金が不足した残存参加者に当該システムの中もしくは外で債務を履行する必要性を生じさせ得るから、信用リスク(流動性リスク)が拡大する可能性がある。そのようなシステムは基本原則 III を満たさない(ボックス6を参照)。

っつした問題は、1997年3月のBIS報告書「RTGSシステム」で議論されている。 同報告書は、BIS・CPSS事務局もしくはBISのウェブサイトから入手可能 (http://www.bis.org)。

ボックス6

決済不能時の対処策としてのネット尻の再計算

時点ネット決済を行う資金決済システム(このシステムに関する議論についてはボックス 7 参照)の中には、参加者が決済を行えない場合、不足額への対応方法として、システムが決済のために既に受け付けた支払指図であっても、支払不能となった参加者が関係している支払指図のうち、一部または全ての支払指図を当該参加者のマルチラテラルなネット尻の算出から除くことがある。例えば、破綻した参加者が履行できなかったマルチラテラルなネット負債額をできる限り清算できるように、当該参加者の支払指図のうちシステムが直近に受け付けたものを除外することがある。これは、しばしば取引の「巻き戻し」または「一部巻き戻し」と呼ばれるが、これらの用語は別の文脈では異なる用いられ方をすることもある。(ボックス 9 は、「決済のための受付」の意味など、決済システム内における支払のステータスの変化を図表で示している。)

これは一般的に、システミックな影響の大きい資金決済システムにとって、不足額を分担する適切な方法ではない。その主たる理由は、残存する参加者に対して予見し得ない影響をもたらすため、参加者がシステムに内在する信用リスクを管理し、抑制するインセンティブを持ち得なくなるからである。また、システムに残存する参加者のポジションの変化が、予見不可能であるのみならず、例えば参加者のネット仕向額を抑制する手法がないために、潜在的に大きい場合には、再計算はシステミックな影響の大きい資金決済システムにおいて全く容認できない。

7.3.7 限度額は、システム参加者の破綻により生じる損失をカバーする責任の配分と一体的である必要がある。これらの配分は、しばしば、損失分担のための「サバイバーズ・ペイ」の仕組みを構成ないし包含している。こうした原則に基づく損失分担の仕組みにおいて、ある参加者が決済不能となった場合には、残存参加者が事前に決定された方式によりその損失を負担する必要があり得る。そのような仕組みは、参加者に対して、もっぱら「デフォルターズ・ペイ」に依存したシステムとは異なる信用リスクや流動性リスクを負わせることになるため、各参加者は他の参加者に対して持つエクスポージャーについて担保差入を求められる。パラグラフ 7.5.3~7.5.5 では、担保の設定や管理に関する論点を取扱い、パラグラフ 7.5.7 では、

基本原則 V を満たすために必要な仕組みと、基本原則 III を満たすような信用リスク管理のための「サバイバーズ・ペイ」の損失分担の仕組みとの関係について議論する。

流動性リスク

- 7.3.8 基本原則 V は、時点ネット決済システムにおいて参加者が支払債務を履 行できない場合の流動性リスクの管理について定めている。即時グロス決 済システムのように決済の遅れのないシステムでは、流動性リスクは異な る形で生じる。即時グロス決済システムを通じて決済する参加者は、シス テムが支払指図を決済のために受け付けるために必要とする流動性を決済 機関の口座に手当てしておく必要がある。もし、運行時間中における支払 が山谷のない形で流れることを可能にするための流動性がシステムの中に 不十分にしか存在しなければ(あるいは十分に行きわたっていなければ) すくみが生じ得る(日中流動性が決済システムの効率性に与える効果に関 する議論については、この報告書第 1 部のパラグラフ 3.8.4 を参照)。時点 ネット決済システムにおいて、ポジション限度額によって大口の支払がシ ステムによって受け付けられ決済されることを妨げられる場合には、やは り同様のすくみが生じ得る。頻繁にすくみが発生すれば、決済システムへ の信頼が失われ、安全性の劣る代替的な仕組みが利用されるようになって いくかもしれない。すくみのリスクを削減するためには、様々なあり得べ き手法が利用できるであろう。
- 7.3.9 第一に、支払待ち行列の設計と運行は、アベイラブルな流動性を効率的に利用することを確保するうえで重要な役割を果たし得る。例えば、単純な先入先出の原則に基づく待ち行列では、大口の支払がシステムの処理(throughput)に不必要な遅れを生じさせるかもしれない。他方、より高度なアルゴリズムは、システムを通じた支払の流れの遅れを減らすとともに流動性の必要を減少させ、混合型システム(混合型システムに関する議論については、ボックス 8 を参照)と同様のメリットを達成することができる。また、システムにおける一連の決済の遅延を減少させ得る。
- 7.3.10 決済に用いられる資産(通常は中央銀行に対する資産 決済に用いられる資産につき詳細に論じた基本原則 VI を参照)の流動性のアベイラビリティについても直接検討することができる。そのような流動性は、中央

銀行からの借入により手当てされ得る。中央銀行は、そうした流動性の供給によって直面するリスクを管理する方法について検討する必要がある。第一に、流動性の供給は必ず明示的になされるべきである。ほとんどの中央銀行は、あらゆる借入に対する完全な担保の徴求、あるいはその総額に対する限度の設定といったリスク管理策も求める。日中流動性を供給するにあたっては、中央銀行は、流動性がシステムの運行終了時刻に返済されない場合の対処方針(例えば、課金またはその他の条件)を定める必要がある。

- 7.3.11 システムを通じた円滑な支払の流れをモニターし促すという、システムの運営者や参加者の役割と責任についても注意が払われる必要がある。こうした役割や責任は、規則や手続の中に明確に記述されるべきである。処理量のガイドラインは、参加者が行動し、目標を達成するよう促すために、一般に用いられている手法である。例えば参加者は、日中における 1 つもしくは複数の期限までに、支払の一定割合が平均的には処理されることを確保するよう求められることがある。そのようなガイドラインは、関係する参加者およびシステム運営者によって、詳しくモニターされる必要がある。場合によっては、リスクをコントロールするための仕向限度を日中に可変させるメカニズムを用いることによって、仕向限度と支払の流れを一致させ、それにより流動性の需要を効率化することができる。これらのメカニズムがどのようなリスクを持つのかについては、特定のシステムの状況に応じて分析しなければならない。全ての関係者は、システムの営業終了時点で全ての待ち行列に残存している支払のステータスや取扱いについて明確な理解をもっているべきである。
- 7.3.12 中央銀行は、正常時においてシステムの参加者に流動性を供給する際の役割を持つことに加え、緊急時にこのような流動性を供給する明示的または暗黙のコミットメントを行っていることもある。そのような場合には、中央銀行は、起こり得る様々な状況で生じ得るエクスポージャーをどのようにコントロールするか、検討する必要がある。システム運営者(そのシステムを中央銀行自らが運営していない場合)およびおそらく関係する銀行監督者は、参加者に対しこのリスクを最小にするインセンティブを提供する役割も担うかもしれない。

情報とモニタリング

7.3.13 例えば、エクスポージャーに上限を設定したり、中央銀行預金の残高や中央銀行からの借入をモニタリングするといった、金融リスクのモニタリングや管理に関連する規則や手続の適用をサポートするための情報システムやモニタリング手続が開発される必要がある。これらの手続は、自動的になされる必要はないが、ここへきて広がりつつあるベスト・プラクティスは、リスク管理手続をリアルタイムで(すなわち、システムの運行を通じて支払の流れが処理されるのを直ちにかつ連続的に)実行することである。リアルタイムのリスク管理処理は、参加者に、リスク管理上の限度額との対比でみたポジションのみならず、処理された支払や決済口座の残高・ポジションについて、リアルタイムの情報を提供することができる。システムがリアルタイムで運行していない場合、システムは、関係者に対し、明確かつ十分で最新の情報を、日中可能な限り頻繁に提供すべきである。

インセンティブ

7.3.14 関係者は、金融リスクを特定・管理する能力だけでなくインセンティ ブをもつことが重要である。システムの規則や手続によってインセンティ ブが与えられるいくつかの方法がある。例えば、損失分担の取極めという 手段により信用リスクを管理する場合、各参加者の負担割合を決定する際 に用いられる計算方法に、破綻した参加者に供与した信用の割合を反映す ることが可能である。この方式は、残存参加者間で、例えば均等にあるい はその決済量や決済金額に基づいて、損失を分担する計算方法に比べ、リ スクを適切に制限するより大きなインセンティブを参加者に与える。こう した状況の下で、規則や手続が、エクスポージャーに晒される参加者に よって設定される相対の信用エクスポージャー限度額を定めていれば、参 加者がリスクを制限する能力の向上が促される。第二の例は、即時グロス 決済システムにおいて流動性リスクを管理するために設計された処理量の ガイドラインを強化したり、中央銀行から日中流動性を借入れた主体がシ ステムの運行日の終りまでに返済できなくなることを防いでいく、といっ たことを目的に、課金構造という手段(おそらく、予め約束されたペナル ティを含む)によってインセンティブを与えることである。

ボックス7

即時グロス決済システムと時点ネット決済システム

即時グロス決済(RTGS)システムと時点ネット決済(DNS)システムの違いは、支払が処理ないし伝送される方法ではなく、決済の方式やタイミングに関係している。(決済システム内における支払のステータスの変化を示す図を掲げたボックス 9 を参照。) DNS システムは、支払をリアルタイムで扱うことができるが、決済は、バッチによりネット・ベースで決められた時刻 運行時間中、あるいは、より典型的には運行終了時 に行われる。一方、RTGS システムにおいては、支払がシステムによって受け付けられると直ちに 1 件ごとに決済される。以下では、この 2 種類の設計の違いについて、それらが内包する金融リスク、および日中流動性のコストに対する含意という観点から検討している。

金融リスク

DNS システムは、決められた時刻において、決済を行うべくシステムが受付済みの多数の支払を決済する。このため、決済が遅らされている期間、システムの参加者は金融リスクに晒されることになる。十分に管理されていない場合、こうしたリスクは、支払不能の参加者の直接の取引相手のみならず、他の参加者にも影響を与える可能性がある。なぜなら、1 人の参加者が決済を行えないことが他の参加者のポジションに変化を生じさせ、そのような他の参加者についても変更後の債務を履行できない可能性を生じさせるからである。

一方、RTGS システムは、支払が決済のためにシステムによって受け付けられ次第、個々の支払を独立的に決済するため、資金を受け取る参加者に信用リスクをもたらさない。受け付けられなかった支払については、リスクが当該システムの外に移転される可能性があるほか、流動性リスクも残存する。

日中流動性のコスト

RTGS システムでは、参加者が外に向かって行う支払をカバーする十分な流動性を必要とするため、比較的大きな額の日中流動性を必要とし得る。流動性の出所としては、中央銀行への預け金の残高、受け取る資金、および(通常中央銀行が提供する)日中信用といった様々なものがあり得る。支払の金額と分布との関係からみて十分な流動性は、RTGS システムを通じた円滑な支払の流れ

を可能にし、個々の支払の遅延回避を助け、流動性リスクを最小化する。日中 流動性に関する費用は、必要とされる金額、流動性の残高維持に係る機会費用 や日中信用の費用(例えば担保コスト、当座貸越の料金)など多くの変数に よって決まる。

DNS システムでは、日中流動性はシステムの参加者により提供されており、彼らを信用リスクと流動性リスクに晒している。これらの金融リスクを管理するメカニズムを導入するにはコストがかかる。例えば、混乱が生じた状況においても日々の決済のタイムリーな完了を確保するために担保のプールを設け、与信のコミットメント・ラインを確保することで基本原則 V を満たすためにはコストがかかる。

代替的なアプローチ

RTGS システムにおいて実現される迅速でファイナルな決済と DNS システムにおける流動性の効率性とを組み合わせた混合型の設計を用いる代替的なアプローチが開発されつつある。混合型システムについては、ボックス 8 で説明されている。

ボックス8

混合型システム

いくつかの大口資金決済システムの設計と運営における最近のイノベーションは、即時グロス決済システムで実現される迅速でファイナルな決済と、ネット決済を行うシステムを通常特徴づける流動性利用のより高い効率性を組み合わせた「混合型システム」を実現した。混合型システムの法的根拠や運行面の特徴はシステムによって異なるものの、基本的な特徴は、運行日を通じて、直ちにファイナルな決済となる支払のネッティング・相殺が頻繁に実行されることである。「ネッティング・相殺」は、ネッティングという法的形態をとることもあれば、法的にはグロスのまま残っている支払の相殺ないし同時決済という法的形態をとることもある。典型的なアプローチは、支払を中央集権型待ち行列に保留し、継続的にあるいは短いインターバルで、他の参加者からの支払とネッティングないし相殺することである。そこで作り出されたネット仕向額が(参加者の決済口座の残高や受け取る支払等により)全額カバーされる限り、それらはその後直ちに決済される。決済されることができない支払は、次回の

ネッティング・決済まで引続き待ち行列に保留される。その日の終業が近づいても待ち行列に残っている支払を取扱う手続としては、支払を(即時グロス決済システムにおいて十分な流動性がない場合と同様に)仕向人に戻すケースがみられる。もう 1 つの方法は、終業時にネッティング・決済の最終バッチ処理を行うことである。予め定められた時点にネッティング・決済を行うシステムにおいて、そうした時点とはふつう終業時である。

混合型システムにおける頻繁なネッティングは、即時グロス決済システムに比べ必要な流動性を減らすことを目的に設計されている。同時に、時点ネット決済に伴うリスクの多くは、以下の2つの特徴により回避され得る。

- カバーされたネット・ポジションの範囲内の支払のみが、各回のネッティングに含まれる。
- ネット・ポジションのファイナルな決済は、各回のネッティングごとに直 ちに行われる。

日中における決済口座残高の利用に関し参加者が持つ自由度は、システムにより異なる。システムによっては、口座残高を当該システムにおける支払債務のための資金手当のみに利用可能とする場合がある。一方、口座残高を引き落したり、他口座 例えば、他の決済システムの決済口座 から入金を行うことが可能となっているシステムもある。

設計上の特徴は様々であるが、待ち行列(通常は中央集権型)、リアルタイムの支払指図のメッセージ伝送および支払を処理するための複雑なアルゴリズムが典型的な特徴に含まれる。バッチ処理は極めて頻繁に行い得るが、そこにおいて待ち行列に並んでいる支払を照合、相殺またはネッティングするため、様々な最適化手順が利用され得る。こうした手順は、複数の参加者間の支払を同時に対照することで、参加者間でバイラテラルにあるいはマルチラテラルに照合、相殺ないしネッティングし得る支払のみを選び出すように設計されている。このほか、バイラテラルまたはマルチラテラルな受取限度額の設定、決済口座を直接引き落すことでいくつかの個々の支払を決済するオプション、担保を見合いとする追加的な流動性の供給などが設計上の特徴に含まれるだろう。

そうした混合型システムの例がドイツの Euro Access Frankfurt (EAF) フランスの Paris Net Settlement System (PNS) や計画中である米国の New CHIPS である。混合型システムは、引続き改良が進みつつあり、将来更なるイノベーショ

ンが予想される。ドイツでは待ち行列を解消するために混合型システムで用いられるタイプの洗練された最適化手順を含む RTGS-plus というシステムが開発されつつある。いくつかの即時グロス決済システムでは、決済のスケジューリングによっても同様の目的を果たし得る。

基本原則 - 達成していくための要点

7.3.15 金融リスクの効果的な管理が、安全な決済システムを設計することの中核にある。何が適切な手段やインセンティブかは、システム設計のタイプに依存するが、技術的には以下に挙げるものが含まれている。

信用リスクを管理する手段

- 参加者間において信用リスクが生じないシステム設計の使用(例、即時グロス決済システム)
- 信用度に基く参加基準(但し、システムは基本原則 IX を満たす必要もある)
- エクスポージャーの上限を定める与信限度額(相対またはマルチラテラル)
- 損失分担の仕組みや「デフォルターズ・ペイ」の仕組み

流動性リスクを管理する手段

- 支払待ち行列の管理
- 日中流動性の供与(中央銀行など貸し手にとっての信用リスクの問題)
- 処理量のガイドライン
- (被仕向人あるいは仕向人の)ポジション限度額
- 時点ネット決済システムのための、基本原則 V の所で示された手段

一般的な手段

信用リスクや流動性リスクを管理する手段をサポートする情報システ

厶

- 参加者に対する明確で、十分かつタイムリーな(理想的にはリアルタイムの)金融情報
- システム運営者によるタイムリーなモニタリング

こうしたリスクを管理するインセンティブの源泉となり得るもの

- 損失分担額の計算方法 例えば、破綻した機関に対する操作可能な ポジションの規模・性質を反映しているかどうか
- 料金設定

基本原則 - システムは、決済日にファイナルな決済を迅速に提供すべきである。ファイナルな決済は、日中に提供されることが望ましく、少なくとも決済日の終了時までには提供されるべきである。

- 7.4.1 基本原則 IV は、システミックな影響の大きい資金決済システムを通じ て行われる参加者間のファイナルな決済に関するものである。システムは、 正常時においてファイナルな決済を決済日に実行できるように設計される べきである。これは、決済のためシステムにより受け付けられたいかなる 支払も、支払期日に受け手であるシステムの参加者に対してファイナルな 決済が実行されるべきであることを意味する(このことを表わす用語とし て「同日決済」が頻繁に用いられる。しかし、例えば外為市場等の金融市 場においては同一営業日に契約と決済が行われる取引を指す用語として使 われるなど、同一の用語が異なる意味で一般に用いられることから、本報 告書ではより正確な用語法を用いる)。システムに送信され、全てのリスク 管理テストおよびその他の要件を満たした取引は、「決済のためシステムに よって受け付けられた」ものであり、基本原則 IV に反することなく決済の 手続から除くことはできない(これらの用語解説のための概略図を示して いるボックス 9 参照。とくに、本報告書における「決済のため受け付けら れた」という用語の使用は、他の文脈で用いられるもの、すなわちリスク 管理テストの適用との関係を考慮に入れずにシステムが単に技術的に受け 付けるといったものとは異なる。こうした技術的な受付は、ボックス 9 で は「システムによる確認」と呼ばれている)。この報告書では、決済日前に はシステムによる確認は行い得るが、リスク管理テストの本質から、決済 のための受付は行われないと仮定している。従って、システムにおいて支 払が決済日前にリスク管理テストを満たすことが可能である場合には、こ の基本原則の目的に照らして、迅速な決済という要件は決済日の業務開始 時を始点として検討されることとなる。決済日の終了時にファイナリティ を提供するシステムは、金融リスクが営業日を越えて残存することを回避 しており、基本原則 IV は満たしているが、システムによる支払指図の決済 のための受付とその支払指図のファイナルな決済の間隔は短縮することが 非常に望ましい。
- 7.4.2 決済日以降にファイナルな決済を提供するシステムは、決済が決済日に 戻って行われたことに調整されるとしても、通常は、基本原則 IV を満たす

とは言えない。ほとんどの場合、決済日において、ファイナルな決済が予定通りに行われるという確実性がないからである。同様に、決済日後でなければそれ自体ファイナルとならない決済手段を決済に用いているシステムも(例えば、決済銀行間における小切手の交換) 基本原則 IV を満たさない。

- 7.4.3 例外的なケースであるが、ファイナルな決済が実際に決済日に行われなかったとしても、いかなる状況でも決済が行われることが当日に保証(例えば、中央銀行によって)されることにより、システムが基本原則 IV の効果を達成する場合もあるであろう。ファイナルな決済を確保するための保証に関する議論について、ボックス 10 を参照。
- 7.4.4 決済日の終了時までにファイナルな決済を提供することが最低基準である。多くの国において、日中連続的にまたは頻繁に決済を行うことにより最低基準を上回るシステムが存在する。即時グロス決済システムは、最低基準を満たす一般的な方法であり、混合型システムも同様に迅速な決済を提供し得る。また、時点ネット決済システムも、営業日の終了時だけでなく日中に 1 つまたは複数の時点においても決済を提供することにより最低基準を上回り得る。即時グロス決済システムと時点ネット決済システム、および混合型システムに関する議論についてはボックス7と8参照。
- 7.4.5 とくにある国が活発な金融市場を有している場合、当該国が決済日の終了時以前にファイナリティを与えるシステムを少なくとも 1 つ有することには大きな利点がある。これらの利点には、金融市場(証券市場等)において取引の決済をサポートすることや外為決済リスクの削減を促すインフラを提供することが含まれる。

ボックス 9 決済システムの中で支払のステータスが変化する様子

送信済み	システムによる	決済のために	ファイナリティ
	確認済み	受付済み	のある決済が完了
・支細テるにが 決支等を出たに決わり シ指々でいい シ指々でいい ショック ショック ショック ス図 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	・支払は受けられる。 ・	・ スペープ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・決済システムの中の決済がは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

時間

このボックスは、システムが支払情報を受け付けた後における支払のステータスの変化をまとめている。これらの区分は、支払の地位がシステムの中でどのように変化するかを表すものであり、特定の法律用語を説明するものではない。基本原則 IV は、決済のための支払の受付とファイナルな決済との間隔が最小に維持されるべきであることを意味している。

ボックス 10

ファイナルな決済を確保するための中央銀行による保証の利用

時点ネット決済システムにおいて、実際に決済がなされる前に中央銀行がその 保証を行うシステムが少なくとも一例ある。カナダの LVTS (the Large-Value Transfer System)が挙げられる。中央銀行による保証の提供は、参加者に中央銀行に対する無条件の資産を与えるため、参加者にとって機能上ファイナルな決済と同じである。

保証が実効性を有するには、それが明確かつ法的に有効でなくてはならない。中央銀行は、保証を行う主体として、リスクを引き受けるとともに、自らをリスクから保護すること、および参加者にリスクを抑制するインセンティブを与えることに関心をもつ。これを実現するために、中央銀行は、例えば最大ネット負債額を有する参加者が決済不能となった場合には日々の決済をタイムリーに完了することを確保するに足る担保をシステムの参加者に差入れるなどのリスク管理策を求めることができる。少なくとも、基本原則 V における最低基準が中央銀行の保証に依存せずとも満たされるようでなければ、中央銀行が決済の保証を行うことは望ましくない。

ファイナルな決済が行われる時点の決定

- 7.4.6 ファイナルな決済の時点(すなわち、支払が取消されず、かつ条件付きではなくなる時点)が明確に定義されていることは、基本原則 IV への適合性を判断するために必要である。その定義は、緊急時にも適用すべきである。例えば、システムのなかには、参加者が支払不能である場合に、決済の巻き戻しを許容する規則や手続を持つものもある。決済は、全ての条件が満たされたことにより巻き戻しが生じる可能性がもうないといえるまでは、ファイナルと考えることはできない。
- 7.4.7 システムの規則およびその規則が機能する法的枠組みは、一般に、ファイナリティの決定要因である。決済、決済システムおよび破産法を規律する法的枠組みは、資金振替がファイナルと考えられるために、システムの参加者間の資金振替により債務が履行されることを認めなくてはならない。法的枠組みやシステムの規則が複雑であるため、ファイナリティのある決済の時点について、十分に合理的な法律意見書がはっきりと示されることが一般に必要である(関連する法的論点について、基本原則 I を参照)、関連する EU の決済ファイナリティ指令の条項についてボックス 3 を参照。そこでは決済システムのファイナリティを確保する法的形式について例証している。

何が「迅速」でファイナルな決済を構成するか

- 7.4.8 どの程度迅速にファイナルな決済がなされているかは、基本原則 IV の目的からみて、支払指図の決済のためのシステムによる受付とその支払指図のファイナルな決済との間隔の長さにより決定される(システムによる「受付」の迅速性は、本基本原則の対象外であり、典型的には、適切な流動性や日中与信があるかといった他のファクターに依存している。パラグラフ 7.3.8~7.3.12 では、すくみ回避の重要性を説明し、そのための方策を示している)、ファイナルな決済の迅速性は、決済システムの種類により異なる。即時グロス決済システムやいくつかの混合型システムの種類により異なる。即時グロス決済システムやいくつかの混合型システムのように連続的に決済を行うよう設計されたシステムにおいては、決済のための支払指図の受付とファイナルな決済との間に認識できるほどの遅れが存在すべきでない。そのようなシステムは、遅れを数秒程度に止めるに足る十分な事務処理能力を有しているようである。他の混合型システムでも、支払指図の一括処理による頻繁な決済を基礎としており、最低基準を相当上回っているものもある。即時グロス決済システム、時点ネット決済システム、および混合型システムに関する議論については、ボックス7と8を参照。
- 7.4.9 時点ネット決済が行われるシステムでは、決済のための支払指図の受付からファイナルな決済までの時間が、短く抑えられるべきである。この時間を短縮するために、参加者は、可能な限り早く、最善なのは即時であるが、最終的な残高を通知されるべきである。差引き支払超過となっている参加者は、迅速にそのポジションに見合う資金を手当てすることを求められるべきである。一旦受け付けられた資金は、受取超過のポジションとなっている参加者に対して迅速に払い出されるべきである。システムにおける手続は、受取ポジションに見合う資金が手当てされる前に、資金が払い出されることを防ぐようになっているべきである。
- 7.4.10 全てのシステムにおいて、カットオフタイムは、明確に定義され、厳格に遵守されるべきである。規則は、カットオフタイムの時間延長が例外であり、これを正当化する個別の事由、 例えば、時間延長は、金融政策の遂行に関係する理由により認められる可能性がある が必要とされることを明確にすべきである。事務処理に問題を生じさせた参加者が処理を完了させるために時間延長が許される場合には、時間延長の承認やその

延長幅を決める規則が参加者にとって明確であるべきである。もし、システムがカットオフタイムの延長をしばしば必要とする場合には、運営者は、その理由を調査し、その頻度を減少させるべく参加者とともに作業を行うべきである。同様に、決済システムは、内部的な業務上の問題により締切時間を頻繁に延長すべきではない。運行上の信頼性の問題を扱っている基本原則 VII を参照。

基本原則 - 達成していくための要点

- 7.4.11 決済日におけるファイナルな決済が迅速であるためには、以下のことが必要である。
 - 決済のためにシステムが受け付けた支払指図を決済の手続から取り除け ないことがシステムの規則や手続の中で明確にされていること。
 - ファイナルな決済が行われる時点が明確に定義され、かつ法的に有効であること。
 - 支払指図のシステムによる受付と支払指図のファイナルな決済との間隔が少なくとも営業日を越えることがなく、できればより短いものであることを確保すること。
 - 稼働時間と決済の手続とが厳格に遵守されることを確保すること。

基本原則 V - マルチラテラル・ネッティングが行われるシステムでは、少なくとも最大のネット負債額を有する参加者が決済不能となった場合でも、日々の 決済をタイムリーに完了できるようにするべきである。

- 7.5.1 基本原則 V は、マルチラテラルにネット決済を行うシステムにのみ適用される。そのようなシステムでは、ある参加者が決済できない場合、システムの他の参加者に及ぼす影響は潜在的に複雑なものであり、予見できない信用リスクや流動性リスクを生み出すことがある。大部分のそうしたシステムは、システムが決済のための支払を受け付けてからその支払のファイナルな決済までの間に相当の遅れがある 正常時における日々の支払の決済に関する基本原則 IV 参照 という意味で、決済が遅延している。こうしたマルチラテラル・ネッティングと遅れを伴う決済が組み合わされたシステムは、システムの混乱時でも日々の決済を完了させることを高い信頼性をもって確保するリスク管理策を確立しなければならない。そのようなシステムは、少なくとも最大のネット負債額を有する参加者が決済不能となった場合においても、タイムリーな決済の完了を確保する必要がある。
- 7.5.2 基本原則 V を満たすことは、典型的には、正常時に決済を完了させるた めに必要とされる以上の金融資産を必要とする。そのような追加的な資源 としては、混乱時において決済を完了させるために直接的に利用可能な参 加者による預金、例えば決済機関に対する預金がある。こうした預金には、 決済を迅速に完了させるためにいつでも利用できるという長所があり、迅 速な行動をとることが必要となるかもしれない苦しい状況では、特に重要 となり得る。しかし、そのような預金に金利が支払われない場合や、相対 的に低い利率でしか支払われない場合には、システムの参加者は、主とし て利付証券で構成される担保のプールに対して拠出することを含む取極め の方を好むかもしれない。証券は、預金とは異なり、それ自身を決済に直 接利用することはできないが、民間銀行からの法的にコミットされたクレ ジット・ラインや同様の機能が存在する場合には、リスク管理に役立つで あろう。貸し手となる金融機関がとくに混乱時においてはそのような無担 保の与信を引受けないであろうから、担保のプールに裏付けられていない 事前にコミットされたクレジット・ラインは、通常十分な保証とはならな いであろう。

- 7.5.3 担保のプールに対する様々な証券の適格性を判断するあたって、関連する要因としては、発行体の信用リスクおよび当該証券の市場リスクと流動性リスクがある。そのため、例えば、信用状(letters of credit)は、一般的に、十分な流動性がなく担保として受け入れられないと考えられる。プールにある証券は頻繁に(少なくとも毎日)値洗いされるべきである。また、担保の評価は、市場リスクに照らして資金としての価値を調整するため、いわゆる「ヘアカット」が施されて評価がなされることが適切であるかもしれない。
- 7.5.4 担保のプールを確立するために重要な問題には以下のものがある。
 - 個別の金融機関の担保の割合がどのように決定されるのか
 - 誰が担保のプールを管理するのか
 - システムによって設計されたとおり決済を完了させるために、担保が実際に利用できることを確保する仕組みがあるか

プールは、大抵システム運営者ないし関連する決済代行機関の管理下にある。担保は、事前にコミットされた機能の利用を裏付けできるように十分に迅速に利用可能なものでなければならない。したがって、システム運営者は、担保が必要な時には利用可能であるように、担保の預託と管理に係る仕組みが十分であることを確保する必要がある。典型的には、中央銀行、証券集中保管機関もしくはそれらと同様に信頼の置ける機関が利用される。商業的なカストディ銀行の利用もあり得るが、リスク評価が注意深くなされるべきである。基本原則 I において述べられているように、システミックな影響の大きい資金決済システムを支える全ての担保に係る取極めは法的に堅固でなければならない。

- 7.5.5 民間銀行は、通常法的に事前にコミットされたオーバーナイトのクレジット・ラインや同様の機能を提供している。中央銀行は潜在的なサポートとなり得るが、通常は、こうした文脈で特定の事前にコミットされた機能を提供することはない。こうした機能の構造は、貸し手が、決済システムの規則や関連の融資のコミットメントに定められた期間内に、契約通りの資金を実際に供給することが確実にできるようなものであるべきである。また、こうした機能についての合意は、法的に堅固でなければならない。
- 7.5.6 流動性リスクを管理するこうしたタイプの取極めと、基本原則 III を満

たすために信用リスクを管理する取極めの間には関係がある。例えば、損失分担の取極めは、信用リスクを分配するために機能している。一方、事前にコミットされたクレジット・ライン(適格な担保のプールによって裏付けされたもの)は、銀行営業日の終了時に決済を完了させるために即座に必要とされる資金を供給するために利用されることがある。そのクレジット・ラインは、損失を分担するように指定された者によって提供された資金の中から翌銀行営業日に返済されることがある。参加者が義務づけられる担保差入の割合がもつ意味については、注意深く分析する必要がある。参加者が損失を分担する割合と異なる割合で担保を差入れている場合には、担保を差入れている者に損失を転嫁しようとして、損失分担の債務を履行しようとしないインセンティブが存在し得る。

- 7.5.7 多くの決済システムでは、参加者がクレジット・ラインや同様の機能を提供している。そのような場合には、同一の金融機関が、決済の債務もクレジット・ライン同様の機能における債務も、ともに履行できないというリスクが存在する。リスクがこのように集中している場合、1つより多くの金融機関がクレジット・ライン同様の機能にコミットする必要があるかもしれない。例えば、最低基準を満たしているシステムで、事前にコミットされた機能の提供者がシステム参加者でもある場合には、そのような参加者が債務を履行できない場合でも、その参加者に対するエクスポージャーが、他のコミットメント提供者のコミットメント合計額を上回らないことを確保しなくてはならない。また、通常は、よりコストがかかるものの、銀行部門が高度に集約化されている国では適切であるかもしれない別の方法は、事前に差入れられた担保のポジションによって流動性リスクが管理されるような決済システムの設計(いわゆる「デフォルターズ・ペイ」方式)を検討することである。
- 7.5.8 システミックな影響の大きい資金決済システムの主要な参加者が決済を履行できない状況は、金融の逼迫や不確実性がシステム全体に広がっている時に生じるであろう。このような場合、同じ営業日に 1 つ以上の金融機関が決済を履行できないような重大なリスクがあろう。そのため、国際的なベスト・プラクティスは、決済の遅れを伴うネット決済システムが、最低基準の要求する水準よりも厳しい状況下、例えば最大のネット負債額を有する 2 先の参加者が決済を履行できなくなった状況においても、日々の

決済のタイムリーな完了を確保することである。これは上で述べた方法と 同様の方法により達成できるであろう。

7.5.9 これまで見てきたように、リスク管理の最高基準を満たすネット決済を行う決済システムを設計することは可能であるものの、それは複雑で、かつコストが嵩むものになり得る。代替的な方法は、即時グロス決済システムや、ファイナリティのある決済を継続的もしくは極めて頻繁に提供する混合型システムのような、マルチラテラル・ネッティングや決済の遅延を伴わない決済システムを採用することである。決済の遅れを伴うネット決済を含む設計を採用ないし維持するかどうかを検討する場合は、安全性と効率性の両方の観点から費用と利益のバランスを考慮に入れるべきである。

基本原則 ∀ - 達成していくための要点

- 7.5.10 マルチラテラル・ネッティングと遅れを伴う決済を組み合わせたシステムは、一人もしくは複数の参加者が決済不能となることによって生じる流動性リスクから保護される必要がある。
 - これは、こうした緊急時に対応するために追加的な金融資産が利用可能であることを確保することにより達成されるであろう。通常以下の組み合わせを含むものである。
 - 事前にコミットされたクレジット・ライン、および
 - クレジット・ラインを完全に保証する、担保のプール(適切に評価された預金または証券)
 - そのような追加的な資源の所要額は以下の観点から決定される必要がある。
 - 最大の個別ネット負債額
 - システムが最低基準を満たすのか、あるいは上回るのか(すなわち、 システムが最大のネット負債額を有する参加者の決済不能に耐えるよ うに設計されるのか、あるいはそれ以上に広がった決済不能に耐える ように設計されるのか)
 - あるいは、この文脈における流動性リスクを管理する必要性は、基本原則 V に示された問題を生じさせない代替的なシステム設計(即時グロス 決済もしくはある種の混合型の設計)の採用により回避することができる。

- 基本原則 決済に利用される資産は、中央銀行に対する資産であることが望ましい。他の資産が利用される場合、その資産は信用リスクと流動性リスクがほとんどないか、または全くないものであるべきである。
- 7.6.1 基本原則 VI の目的は、システミックな影響の大きい資金決済システムを通じて行われる支払のために特定の資産を用いることから生じる金融リスクを取り除いたり最小化することである。支払債務の決済のために決済システム参加者間で決済用の資産が移転される。言いかえれば、決済用の資産とは、大もとの支払債務が完全に解消するときに、支払を受ける側の参加者が最終的に保有している資産である。しかし、参加者間の債務は必ずしも決済用の資産の移転により決済されるとは限らず、場合によっては、相殺のプロセスが債務を解消することがあり得ることを注意すべきである。参加者が決済用の資産を保有する場合、参加者は信用リスクと流動性リスクの両方に直面する。決済用の資産の提供者が、参加者に対する債務の履行に失敗すれば、参加者は信用リスクに直面することとなり、また、決済用の資産が他の流動資産に容易に変換できなくなれば、参加者は流動性リスクに直面することとなる。
- 7.6.2 あらゆるシステムの参加者は、他の参加者が予定した時刻に支払を行わなければ、流動性リスクに直面することになる。しかし、支払が決済された後であっても、何らかの混乱が発生して、決済用の資産が、例えば中央銀行に対する請求権やその他の流動資産といった他の請求権に変換できなければ、受取人は引続き別の形の流動性リスクに直面するかもしれない。基本原則 VI において検討されているのは、この特別な形の流動性リスク
 - (参加者ではなく)決済機関に対する請求権に関する流動性リスクである。決済用の資産の保有者は、決済機関が債務不履行となった場合、その決済機関に対する請求権に関する信用リスクにも直面する。典型的には、中央銀行に対する資産は、この信用リスクがないばかりでなく、同じ通貨建ての他の流動資産へ容易に変換し得る。
- 7.6.3 このようなリスクが存在する場合、それらはとくに重大でシステミック なインプリケーションを持ち得る。なぜなら、決済用の資産を持つ全ての 参加者が同時にこれらのリスクに晒されており、また決済のプロセスのあり方から、決済システムの参加者は、決済用の資産を保有するタイミング

と規模をほとんど操作できないからである。このように重大でシステミックなインプリケーションが、決済用の資産の提供者は債務不履行となるリスクが存在しないことを極めて望ましいものにしている。ほとんどのシステミックな影響の大きい資金決済システムにおいては、決済が中央銀行の帳簿上で行われ、決済用の資産が中央銀行預金となっていることからこの目標が達成されている。中央銀行が決済システムにおいて用いられる通貨の発行主体である場合、決済システムの参加者には決済用の資産を用いることによって(この基本原則の下で論じているタイプの)信用リスクや流動性リスクが発生することはないため、基本原則 VI は完全に満たされている。実際、中央銀行の基本的な目的の 1 つは安全で流動性のある決済用の資産を提供することである。

- 7.6.4 さほど多くはないが、決済用の資産が民間の、監督を受けている機関に対する請求権となっている場合があり得る。例えば、民間銀行の帳簿にある残高は、その銀行に設けられた決済システム参加者の口座間で振替が可能である。こうした場合には、通貨を発行する中央銀行における預金の場合とは異なり、参加者は決済用の資産を提供する銀行に係る信用リスクや流動性リスクを負う。このような例外的なケースが、基本原則 VI を満たしているかどうかを検討するにあたって、システムの運営者とオーバーサイトを行う主体は、妥当な場合には当該機関の監督者と協議して、こうした金融リスクが無視し得ないものかどうかを判定すべきである。その場合におけるいくつかの重要なファクターは以下のとおりである。
 - 仕組みの目的。例えば、当該決済システムは、それが運営されている国以外の通貨で支払を処理しているかもしれない。そのような場合、その国の中央銀行は、当該通貨について安全で流動性のある決済用の資産を提供する上で最も良い立場にあるとは限らない(パラグラフ 7.6.6 を参照)。
 - 決済用の資産を提供する機関の信用度。この機関による債務不履行のリスクは、システムの運営者およびオーバーサイトを行う中央銀行によって定期的に評価され、資本の水準、流動性へのアクセス、外部機関による格付、その他金融債務などのファクターが検証されるべきである。非常に高い信用度基準が求められるべきである。信用リスクを最小化する

- 1 つの方法は、その特別な目的のために設計されたリスク管理策を備え、 監督下にある特別目的の機関を設立することである。
- 当該システムの参加者が、正常時、緊急時の両方において、如何に容易に他の資産を決済用の資産に代替することができるか。信用危機が起こる可能性を最小化する観点からは、決済用の資産は、例えば、当日に決済され、中央銀行に対する請求権を決済用の資産とする他の決済システムを通じて、極めて容易に変換できるべきである。
- ・ 決済システムの設計においては、参加者が意図していないエクスポージャーの存続期間、すなわち決済用の資産が保有される必要のある時間の長さは最短化されるべきである。エクスポージャーの存続期間は、決済用の資産が、支払を起動した者に対する請求権と置き換わる時点から始まり、その決済用の資産が他の資産に置き換えられる時点で終わる。エクスポージャーの始点を決める際には、決済のプロセスの吟味を行うこととなり、法的な検討も必要となり得る。参加者が、決済用の資産を他の資産に置き換えることができる時点が意図していないエクスポージャーの終了時点を決める。
- リスク管理が、信用リスクや流動性リスクを削減できる場合もある。参加者のポジションに対する限度(仕向限度または被仕向限度) 契約されたクレジット・ラインのための担保プール、第三者による保証、および決済機関による債務不履行から生じる損失を分担するための手続などが例として考えられる。参加者が保有する決済用の資産の総額が、極めて大きい可能性があるため、こうしたリスク管理が、当該システムの流動性を著しく制約することなく、決済用の資産にかかるリスクを完全に取り除くことができるとは考えにくい。
- 7.6.5 どれほどの大きさの信用リスクおよび流動性リスクが受容可能であるかは、経済における決済システムの役割や代替的な仕組みのコストを考慮して、ケース・バイ・ケースで決定されねばならない。しかし、決済用の資産に付随するリスクは実現できる限り低く保つべきであり、もっとも安全な解決策は中央銀行口座の残高により決済を行うことである。
- 7.6.6 システミックな影響の大きい資金決済システムが、当該中央銀行の発行していない通貨建ての支払いを決済するために、その中央銀行に対する請

求権を用いる場合には、特別な考慮が行われる。この場合、参加者が保有 する決済用の資産は、選択した他の機関への請求権に必ずしも容易に移転 できないかもしれない、というリスクにさらされることになり得る。

7.6.7 この報告書の第 1 部パラグラフ 3.6.3 は、決済用の資産の利用を最小限 に抑えたシステムに言及している。ボックス 11 は一部のシステムにおいて みられる、必ずしも全ての参加者が決済用の資産を直接保有しない仕組み について述べている。

ボックス 11

階層的な決済の仕組み

一部のシステミックな影響の大きい資金決済システムは、システムの参加者全てが、単一の決済機関(通常は中央銀行)の帳簿上で決済しているものもあれば、参加者の一部(「直接参加者」)は決済機関の帳簿上で決済するが、他の参加者(「間接参加者」)は直接参加者の帳簿上で決済するものもある。このような階層的な決済の仕組みにおいては、それぞれの直接参加者による支払の決済には、自らの債務および自らが代行決済する全ての間接参加者の債務が含まれる。

階層的な決済の仕組みには多くのバリエーションがある。決済システムの中には、直接参加者と間接参加者の両方が、システムの規則の中で明示的に認知され、それゆえにシステムのリスク管理を受け得るものがある。他方、直接参加者のみを認知し、システムを利用するその他の決済仲介機関(一般には銀行)を単に直接参加者の顧客としてのみ認知するシステムもある。いずれの場合においても、間接参加者または顧客は、直接参加者と相対の取極めを結んでおり、そこでは業務運営やリスク管理を扱っている。直接参加者が代わって決済を行うために生じる直接参加者と間接参加者または顧客の間のエクスポージャーは、この取極めに従う。

基本原則 VI の関係では、階層がなく、全ての参加者が中央銀行の帳簿上で直接決済を行うシステムは、システムの参加者に対してより高い水準の安全性を提供している。これは、決済の終了時に参加者が保有する決済用の資産が、商業銀行に対する請求権ではなく、中央銀行に対するリスクのない請求権だからである。階層的な決済の仕組みはリスクを直接参加者に集中し、そうした参加

者の 1 つに流動性や支払能力の問題が生じた場合には、混乱が広範囲に及ぶ可能性が高まり得る。このようなリスクは、個々の直接参加者が他の多くの銀行に決済サービスを提供している場合に増大する。さらに、階層のないシステムでは、支払全体のうちより多くの割合が、直接参加者間で行われており、同の規則に従い、決済がいつファイナルになるかについても同じ確実性を有する。これを階層のあるシステムにおいて達成するのはより困難である。

階層のあるシステムは、第三者に対する支払サービスの提供において決済仲介機関間のより激しい競争を可能とする点で、より効率的になり得る。一部の銀行は、直接参加するために必要なハードウェア、ソフトウェアおよび手続きに直接投資することなく、直接参加者が提供する決済サービスを利用することを選択でき、一方、他の銀行はこうした決済サービスを提供するという収益機会を活用することができる。決済が階層的に行われる場合、顧客の受払(間接参加者のそれを含む)を合算することにより、直接参加者は必要な流動性の一部を吸収できるので、流動性管理コストを削減し得る。ある状況においては、例えば法的な理由や中央銀行に口座を持つ資格がないという理由によってシステムに直接参加することができない機関も、利用先の直接参加者が相対の取極めに伴ういかなるリスクも受け入れて管理するという条件の下で、階層化によって間接的に参加が可能となる。

階層化の長所と短所については、全ての基本原則の適合性との関連において、システムの設計者、運営者、参加者および中央銀行によって検討されるべきである。

基本原則 - 達成していくための要点

- 7.6.8 システミックな影響の大きい資金決済システムにとって最も適した決済 用の資産は、当該通貨を発行する中央銀行に対する請求権である。他の資産が利用される場合、基本原則 VI が満たされているかどうかについての主要な検討事項は以下のとおりである。
 - 取極めの目的
 - 決済用の資産を発行する主体の信用度
 - 当該資産をどれほど容易に他の資産に変換できるか

- 発行主体に対する意図しないエクスポージャーの大きさと存続期間
- 行われている場合のリスク管理

基本原則 - システムは、高度のセキュリティと運行上の信頼性を備え、かつ 日々の事務処理をタイムリーに完了させるための緊急時の対応策を用意すべき である。

一般的事項

- 7.7.1 システミックな影響の大きい資金決済システムは、それぞれのケースにおいて、それが置かれた環境と利用者のニーズに適した高いレベルのセキュリティと運行上の信頼性を持つように設計され運行されなくてはならない。具体的なファクターはシステムによって大きく異なり得る。また、技術は全世界で急速に変化しつつあり、利用者ニーズの性質とそれに対応できる可能性の両者に変化を生じさせている。こうした理由から、本章では、取り上げる必要があるいくつかのタイプの検討事項について、一般的な形でしか議論することができない。システミックな影響の大きい資金決済システムは、必ずそうであるとは限らないが、本章で取り上げる中心的なケースのように、技術的に極めて複雑であることが多い。しかし、検討事項の多くはより単純なシステム設計に等しく当てはまるものである。
- 7.7.2 セキュリティと運行上の信頼性の問題に関するポリシーの選択は、基本原則 VIII で取り上げられる実用性や効率性の問題も考慮に入れて行われる必要がある。こうした選択は一般に、システムの運営者と参加者との間におけるコンサルテーションのテーマであり、その結果は、この分野における具体的なポリシーやサービス水準についての合意である。このような合意は通常、経営上層部のレベルにおいて形成される。これは、ポリシーとサービス水準を設定する者が、同時に、ポリシーおよびサービス水準を実現するのに必要なコストと、セキュリティおよび業務を継続して提供することの便益との間の適切なバランスを維持することについても責任を持つことを確保するためである。システムの設計と運行は、セキュリティと運行上の信頼性に関連する、法的な制約、システムの規則、リスク管理の手順、業務要件も考慮する必要があるだろう。
- 7.7.3 決済システムは多くの異なる機能や構成要素から成る。よく言われるように、どのようなシステムのセキュリティも「その最も弱い部分と同じ強度しか持たない」。同様に、システムの運行上の信頼性は、全ての構成要素(ハードウェア、ソフトウェア、通信ネットワーク、電力供給、人材を含

- む)の運行上の信頼性によって決まる。そのため、決済システムの設計者や運営者は、センター側におけるシステムの構成要素のセキュリティと運行上の信頼性についてだけではなく、システム参加者側(それが適切である場合には間接参加者も含む)の構成要素に関しても関心を持つ必要がある。こうした関心は、参加者がシステムと直接に接する部分についてだけではなく、決済システムに悪影響を及ぼす可能性のある参加者側のあらゆる事務にも向けられる得る。このように、システムの参加者は当該決済システム全体との関係でセキュリティと運行上の信頼性について責任を負うが、その責任は関連する規則や契約の中に反映されている必要がある。
- 7.7.4 決済システムの運営者は、システムがそのセキュリティ政策と運行上のサービスレベルに合致しているかどうかをモニターし評価すべきである。これは継続的で包括的なプロセスである必要があり、独立した内部監査人や外部監査人を用いるかもしれない(ボックス 19 を参照)。これはまた、例えば、通常の営業時間中における参加者側の構成要素の利用可能性など、参加者のセキュリティや運行上の信頼性のモニタリングを含む。参加者のパフォーマンスが、決済システムまたは他の参加者に不必要なリスクを発生させている場合、システムの運営者は例えば、当該参加者の上級幹部がこのことに注意を払うようにしたり、あるいは、とくに重大な場合においては、当該システムのオーバーサイトを行う主体に通知する必要があるかもしれない。
- 7.7.5 決済ビジネスや銀行業にとって適当である、多くの重要な、国際的・国内的および業界レベルの標準・ガイドライン・勧告が存在する。これらの基準に適合することは、高いレベルのセキュリティと運行上の信頼性を確保するのに役立つ。基準は、国際標準化機構(ISO)、International Electrotechnical Commission (IEC)、International Telecommunication Union (ITU)、Internet Engineering Task Force (IETF)、European Committee for Banking Standards (ECBS)、American National Standards Institute (ANSI)、British Standards Institution (BSI)などの機関によって発表されてきた。いくつかの例がボックス 12 に示されている。

ボックス 12

国際的・国内的および業界内の標準・ガイドライン・勧告

セキュリティ

ISO/IEC TR 13335 情報技術 - セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティ

管理指針

ISO TR13569 銀行業務および関連する金融サービス – 情報セキュリ

ティ・ガイドライン

BSI 7799:1999 情報セキュリティ管理

ISO/IEC 15408 情報技術セキュリティ評価基準

ISO/IEC PDTR 15446 プロテクション・プロファイルとセキュリティ・ター

ゲットの作成指針

品質保証

ISO 9000 品質管理および品質保証の規格

データ

ISO 9364 銀行の隔地間通信メッセージ – 銀行識別コード

(BIC)

ISO 13616 国際的な銀行口座番号 (IBAN)

7.7.6 決済システムは、よく訓練された、有能で信頼できる職員を十分に有する必要がある。それら職員はシステムを安全かつ効率的に運行させ、正常時および緊急時の双方において、正しい運行およびリスク管理手続がとられることを確保できねばならない。一部の職員は運行およびセキュリティの管理者として行動し、これらの任務のために、適切な知識、経験、および権限を持つ必要がある。職員の研修には、運行上の決定が正しい考えた方に基づいて行われるよう、決済システムとその重要性についてのより広範な理解を含むべきである。当該システムの全ての構成要素の、技術的サポートに責任を持つスタッフは、エラーを修正したり問題を解決するために、(通常の業務時間外を含め)必要とされたときに作業可能となっているべきである。

7.7.7 決済システムのセキュリティ・ポリシーや運行面のサービス水準は、決 済サービスの市場の変化(需要の増加、新しい参加者や顧客など)に応じ て、また、より安全、迅速で、効率的あるいはコスト効果のよい処理を可 能にする技術の開発に応じて、時とともに変化する可能性が大きい。この ことはシステムの設計と運行が適度な柔軟性を持つようになっていて、そ うした変化を受容れられる場合、より容易になる。一つの重要な発展は、 TCP/IP (Transmission Control Protocols / Internet Protocols) 私設 IP ネット ワークおよび公共のインターネットといった、インターネット関連技術の 利用である。これらの新しい技術は、情報やコンピュータに素早くアクセ スし共同利用することを容易にするため、ますます普及している。また、 どのような新しい技術もそうであるように、セキュリティと運行上の信頼 性に対する含意が十分に理解され、注意が向けられることが確保されるよ うに留意すべきである。とくに、インターネットの利用は、ネットワーク へのアクセスに制限がなく、サービスの質について保証も存在しないため、 特別な問題を生じさせる。それでもやはり、インターネットは、規則の公 表やシステム参加者と運営者の間で行う取引以外の通信といったリスクの 小さい通信のために安価な手段を提供する。技術が進歩するにつれ、セ キュリティやその他の問題に焦点をあてた新しい解決策が開発されている。

セキュリティ

7.7.8 セキュリティに関する目標とポリシーは明確に示され、文書にされるべきである。それらの詳細はそれぞれの決済システムによって、またシステムが置かれた状況やその利用者のニーズによって異なるが、それらはシステム運営者、参加者、顧客、オーバーサイトを行う主体がシステムを信任できるよう、十分厳格なものとなっているべきである。システミックな影響の大きい資金決済システムのセキュリティに関する目標とポリシーは、その業務の重要性と支払の完全性を守る必要性ゆえに、一般に、他のシステムに比べ高い基準を持つべきである。セキュリティに関する目標と方針は、システムの運用者、参加者のほか、おそらくシステムやそのデータに直接アクセスできるあらゆる顧客に対しても適用されるだろう。それらはシステムの設計段階で確立されるべきであり、とくにシステムあるいはその構成要素に大きな変化が生じた場合には、定期的にレビューされるべき

である。セキュリティの主要点は定期的にテストされるべきである。

- 7.7.9 セキュリティに関する目標とポリシーは当該システムの構造や所有関係の影響を受ける。例えば、高度に中央集中的なシステム(システムの中枢部、ネットワーク、さらに参加者の手許にある機器までもが単一の主体によって所有または運営されているシステム)は、高度に中央集中的なセキュリティに関する目標とポリシーを持ち得る。他方、分散処理の環境(システムの構成要素が、多数の異なる所有者や運営者を持ち得る)は、運行の管理とシステムの管理の全体が必ず一体となることを確保するため、セキュリティに関する共通の目標とポリシー、それらを実現するための明確な責任分担、および関係者の間の十分な調整が不可欠である。
- 7.7.10 セキュリティに関する目標とポリシーの一部は、例えば、機密性、一貫性、認証、否認防止性、可用性、監査可能性について、商業的に合理的な基準に適合するものとなっているべきである。システムとそのデータを外部と内部双方の不正行為から守るため、目標とポリシーは、当該システム、ハードウェア、ソフトウェア、およびネットワークに対する物理的あるいはロジック面でのアクセスの管理のための明示的な方針を含むことが必要である。決済システムへのアクセスを、アクセスするための正当な理由を持つ者に、かつその者が関係する機能に、厳格に限定するのが普通である。
- 7.7.11 認知された体系的方法を用いて行うセキュリティ・リスクの定期的分析には重要な役割がある。こうした分析は例えば、システムの設計段階でなされ、その後、システムが存続している間(例えば年 1 回というように)定期的に分析されるほか、当該システムの業務内容が変更されたり、当該システムの設計に大きな変更が提案された際に行われるべきである。技術の進歩は、時とともにシステムに対する大きな脅威をもたらし得るし、新たな、あるいは改善された保護手段や管理も、提供することができる。そのためシステムの運営者は、当該システムのセキュリティ・リスクの分析が最新のものであり続けることを確保するため、技術進歩を積極的にモニターすべきである。セキュリティ・リスクの分析の一般的な項目はボックス 13 に示されている。

ボックス 13

セキュリティ・リスク分析の一般的な項目

- システムのセキュリティに関する目標とポリシーの設定、またはレビュー
- システムの機能、構成要素、境界と責任や範囲の特定
- あり得べき脅威やその重大さ(影響度や蓋然性)の特定
- 既存の、または今後利用可能となる保護手段(例えば物理的な装置、セキュリティ管理用ソフトウェア、組織的あるいは運行上の手続)の特定
- 残存するあらゆるリスクと脆弱性の特定
- 上記 4 番目・5 番目のステップは、残存するリスクと脆弱性が当該システム のセキュリティに関する目標とポリシーの中で受容可能となるまで反復
- リスク分析のプロセスにより特定された保護手段のシステムへの導入

運行上の信頼性

- 7.7.12 決済システムに必要な運行上の信頼性の基準も、「サービス水準合意書」というような形で、システムの運営者と参加者により、正式に定められ文書化されるべきである。このサービス水準は、例えば当該システムにおける決済の迅速性により異なり得るであろう。即時グロス決済システムの場合、サービス水準は、予定外の「システム・ダウン発生時間」の最大限度を明確にすることができる一方、1日の終わりに決済を行うシステムの場合、サービス水準はその決済のタイミングと関係するであろう。必要とされる運行上の信頼性の水準は、システムまたはその参加者に深刻な障害が発生したときに支払を行うための代替的な仕組み(例えば他の決済システム)を利用できるかどうかにも依存する。
- 7.7.13 決済システムの運行上の信頼性は、当該システムのセンター・システム側と参加者側の構成要素だけではなく、通信、電力供給、交通機関など(公共部門・民間部門いずれが提供するかを問わない)、システムが依存するインフラ・サービスの運行上の信頼性にも関係する。業務継続への脅威は、個々の構成要素やサービスの障害だけではなく、労働争議や、火事、地震、洪水といった一般的な災害からも生じ得る。システムの設計に際して考慮すべき重要な点は、特定の構成要素やサービスの障害がシステム全体を障害に陥らせるという状況(「1点からの障害発生」)を避けることであ

- る。これらの構成要素と脅威の全ては、全て当該システムの業務継続に関する取極めに反映されているべきである(パラグラフ 7.7.18 ~ 7.7.23 を参照)。
- 7.7.14 システムの運営者は、包括的で厳格かつ書面に十分書込まれた運行面・技術面の手続を整備して利用すべきである。これは、全ての運行上の出来事を記録、報告、分析する手続を含む必要がある。決済システムに重大な障害が発生した場合には、そのつど原因および通常の運行や業務継続に関する取極めに必要な改善を特定するため、運営者と、それが適切である場合には参加者は、「事後的な」レビューを行うべきである。
- 7.7.15 システムおよび参加者側のものを含む構成要素のあらゆる重要な変更は、十分に文書化され、承認され、管理され、テストされ、適切な関係者による品質保証手続を受けるべきである。変更の実施やテストは、例えば、製品システムをできる限り忠実に再現すべく作られ、製品システムと同レベルのセキュリティ・管理を受ける。完全に分離された開発用システムを利用するなど、製品システムに影響を及ぼさない方法で行われる必要がある。変更を行う場合は、可能な限り、あらゆる変更の実施は必要であれば元の状態に戻せるような方法で実施すべきである。
- 7.7.16 システムの設計は、とくに処理量のピーク時やピーク日において、予想される支払件数を求められた速さで処理するのに十分な能力を持つことを確保すべきである。システムの運営者は、システムの実際の能力やパフォーマンスを定期的にモニターし、テストするとともに、求められる支払の処理量と速さが維持されるよう、決済量や取引パターンの変化に対して注意深い計画を立てるべきである。
- 7.7.17 通信設備の運行上の信頼性は決済システムにとって一般に重要である。 そのため、二重化されたり代替方法が設けられた通信手段や伝送ルート (例えば、専用回線の代替手段としてダイアルアップ通信を利用すること)は有益であり得る。多くの場合、決済システムは 1 つまたは複数の通信サービス業者と、公共の通信インフラの信頼性に依存しているであろう。 可能である場合、決済システムの運営者は通信業者との契約の中で、必要なサービス水準、代替する伝送ルート、および緊急時対策をはっきりと定めておくべきである。

業務の継続性

- 7.7.18 システムの業務継続に関する取極めの目的は、システムの構成要素が 1 つ機能しなくなった場合でも、合意されているサービス水準が実現されるのを確保しようとすることである。決済システムの運営者と、それが適当である場合、参加者とインフラ・サービスの提供者は、想定し得る様々なシナリオにおいてサービスの継続をもたらす取極めを策定するために、正式な演習を行うべきである。これらのシナリオには、中央のシステムの構成要素、参加者側の構成要素、および利用されるインフラが、各々機能しなくなった場合が含まれ得るだろう。内部・外部の両方の脅威が考慮され、また、各々の障害による影響が認識され、評価されるべきである。その上で、システム障害を防止し、抑制し、対応するための取極めが策定され得る(業務継続に関する取極めのいくつかの例がボックス 14 に示されている)。緊急時のシステムと手順を設計する場合、単純さと実用性が鍵となる検討事項である。そうしたシステムと手順は非常時に実行され、(訓練やテストを行っていたとしても)正常時の業務手順に比べれば、関係する職員にとって必然的に不慣れだからである。
- 7.7.19 業務継続に関する取極めについては、全てが明確かつ十分に文書化されているべきである。決済システム運営者や参加者のスタッフは、取極めの利用について、十分に訓練されているべきである。全ての事項が当該システムの参加者や、取極めの影響を受ける他の全ての者を含めて定期的にテストされる必要がある。
- 7.7.20 様々な能力を備えた危機管理チームを迅速に組成するための手続は、 そのような取極めの重要な要素であり、これには、参加者、オーバーサイトを行う主体、必要により他の利害関係者との協議の手続が含まれる。取極めには、例えば、参加者、その顧客、他の金融サービス、オーバーサイトを行う主体や報道機関に対し、あらゆる出来事とそれが支払サービスにい与える影響について迅速かつ定期的に知らせる手段も含み得るだろう。
- 7.7.21 業務継続に関する取極めが、重要な支払を他の決済システムに切換えることを含む場合には、切換えられた支払がその決済システムのパフォーマンスに悪影響を及ぼすのを防ぐため、この可能性について、代替的な決

済システムの運営者と予め協議し、合意し、テストするべきである。

- 7.7.22 システムの業務継続に関する取極めに、バックアップセンターを含め ることは多くの場合適切である。バックアップセンターの設計は、立ち上 げて支払の処理を再開するまでにかかる時間を考慮する必要がある。即時 グロス決済システムにおいては、処理が数分のうちに再開できるよう、メ イン・センターからデータを継続的に伝送し、バックアップセンターを 「ホットスタンバイ(常時待機)」状態にしておくことができるだろう。1 日の終わりに決済を行うシステムでは、再開に要する時間がより長くなる ことがあり得よう(分単位というよりは時間単位で決まってくるかもしれ ない)。バックアップセンターは一般に、(管理、保守およびテストを簡単 にするため)メイン・センターと同一のソフトウェア、ハードウェア、通 信機器を備えるように設計される。しかし、同一のソフトウェアはメイン センターにおけるソフトウェアの障害に対する備えにはならないであろう。 バックアップセンターの設置場所は、それが備えている脅威の性質によっ て決まるだろう。一般に検討される点は、メインセンターとバックアップ センターの双方に影響を与えるインフラ・システム(電力、通信など)の 機能停止への備えである。システムの運営者は、参加者がバックアップセ ンターを持つべきか否かも考慮する必要がある。そのようなバックアップ センターは、互いに相手のセンターを利用するという参加者間の相対の取 極めによって、あるいは、深刻な機能停止に陥った全ての参加者が利用で きる中央臨時センターを設けることによって、提供され得る。
- 7.7.23 決済システムの業務継続に関する取極めは、深刻な障害が生じた場合に、少数の重要な決済(例えば、他の決済システムの決済、市場流動性あるいは金融政策に関わるもの)を処理するために用いられる「最低レベルのサービス」を含み得る。この最低レベルのサービスは、例えば、手作業による紙ベースの処理や認証されたファクシミリのメッセージ、データ伝送のために物理的な媒体を用いた基本的なパソコン・ベースのシステムによって実現でき得る。

ボックス 14

業務継続に関する取極めの例

- 間違いに強いあるいは二重化されたハードウェアの設置。
- 全てのコンピューターおよび通信機器に対する定期的な障害予防のための 保守。
- 予備のハードウェアおよび通信機器の利用現場における供給。
- 自家発電設備または無停電電源、および自家給水設備。
- 火災感知・消火システム。
- 手順および技術面に関する明確かつ最新の文書がメインセンターと全ての バックアップセンターにおいて利用可能であること。
- 定期的なデータ・コピーの作成、および変更時におけるソフトウェアのコピーの作成に関する手続。これらのうちの重要な部分はメインセンターから離れたところに保管されるべきである。
- 通信障害が生じた場合における物理的媒体(ディスク、テープ、紙)によるデータ交換の手続。
- ある特定のシステム機能や参加者を利用不能としたり、特定の処理を異例的に開始させたり、終了させたりする手続。
- 新たなソフトウェア、ハードウェア、通信機器が導入されるとき、短期間、旧技術への復帰の可能性を保持しておくこと。

基本原則 - 達成していくための要点

7.7.24 決済システムの設計者と運営者はセキュリティと運行上の信頼性に関する以下の点について検討すべきである。

一般的事項

- システムは、システムの運営者と参加者により合意されたセキュリティのポリシーと運行面のサービス水準、関連する法的制約、システムの規則、リスク管理手続、業務要件、または国際的・国内的・業界内の標準を満たすべきである。
- システムのセキュリティと運行上の信頼性は、中央のシステム側と参加者側の構成要素の両方に依存する。参加者はセキュリティと運行上の信頼性について責任を負う。システムは、ポリシーとサービス水準が達成されて

いることを確保するため、正式にモニターされるべきである。

- セキュリティ・ポリシーと運行面のサービス水準は、市場と技術の動向に応じ、時とともに変化する。システムはそのような動向に合致するように設計・運営されるべきである。
- システムは、十分な数のよく訓練された、有能で信頼できる、正常時および緊急時の双方においてシステムを安全かつ効率的に運営できる職員を必要とする。

セキュリティ

- セキュリティに関する目標とポリシーは、システムの設計段階で確立され、 定期的に見直されるべきである。それらは、システム固有の構造と所有関 係を認識した上で、決済システムに適用されるべきである。
- システムのセキュリティは、例えば、機密性、一貫性、認証、否認防止性、 可用性、監査可能性について、商業的に合理的な基準に適合するものと なっているべきである。セキュリティの主要点は定期的にテストされるべ きである。
- 決済システムは、定期的なセキュリティ・リスクの分析を受けるべきである。システムの運営者は、当該システムのセキュリティ・リスクの分析を 最新のものに維持するため、積極的に技術進歩をモニターすべきである。

運行上の信頼性

- 運行上の信頼性への脅威は、中央のシステム側と参加者側の構成要素の障害から生じるだけではなく、インフラ・サービスの障害や自然災害からも生じる。
- システムは、包括的で厳格かつ書面に十分書込まれた運行面・技術面の手続を必要とする。
- システムの変更は、適切に文書化され、承認され、管理され、テストされ、 品質保証を受けるべきである。

• システムは、十分な処理能力を持つように設計されるべきである。処理能力はモニターされ、取引量の変化に先んじてレベルアップされるべきである。

業務の継続性

- システムの運営者は、業務継続の計画を策定するための正式な演習を行うべきである。緊急時に備えた取極めを設置する場合、単純さと実用性が鍵となる検討事項となっているべきである。
- 業務継続に関する取極めは文書化され定期的にテストされるべきである。 取極めは危機管理と情報伝達についての手続を含むべきである。

業務継続に関する取極めは、支払を他の決済システムに切換えること、バックアップセンターや「最低レベルのサービス」を含み得るであろう。

基本原則 - システムは、利用者にとって実用的であり、経済全体にとって効率的な決済手段を提供すべきである。

- 7.8.1 基本原則 VIII の最初の部分は、決済システムが、利用者(決済システムの参加者と決済サービスを求めるその顧客の双方を含む)が直面する日々の実際的な問題をよく考える必要を強調している。ある経済にとって正しい選択は他の経済にとって必ずしも正しいとは限らない。システムがその利用者にとって実用的であるためには、市場の構造、歴史および慣習を考慮し、労働力(熟練労働力を含む)や技術といった投入物の現在および将来のコストをよく考える必要がある。利用者ニーズに適したシステムのタイプについての判断には、銀行部門における慣行、技術および技能についての理解を必要とするだろう。例えば、もし利用者が日々少数の支払のみを行えばよいのであれば、大規模な投資と訓練を要する複雑なシステムを導入することは適当でないかもしれない。物理的な帳簿の中に一連の口座を設け、払出と入金を同時に記帳することで(そうした記帳が有効であるという法的な裏付けがあることが前提)即時グロス決済システムを運営することは可能であろう。もっとも、そのような単純な仕組みは、処理量についての厳しい制約を持つだろう。
- 7.8.2 高度に洗練された情報技術を持つことが常に必要なわけではない。リアルタイムの通信と複雑な技術に大きく依存したシステムは、電力、通信インフラの信頼性が低い国々では、システムそのものが信頼性の低いものとなり、したがって利用者にとって実用的でないものとなりそうであるから、適切でないかもしれない。システムの設計者が直面する実際の選択肢は、支払スキームの設計についての様々な選択(例えば逆引型か順送金型か、グロス決済かネット決済か、即時処理かバッチ処理か)技術レベルはより高いもの、より低いもののいずれを選ぶか、など極めで様々であろう。利用者が必要とするものに違いがあることを認識し、これらの違いに応えることも必要であるかもしれない(ボックス 15 は、利用者にとっての実用性に注意が払われ得る分野の説明を行っている)。

ボックス 15

利用者にとっての実用性:一例

システムの利用者にとってシステムの設計が実用的であり得ることは、いくつかのシステムにおいては、異なる参加者の特定の業務ニーズに合わせて参加者の通信接続を構築することに払われている注意によって示すことができる。即時グロス決済システムやその他のリアルタイムで電文を処理するシステムでは、参加者は中央の処理システムとリアルタイムの通信接続を構築するために費用を負担する。システムによっては、参加者が、費用やサービスの水準(例えば、リアルタイムの情報や追加的な処理能力など)についてそれぞれのインプリケーションを持つ様々なタイプの接続方法の中から選択を行うことがある。この場合、決済件数が多かったり、時限性の高い、あるいは特別な取引を扱う大規模な銀行は、例えばストレート・スルー・プロセシングのような技術を利用可能とすることだけでなく、中央のシステムと自らのバック・オフィスをつなぐ高度な接続(例えばコンピュータの相互接続)を構築することを望むかもしれない。一方、取引件数が比較的少ない参加者は、より単純な電文送信機能を選択するかもしれない。システムによっては、参加者が通信接続を提供し保守を行う専門の第三者のサービスに依存する、別の選択肢が存在する。

設計に対する柔軟なアプローチは、より広い意味でコスト効率のよいシステム に様々な方法でアクセスすることを許容し、様々なシステム参加者に、高い、 実際的な利便をもたらし得る。

7.8.3 システムが実用的かつ効率的であること、および技術や他の費用ファクターが変化する中でそれを維持していくことは特別な課題を提起する。例えば、手作業に大きく依存した手続は、金融市場の発達の初期段階にあり、そのため大口、あるいは時限性の高い支払が少ない経済にとっては適当であり得る。金融市場がより複雑化して、システムがより時限性の高い支払をますます大量に扱うようになると、そうした手続は急速に適当さを低下させるようになり得る。その段階では、かつては実用的かつ効率的であったシステムが、もはや利用者のニーズにとって十分でないか、経済のために効率的でなくなっている場合がある。

- 7.8.4 効率性は、幅広く用いられ、また多くの異なる意味で用いられる概念である。効率という概念は生産物の技術的な尺度として用いられることがある 例えば、1時間に処理され得る支払の件数である。効率という概念は、例えば、支払 1 件当たりの決済システム運行コストの尺度としてなど、コスト効率の意味でも用いられ得る。経済学者は、例えば、そうしたサービスがこれ以上低い社会的費用では生産できないというように、求められる支払サービスの生産方法に関する選択という意味で効率性という用語を用いる。
- 7.8.5 利用者が求めるサービスの質の多くの側面は計量することが難しいため、実際には、システミックな影響の大きい資金決済システムがこの直前に挙げた意味で効率的かどうかを決めることは、しばしば非常に困難である。加えて、様々な投入資源のコストが適切に計られる必要がある。時とともに効率性を最適化させていく必要がある場合、この評価はより一層困難になる。このことは、需要がシステムの存在する間に変化する可能性が高く、技術的な可能性や資源のコストが変化するかもしれない状況で、大きな投資判断を行う場合に当てはまる。しかし、効率性は検討されるべき問題であり、他の様々な効率性の尺度は、選択の方向性を示してくれるかもしれない。この基本原則を満たすのを助けるような決定を行うことを支えるため、見出し得る選択肢の費用と便益についての最大限入手可能な情報を、体系的なフレームワークの中で示すことは有益である。
- 7.8.6 システムの利用に伴うコストは、運営者や参加者だけではなく、経済の中にある様々な利用者によっても負担される。利用者の求める決済サービスが、労働力、技術、資金という個々の資源をより少なく用いることによって、あるいは、それらをよりうまく組み合わせることによって、提供できないという意味でシステムが用いる資源が浪費されていない場合、決済システムはここで用いている意味で効率的であろう。効率的な選択肢は1つとは限らず、どれを選択するかは、安全性も含めて、利用者に提供される様々なサービスの質の、どこに重きを置くかによって決まってくるだろう。ある決済システムがコスト効率に優れ、実用的であれば、銀行とその顧客がそのシステムを利用する可能性は大きい。システムをより安全にすることがそのシステムのコストを高めたり、使いにくくする場合があり得る。とくにオーバーサイトを行う主体は、システムの安全性を高めようと

することが、意図せざる形で、当該システムの利用に係るマイナスのイン センティブを持ち込んでしまい、これが、支払を行う際の安全性の水準を 全体として低下させる可能性に注意する必要がある。

効率性の観点

- 7.8.7 決済システムの効率性を分析する上では、以下のものを区別することが 有益である。
 - 中央のシステムの処理コスト 運営者によって直接決められる。
 - システム参加者の処理コストシステムにとっては外部的であるが、 しばしばシステムの設計から影響を受ける。
 - 支払の手当に必要な流動性を保有するコスト。
- 7.8.8 システムの総処理コストは、支払の取扱コスト、それを銀行間でクリアリングするコスト、クリアリング結果を決済する準備と決済を実施するコストからなる。これらの処理は手作業、電子的処理、あるいは両方の組み合わせによって行われる。こうした処理は、しばしば機械設備、通信設備、メンテナンスのために大規模な投資を必要とする。システムの設計者と運営者は、システム処理や通信管理・組織運営といった中央に集中された支払ファシリティを提供する明示的なコストを管理している。これらのコストは通常、システムの参加者によって支払われる料金に反映されている。
- 7.8.9 参加者の内部処理コストもまた大きなものとなり得る。このコストは、支払指図の準備、支払電文の送受信、内部処理、顧客口座への記帳、照合のコストや、顧客に送金および受取の手段を提供するコストも含まれる。決済システムの設計者や運営者はこれらのコストを直接管理することはできないが、技術や手続(例えばストレート・スルー・プロセシング)やシステムの設計がコストにどのような影響を与えているかを認識していることが必要である。これは、これらが参加者の総コストの重要な構成要素であり、そのシステムを利用するかしないか、するとすればいつ利用するかについての参加者の選択に影響するからである。この意味では、参加者が利用する他のシステムと互換性のある電文形式を採用することによっても、処理コストを引き下げることができる。

- 7.8.10 多くのシステミックな影響の大きい資金決済システムは、他のシステムと比べて一般的に決済金額が大きく、また場合によっては決済件数が少ない。そこでは、処理のコストは、参加者にとって、1 日を通して支払を手当するための流動性供給にかかるコストに比べれば重要でない可能性がある。
- 7.8.11 参加者の流動性のコストは、2つの要因に依存している。
 - システムの設計が、個々の参加者に対して、その支払を処理するために どれほどの流動性を保有することを必要とするか。
 - 他の理由(例えば規制政策や金融政策上の理由)によって動性を保有する必要があるかどうかを考慮に入れたうえでの、流動性保有の機会費用と、中央銀行からの流動性を含む日中流動性が参加者に利用可能となる条件。

日中流動性は、中央銀行が明示的な金利を課して利用可能とすることもあり、その場合、参加者にとってのコストは明らかである。明示的な金利は課さないが、中央銀行の日中ファシリティを利用する際には担保を要求される場合には、コストは担保保有の機会費用に依存する。公共政策の変更(例えば金融政策あるいは規制政策)は流動性の機会費用に影響を及ぼし得る。

- 7.8.12 決済システムに対する流動性供給政策は、通常、中央銀行がシステムの決済用の資産 典型的には中央銀行への預け金 を参加者に日中利用可能とするための条件がポイントとなる。日中流動性の拡張は信用リスクを生むため、中央銀行は次のリスク削減策のうち一つまたはそれ以上を採用している。
 - 日中ファシリティに対する担保の要求
 - 日中貸越への課金
 - 借入れ可能額への上限の設定

いかなるリスク削減策が採用されるにせよ、当日の中央銀行のバランス シートにまで影響を与えないように、参加者が終業時までに返済するイン センティブを与えられるべきである。 7.8.13 システムの設計により、参加者とその顧客が支払資金を手当するために負担する流動性のコストに大きな影響を与え得る。例えば、センターが処理予定を決めるメカニズム、または参加者が支払の優先順位を管理できるメカニズムをシステムに組み込むことができるが、これらのメカニズムの設計は、各参加者が円滑な支払の流れを実現するために保有する必要がある流動性の額に影響を与え得る。例えば、処理予定を決めるメカニズムによっては、先入先出(FIFO)方式の待ち行列システムでは支払の流れを妨げるかもしれないより大口の支払に先行して比較的小口の支払の決済を行うことを認めている例がある。他のメカニズムには、流動性の所要額をさらに削減し、待ち行列の処理速度を上げることができる精緻なアルゴリズムに基づいているものがある。システムの運行時間の長さも流動性のコストに関係を持ち得る。

非効率性の観点

- 7.8.14 中央のシステムとシステム参加者による支払処理が資源を非効率的に 利用していることを示すいくつかの指標の中には、以下のものが含まれる。
 - システムが需要の水準に対応できない、あるいは技術的または組織的な問題を抱えているために、運行面のパフォーマンスが芳しくない。
 - 決済件数は処理可能であるものの 例えば、処理時間が長いあるいは 一定でない、あるいは支払が行えず差し戻される件数が多いなど、運行 面のパフォーマンスが芳しくない。
 - 処理能力の大幅な過剰が常態化している これは不必要な処理能力の ために行われた無駄な投資を意味する(もっとも、処理件数が増えるまでには一定の時間がかかるかもしれないため、判断はシステム稼働開始 後のあまりに早い段階で行われるべきではない)。
 - 他の同様のサービスを提供するシステムとの比較でみて、おそらく料金に反映されているコストが高い。
 - 参加者がシステムに参加、または離脱する際の初期コスト、または運営 コストが非常に高い。
- 7.8.15 システムが流動性を非効率的に利用し、そのために利用者に不必要な

費用をもたらしていることを示すいくつかの指標の中には、以下のものが 含まれる。

- 参加者が、支払が迅速に決済されるようにする日中流動性に適切にアクセスできないため即時グロス決済システムにおいて、待ち行列に止め置かれた支払。
- 待ち行列メカニズムが柔軟でないために、極めて多額の日中流動性を保 有しなければならない参加者。

非効率性の回避

- 7.8.16 システミックな影響の大きい資金決済システムの構築が、完全に市場の力に委ねられることは稀である。中央銀行は金融システムの中核において重要な役割を持ち、自ら決済システムを運営していない場合でもオーバーサイトを行う主体として関与する。しかし、処理コストと流動性コストの極めて多くが、運営者よりも参加者によって直接的に負担されることから、資源を効率的に利用するためには、参加者がシステムの設計と実現に密接に関わる必要がある。関連する市場における支払の需要が評価されたり、システムが設計・実現される際には、計画についての協力、協議、調整が必要になるだろう。
- 7.8.17 決済システムの構築または改革のために提案されたプロジェクトについて費用便益分析を行うことのメリットは、極めて大きい可能性がある。多くの点について定量化が難しいために、分析が比較的暫定的なものにならざるを得ない場合においても、このことは当てはまり得る。費用便益分析を行うことは、設計者に、決済システムの運営者、参加者、その他の利用者が直面するコストの全体像を明らかにすることを迫る。これらのコストは、最終的な顧客と社会にとっての安全性と効率性という便益に関連付けて評価されるべきである。決済システムの改革プロジェクトにおいて一般に必要とされる調整の規模は、改革の実現には一定の時間がかかり、費用便益分析が、投資が行われ便益が得られる期間について考慮する必要があることを意味している。このことは、経済が発展する中で、計画を立てる者や分析を行う者が、産業界や金融部門における現在および将来のニーズを評価することをとくに重要なことにしている。費用便益分析の利用に

関する議論についてはボックス 16を参照。

- 7.8.18 民間および中央銀行における決済システムの運営者は、可能な限り市場原理を用いるべきである。システミックな影響の大きい資金決済システムが国内に 1 つしかなく、そのため、直接の競争相手を持たない場合があるため、このことは必ずしも常に容易ではないであろう。それにもかかわらず、システム運営のいくつかの面において、効率性を向上させるための競争を可能にする機会はなお存在するだろう。例えば、システムを利用する銀行は、顧客にサービスを提供する上で互いに競争するであろう。運営者が自らに対するサービスの提供に際して、競争入札を用いることも考えられる。システムの運営が民間によるにせよ中央銀行によるにせよ、1 つのシステムに対して直接の競争が存在しない場合、運営者は、システムが利用者のニーズに敏感に反応し続け、資源を効率的に用いて運行することを確保する、という特別な責務を持っている。このことを行うための 1 つの方法は、システムのサービス、パフォーマンス、コストおよび料金を同じような経済で運行しているシステムを基準にして比較することである。
- 7.8.19 決済システムに投入されている資源が効率的に利用されている場合、 サービス提供のコストが、参加者に対して可能な限り明確に示されている ことが重要である。これは、とくに大きな固定費が多数の異なる経済(ま たはその他)サービスに割り振られなくてはならない場合に困難であり得 るが、サービスの価格が、そのサービスの提供に必要な資源のコストを反 映するように努力が行われるべきである。決済サービスには、補助金が与 えられていたり、内部相互扶助 (cross-subsidies) が与えられていたりする。 補助金は、費用がそれを発生させた人によって負担されない、あるいは費 用を負担する人が利益を享受できない、という理由で正当化され得る場合 がある。同様に、補助金は、時には金融市場を発達させサポートする必要 性、あるいはそうしたタイプの他の外部性といった、より広い社会的便益 によって正当化されることもあり得る。それにもかかわらず、補助金や内 部相互扶助を行っている運営者は、ミスリーディングな価格シグナルを送 るリスクや、後になって補助金や内部相互扶助を取りやめる際にぶつかり がちである困難をはっきり認識しているべきである。また、補助金や内部 相互扶助が短期的な便宜にとどまらないのであれば、運営者やオーバーサ イトの主体としての中央銀行は、競争の可能性(たとえ現実の競争でない

にしても)から生じる規律がないことが、資源の効率的利用にリスクをもたらすことを認識すべきである(料金設定への様々なアプローチについての議論はボックス 17 を参照)。いずれにせよ、中央銀行がシステミックな影響の大きい資金決済システムを運営している場合には、その課金の方針の根拠を公表すべきである。

ボックス 16

決済システムの改革における費用便益分析

費用便益分析は、決済システムに関する将来の投資を評価するのに便利なフレームワークであるが、用いられるデータや仮定が正しくなければならない点に、注意する必要がある。正確さという点では劣るものの、正しく用いられれば、投資計画の利点を見極める際の判断材料となり得る。費用便益分析は、ある一定期間における便益と費用を予想するもので、何らかの割引率(金利、社会的な時間選好率)を用いてその便益と費用の現在価値を割り出し、こうした便益の現在価値が費用の現在価値を上回るか否かを算出するものである。必要な決定事項がある望ましい目的を達成するためのいくつかの方法の中から選択することである場合、それぞれの方法の費用に対する便益の比率が比較され、最も比率の高い方法が選ばれることとなる。

費用の側に関しては、投入物が特定され、これを他の目的に用いた場合の価値 (機会費用)で評価する必要がある。多くの場合、投入物の市場価格(あるいはレンタル費用)を用いれば十分である。ただし、投入物の市場が存在しない、あるいは(独占や課税、補助金などのファクターにより)市場価格が投入物の機会費用を反映していないと判断される場合は、何らかの代替価格(シャドー・プライス)を用いることがより適切かもしれない。

便益は細心の注意を払って評価することが重要である。便益はその事業計画に対する需要を反映している。便益が見出されない場合、その事業計画を推進する価値があるかどうか疑わしいといえる。決済システムの改革プロジェクトから得られる便益には、処理費用の削減やリスクの削減、信頼性の向上、新たな決済手段が含まれる。

費用便益分析を行うためには、便益と費用の両方について金銭的価値が算出さ

れる必要があり、これは最も望ましい状況下においても容易なことではない。 便益と費用の価格算定が困難なのにはいくつかの原因がある。便益の側につい ては、社会的便益、すなわち、社会がその便益に対してどの程度の費用をすす んで負担するかを見積る作業に尽きる。こうした情報は、国内経済あるいは海 外経済において、同様なサービスに対し潜在的需要者が、例えば対 GDP 比お よび人口 1 人当たり所得比どの程度の費用を負担するかを(1)調査し、(2) 比較することによって得られる。

こうした作業は、当然のことながら嗜好や相対価格、技術の変化に伴う不確実性に満ちている。便益によっては、そもそも定量化するのが困難なものもある。決済システムにおける顕著な例は、システミック・リスクの削減効果である。こうした問題に対処するため、定量化が困難な便益については、費用と便益の計算が、異なったシナリオ下で様々な推定価値を用いて行われ得る。あるプロジェクトについて、こうして算出された価値が承認審査をパスするには「あまりにも高い」とはじかれた場合、そのプロジェクトは進めるべきではないことを示唆している。

様々な代替的方法の便益・費用の順位は、分析に用いられた期間の長さや割引率によって大いに影響を受ける。期間 すなわち費用と便益を算出する期間

が短いほど、また割引率が高いほど、主として短期間で(便益から費用を差し引いた)ネット便益の流列を生じる選択肢の方が、長期間に便益を生む選択肢よりも便益・費用の順位は高くなる。また、公共部門も、無リスク金利(こうした金利は、サービス提供に際して実際に公共部門の競合がある場合、また競合が生じ得る場合には適切かもしれない)を用いるか、商業ベースの金利により近い金利を用いるかどうかという重要な選択肢を持つ。これらは現在価値の数学的算出の技術的ポイントであり帰結であるが、政策にとっては重要なインプリケーションを有している。例えば、将来に対する不確実性は、政策担当者に比較的短い期間を重視させがちである。また、投資が便益を生むまでの期間の長さ(費用が何ら実質的便益を生じることなく負担される懐妊期間)は、検討されている選択肢によって大いに異なる可能性がある。

便益と費用の計算を行う上での上記のような困難の原因とは別に、不可分性 (プロジェクトが分割不可能な様々な部分から成っていること)も困難の原因 となる。これは、とりわけ技術的選択にとっての問題である。本質的に、ユ ニットをより小さく、よりコストの安い部分に分割しそのうち必要分だけを取り出すというのは最適でないし、あるいは技術的に不可能なため、一塊となった往々にして非常に高価なユニットの間から選択が行われなくてはならない。この場合、費用・便益の計算はグループ化されたプロジェクトの間の現実の選択を反映する必要がある。費用便益分析は代替的な投資の選択肢を評価することの実際的な困難を解決しないが、こうした作業を行うための枠組みを提供している。

ボックス 17

支払取引への料金設定

課金政策は、システムの利用者にとっての取引コストを定めるものであり、参加者が他のシステムではなくそのシステムを利用するインセンティブを創り出し得るものである。これは、全体としての安全性や効率性を向上させる効果を持ち得る。不適切な課金政策は、効率性の高い他のシステムの利用を妨げる(したがって、資源を浪費させたり、民間部門にインプリシットな税負担を課すことになる)か、安価だが安全性の劣るシステム(安全策の全体にとっての便益が考慮されていない場合)に利用者を向かわせ得るだろう。システミックな影響の大きい資金決済システムは通常少数しかなく、一般的に利用可能な代替手段は少数しかないため、幅広い料金設定のアプローチがあり得る。

一般的に、決済システムの運営者は以下のいずれかのアプローチを採用するであるう。

コスト回収法:これは、一定期間における総費用(固定費と経常費用の和)を 損益分岐点ベースで回収するものである。回収すべきコストはまず、取引1件 当たりのコストを推計しこれに応じて課金することによって、配分され得る。 この方法は、一定期間に達成が見込まれる決済件数についての合理的な予想を 必要とする。また、コストは、参加者間に均等に配分され、あるいは決済件数 や決済金額に応じて配分され得る。コストに基づく課金は、参加者の協同組織 といった非営利団体によって用いられ得るほか、国によっては、中央銀行に よって用いられ得る。

マーケット・ベースの料金設定:上記のケースと同様、料金設定は通常、取引

1 件当たりであり、コストや決済件数の予測に基づく。ただし、料金は、総費用に加えて、競争的なマーケットの状況や適切な資本利益率についての検討によって決まる利潤を含むであろう。こうしたアプローチは、中央銀行、民間の運営者のいずれが採用するにせよ、競合するサービス提供者間に公平性が存在することを可能にし、サービスのイノベーションや開発のインセンティブを創り出すだろう。

補助金を与えられている料金設定:中央銀行あるいは民間部門の運営者は、金融市場を発展させるため、あるいは金融機関をより安全で効率的な決済チャネルへと移行させるため、支払サービスのコストに補助金を与えることがある。補助金を与えられた料金設定に関する政策的考慮の議論についてはパラグラフ7.8.19 を参照。運営者が補助金を与えることを決定する場合、補助金の支給予定期間と補助金の大きさを明確に定め、かつ公開することが有益かつ適切かもしれない。費用便益分析(ボックス 16 参照)を行う際には、補助金の金額と期間が考慮に入れられねばならない。

アプローチの選択は、競合するシステムがあるか、また参加者よりも広い範囲に及ぶリスクや便益があるかという評価にある程度依存する。こうした広い枠組みの中で、システムの効果的な機能のために適切なインセンティブを創り出すために課金構造は多様化し得る。例えば、運営者は、1日の早い段階で持ち出された支払は、遅くに持ち出されたものよりも安くする、という具合に日々の支払の処理量を改善するため、差別的な課金方法を用いることができる。同様に、待ち行列の管理を向上させるため、取引が件数や金額のレンジに応じて課金されることもある。差別的料金は、例えば追加情報やコンピュータ接続といった付加価値サービスを考慮するなど、サービス水準に基づくことも可能であろう。更にシステムによっては、ある参加者がそのシステムの開発に関わる費用を負担している一方、他の参加者は、例えばシステムに最近になって参加したために、負担していないという事実が、差別的料金の根拠となることもあり得る。

基本原則 - 達成していくための要点

7.8.20 効率的な決済システムを確立するには、いくつかの段階がある。それらには、一般的な目的、ニーズおよび制約条件を特定すること、および分

析のために利用可能な様々な方法を用いつつ、効率性を測るための分析の 枠組みを確立することが含まれている。

一般的事項

- 目標を明確化する(リスクと効率性のファクターを特定する)。
- 参加者およびより広範な利用者のニーズと制約条件を特定する。
- システムの選択肢と便益を特定する。
- 社会的費用と私的費用を決める。
- 決定する事柄について選択肢をつくる。

分析の枠組み

- 動率性の要件を特定する(あるいは逆に非効率性を特定する)。
- 安全性の要件を特定する。
- 費用(社会的・私的)を評価する。
- 資源(社会的・私的)を特定する。
- 実務的な制約条件(技術、インフラ)を決定する。
- 安全性の制約条件を明確にする(例えば基本原則の適用)。

方法

- 費用便益分析やその他の体系化された分析
- 参加者や利用者の議論への参加
- データの収集と分析のための方法
- データ源の特定(公式データ、経済的データ、サンプルまたは推計値)

基本原則 - システムは、公正かつ開かれた形での参加が可能となるよう、客観的で公表された参加基準を設けるべきである。

- 7.9.1 基本原則 IX は、他の分野と同様決済サービスの提供についても、金融機関の間の競争が通常、業界内の経済的効率性を高めることに役立つことを認識している。多くの国において、規模の経済が働く結果、極めて少数の、場合によってはたった 1 つの、システミックな影響の大きい資金決済システムしか存在しない。その結果、そのようなシステムへの参加が、支払サービスを提供する機関の間の競争力のバランスに重大な影響をもたらす可能性がある。これは、銀行や他の支払仲介機関にとって、参加が唯一のアクセス手段である、ということではない。多くの場合、そのような機関は、参加者の顧客としてシステムにアクセスすることを選ぶこともできる。システムによっては、直接と間接という 2 つのレベルの参加方法を持っているところもある(ボックス 11 参照)。
- 7.9.2 基本原則 IX はまた、他の基本原則が金融リスクとオペレーショナル・リスクの両方を含むリスクの管理を求めていること、およびこのことがシステムへのアクセス条件に影響を与え得ることを言外で認識している。例えば、参加基準は、自己資本比率、リスク格付やその他の指標に基づき得る。加えて、基本原則 VIII は最適なアクセス条件にも影響を与える効率性に関係している。例えば、運行の効率性の観点から、決済システムへの参加基準が、最低限の決済件数というようなファクターを含めるケースがあり得る。
- 7.9.3 比較的制限的なアプローチを採る一般的な理由は、例えば大規模で信用度の高い銀行のように、ある種の機関は決済システムに極めて小さなリスクしかもたらさずに、極めて大量の銀行間の支払処理することである。そこで、決済システムは、リスクが小さく決済量の大きい少数の参加者のみでシステム内に存在し、リスク管理と運行面の設計の両方を単純化しているようなモデルに沿って設計される可能性がある。しかし、このようなアプローチには多数の欠点がある。
 - 排除された銀行 小規模な銀行と、おそらく外国銀行の支店 およびその顧客に対する競争面の影響を無視している。
 - 銀行業の集約を永続させることとなりがちであり、少数の銀行が根拠の

ない仮定によって「大きすぎて潰せない」と考えられる可能性を高める。

- 用いられている基準の中には、(例えば資産規模のように)いずれにせよりスク指標として不十分なものがあるかもしれない。
- 7.9.4 この種の制限的な効果を持つ参加基準は、とくに比較的大きな銀行がシステムを保有し運営している場合には、注意深い検討に値する。制限的な参加基準は、時にはイノベーションへの投資の便益を維持したいとの考えがその動機となっていることがあり得る。システムの構築やファイナンスを支援しなかった銀行は、同じベースでシステムに参加できるとした場合、事実上「ただ乗り」することができる。しかし、こうした懸念については、例えば課金構造により、アクセスを制限しない方法により対処し得る(ボックス 17 を参照)。
- 7.9.5 システミックな影響の大きい資金決済システムを運営する一部の中央銀行によって用いられる対照的なアプローチは、特定のカテゴリー内の全ての金融機関にアクセスを提供する、というものである。一般にこのカテゴリーは、少なくともあらゆる規模の、預金を取扱う銀行と金融機関を含む。その上で、決済システムの設計が、参加資格のある機関がもたらすリスクを考慮して調整される。サービスに関する取極め、およびおそらく料金設定は、異なるレベルのサービスと取引件数を考慮に入れて調整され得る。
- 7.9.6 実際に、アプローチの選択は、例えば独占禁止法や中央銀行法から生じる制約をしばしば受ける。これらの制約を考慮すると、開かれたアクセスとリスクとの間のトレード・オフに対処する 1 つとして考えられるのは、状況が許す、最も制限的でない競争へのインパクトを持つようなリスク管理およびその他の運行上の取極めを選択することである。例えば、決済システムにおけるリスクを制限すべく参加基準に大きく依存する代わりに、信用リスクと流動性リスクに対するリスク・ベースの管理が用いられ得る。そのようなリスク・ベースの管理が効果的であるほど、アクセスについての制限は少なくてすむことになる。例えば、信用供与についてリスク・ベースの管理策をもつ即時グロス決済システムは、一部の国においてこうした目的を果たしてきた。日中信用を供与している多くの中央銀行は、自らがさらされる信用リスクを最小化するため、そのような信用を完全にカバーするような担保差入を求めている。

- 7.9.7 多くの国々において、例えば証券会社のような銀行以外の金融機関がシステミックな影響の大きい資金決済システムの参加者として認められるべきか否かについて、議論が行われてきた。この問題について、国際的な合意はない。各国において、その国特有の要因(例えば中央銀行口座の保有や、中央銀行の信用ファシリティの利用の可否、国内の法制度、そして金融業界の構造)が判断に影響を与えている。いくつかの国では、例えば、証券取引の安全な決済を確保するために、証券会社がシステミックな影響の大きい資金決済システム、あるいはそれと対をなす証券決済システムに参加を認められている。このような参加には、例えば、銀行には利用可能な日中流動性のファシリティへのアクセスがないといった制限的な条件が付されている場合もある。他の国では、証券会社にはシステミックな影響の大きい資金決済システムへの参加が認められていない。
- 7.9.8 参加基準は、当該機関が初めて申請した時だけではなく、継続的に適用される必要があるため、これに関連して離脱基準が必要となる。リスク格付に基づくなど、リスクに関連させた参加基準を持つシステムでは一般に、離脱基準は、参加者のリスク格付が当初のアクセスに必要とされる水準を幾分下回る水準に低下することを容認する。これは、参加者の財務状態が時とともに変わり得るものであること、また、もし参加者が一時的にリスク格付基準を下回ったことを理由にその参加者を離脱させれば、不必要な信認の危機が引き起こされかねないこと、を反映している。同時に、システムに対する全般的なリスクを高めないように注意が払われるべきであり、こうした事態が発生した場合には、債務保全のために担保を徴求するなどのリスク削減策が取られる必要があるかもしれない。システムの規則の中で、取り得る対策の範囲を明確に定めておくことは、多くの場合有益である。

基本原則 - 達成していくための要点

- 7.9.9 参加基準は、システムの安全性を低下させることなく、参加者間の競争 を促すものとなっているべきである。アクセスを制限する基準は以下の点 に照らして評価されるべきである。
 - 安全性の観点から正当化できるか。

• 効率性の観点から正当化できるか。

また、状況が許す限り最も制限的でない競争へのインパクトを持つよう なリスク管理の方式を採用することについて考慮するべきである。 基本原則 - システムの組織運営の取極めは、効果的かつ対外的に説明可能であり、透明なものとなっているべきである。

- 7.10.1 組織運営(ガバナンス)の取極めの質 ¹⁰ は、民間および政府の機関・組織全てにとって重要である。システミックな影響の大きい資金決済システムにとって、効果的かつ対外的に説明可能であり、透明なガバナンスはとくに重要である。なぜなら、通常、国内にそのようなシステムはごく少数しかなく、提供するサービスには大口資金が含まれており、またこれらシステムが参加者間の相互依存関係を生じさせるからである。
- 7.10.2 システミックな影響の大きい資金決済システムにおけるガバナンスの 取極めは、国ごとに、また時には一国の中にあるシステムごとに大きく異 なる。基本原則 X を効果的に達成できるか否かは、法的あるいは規制上具 体的に求められる事柄によって決まるであろう取極めの詳細な形式による のではなく、こうした取極めがもたらす結果の質によって決まる。優れた ガバナンスの取極めは、他の 9 つの基本原則に適合するための堅固な基礎 を提供し、システムがサービスを提供するコミュニティのニーズに対応することを助ける。
- 7.10.3 具体的なガバナンスの取極めやそれらが直面せねばならない問題は、 各決済システムの所有形態によるところが大きい。以下は最も一般的な所 有形態である。
 - 中央銀行が所有するシステム。とくに RTGS システムがより一般的になったことから、これらはおそらく最も一般的である。RTGS システムでは、中央銀行における口座の入出金を即時に行うので、中央銀行は、これが行われる規則や手続を定め、また、しばしば関連する技術インフラを管理している。例としては、BI-REL(イタリア)と BAHTNET(タイ)などがある。
 - 民間が所有するシステム。このカテゴリーの中には、2 つのグループが 含まれる。とくに一般的なのは、参加者によって所有されているシステ

¹⁰ 堅固なコーポレート・ガバナンスの推進を主題とした議論については、BIS「銀行業を営む組織におけるコーポレート・ガバナンスの強化」(バーゼル銀行監督委員会、1999 年 9 月、BIS のウェブサイト (http://www.bis.org)から入手可能)と、OECD「コーポレート・ガバナンスの原則」(経済協力開発機構 < パリ > 、1999 年 5 月、OECD のウェブサイト (http://www.oecd.org)から入手可能)を参照。

ムである。CHIPS(米国) LVTS(カナダ)がその例である。もう 1 つあり得るのは、独立した会社として運営され、必ずしもシステムの利用者ではない株主によって所有されているシステムである。

● 共同所有されているシステム。中央銀行と民間の参加者がインフラを共同で所有する場合(例: CHATS < 香港 > 、ELLIPS < ベルギー >)や、システムを構成する様々な部分を別々に所有する場合(例: CHAPS < イギリス >)がある。

効果的かつ対外的に説明可能であり、透明なガバナンスの手法の多くは、 全ての所有形態について共通である。

- 7.10.4 しかしながら、所有形態の違いによって、同様の結果を達成するために、いささか異なるガバナンスの手段が必要となるような具体的問題が生じることがある。システムの参加者でもある多くの株主がいるシステムに適用できるいくつかの手法は、中央銀行が所有するシステムにとっては実用的でなく、他の手法を探す必要があるかもしれない。
- 7.10.5 所有の構造がどのようなものであれ、良いガバナンスの結果は似通ったものとなるはずであり、システムのガバナンスがうまく行っているかどうかの尺度としては同様の指標が用いられるだろう。

ガバナンスの手段

7.10.6 どんなシステムも用いることができる、効果的なガバナンスを確保するための一連の手段がある。手段の詳細は、当該システムの性質、当該国とその組織の文化に依存している。しかし、多数の手段あるいは技術は、様々なケースにおいて有効であることが明らかになっている(これらの一部はボックス 18 において述べられている)。

ボックス 18

ガバナンスの手段

効果的なガバナンスの手段には以下のものがある。

- 文書化された戦略的目標とそれを達成するための計画
- 経営上層部の行動を戦略的目標に照らして評価する報告体制
- 組織内における責任と説明責任の明確化、および適切な経営管理、ならび にそれらの実施に関する取極め
- 全ての層の経営陣が適任で、システムやその運営を十分に監督する、という要件
- 日々の業務を行う部署から独立してリスク管理および監査を行う部署(これらの部署が関心を有するリスクには、本報告書にある法的リスク、金融リスク、オペレーショナル・リスク、セキュリティ・リスクが含まれる)
- 7.10.7 ボックス 18 に掲げられた活動により向けられる資源と、オーバーサイトや管理の水準、当該決済システムとその市場の重要性と複雑性に照らして適切なものとなっているべきである。例えば、一部のシステムにおいては、リスク管理や監査を行うのに 1 人か 2 人の専門知識に依存すれば十分かもしれない。一方、より重要で複雑なシステムにおいては、リスク管理に注がれる資源により重きを置く必要がある。さらに、こうした活動のオーバーサイトや管理は、こうした機能を果たす経営体のメンバーから成る委員会によってより適切に行われるかもしれない。外部監査も一定の役割を果たし得る。ボックス 19 では、監査の目的を一般的な形で述べ、内部監査人と外部監査人を区別している。

ボックス 19

内部監査と外部監査

監査は、組織の経営者または経営体に対して、組織の内部管理システムの効果や、時には組織の運営の効率について、独立した保証を与える手段である。例えば、監査人の守備範囲には決済システムのガバナンスの取極め、セキュリティ管理、および金融リスクと運営リスクの管理手続きが含まれ得る。監査人は、内部(通常はその組織の職員)にも この場合には、組織構造により監査人は監査の対象となる活動の管理責任者からの独立を保証される 外部(法律または規制による要求、あるいは他の理由により、組織によって任命される)にも置かれる。外部監査人の役割には、内部監査の検査の質を評価することが含まれることもある。

- 7.10.8 上記の効果的なガバナンスの手段のいくつかは、当該システムの対外的な説明可能性との関係をもつ。システミックな影響の大きい資金決済システムの経営体を構成する人々は、システムの所有者とより幅広い利用者の双方に対して説明責任を果たすべきである。こうした関係で説明責任を果たすということは、こうした他の関係者に対して、主要な決定や行動の根拠を十分に示さねばならないということを意味している。システムが提供するサービスを受けている者は、システムの全体としての目標やパフォーマンスに影響を及ぼし得るようになっていることが重要である。これは所有関係によって異なる様々な手段によって達成され得る。経営体に代表を送ることはそうした手段の1つである。より広範な協議のために設けられるフォーラムのようなものも有益であり得る。
- 7.10.9 全てのシステミックな影響の大きい資金決済システムのガバナンスの 取極めは、経営に対する客観的で独立したオーバーサイトや管理を確保するメカニズムを含むべきである。そうした取極めは、経営陣が、当該システムの利害関係者の利益のために行動する適切なインセンティブを持つことを確保すべきであり、また内部管理、リスク管理、経営監査の仕組みといった、意思決定に対する適切なチェック・アンド・バランスを含むべきである。
- 7.10.10 システムに関するある種の情報を一般に公表することで、透明性の確

保を助けることができる。例として、以下のものが挙げられる。

- ガバナンスの構造(経営体の規模、構成員、その資格、選定のプロセスと と委員会の構成、任期と解任の条件)
- 経営上層部の構造(担当業務、報告ライン、資格と経験)
- 基本的な組織構造(組織の構成図、法的な組織構造)
- リスク管理の設計 (規則と手続)
- 内部管理体制の設計

中央銀行が所有するシステム

中央銀行のガバナンスの取極めは、必然的にその組織に関するより幅 広い制度上の取極めを反映していなければならない。実際には、決済シス テムのガバナンスの目標のいくつかを達成することは、中央銀行にとって 簡単なことであり得る。それ以外のものは、より大きな困難を伴い得る。 例えば、中央銀行は、その計画と業務について透明であることを確保しな ければならないという取極めに当然に服しているであろう。他方で、説明 責任を果たす方法については、中央銀行が、システムの運営者としての立 場から正式に説明責任を有する対象であり得る民間の株主などの明確に定 められた外部者を有しないことを考慮する必要がある。民間の決済システ ムが、通常、その責任を会社法の中で定められた自らの取締役会を持つ独 立した会社として運営されているのに対して、中央銀行によって運営され るシステムは、しばしば中央銀行の 1 部署の中において運営されている。 中央銀行の独立した内部監査機能や、オペレーションを行う部署とは別の 部署によるオーバーサイトは、ガバナンスの取極めにおける効果的な外的 要素を提供することができる。中央銀行はまた、システムの運営や改革に 関心を持つ参加者や他の関係者の意見を得るための手続をとることもでき よう。そうした手続には、参加者やその他の者が、主要な決定に材料を提 供したり、フィードバックを受ける機会を提供するような正式の協議の場 を設けることが含まれるかもしれない。中央銀行が利用者の選好を理解す るには他の手段もあり得る。例えば、個々の利用者と正式さの度合いがよ り低い直接の対話を行うとか、彼らの考えを知るための調査を行うなどの 手段である。システムについて定期的なレポートを発行したり、システムの基本原則への適合に関する外部評価を可能にする利用者グループとの議論を行うことは、対外的な説明可能性と透明性を提供する別途の効果的な手段であり得る。

7.10.12 中央銀行は、自らのシステムの運営を不当に支えるために民間システムをオーバーサイトする主体としての役割を利用している、との如何なる印象を持たれることも避けるよう努力すべきである。中央銀行は、自身がどの場面で規制主体として行動しているのか、またどの場面でシステムの所有者・運営者として行動しているのか、はっきりさせる必要がある。このことは、異なる職員が管理する別々の部署に機能を分割することで、容易に行えるようになり得る。民間システムと競争関係にある場合、中央銀行は、決済システムのオーバーサイトを行う主体として収集した外部システムについての機密情報を守り、その濫用を避けるよう、とくに注意するべきである。

民間の所有する決済システム

- 7.10.13 民間で所有されるシステミックな影響の大きい資金決済システムのほとんどは、その参加者、すなわち通常、当該国の大口支払ビジネスにおいて極めて重要な銀行によって所有されている。しばしば、そのガバナンス構造は協同組合のそれに似ており、経営体はシステムの参加者によって選出され、参加者の幹部職員が大部分を構成している。経営体のメンバーは、その職責にふさわしい能力を持ち、システムのガバナンスにおける自らの役割を明確に理解しているべきである。
- 7.10.14 これらの取極めは、特別なガバナンスに関する問題を提起し得る。役員が通常参加者により指名されるので、彼らは決済システムをオーバーサイトしたり管理する上で利益相反を生じ得る。それは、(1)役員が他の所有者たちと競争関係にある組織を代表している、(2)その決済システムを運営している会社の利益が役員の所属する会社の利益と一致しないかもしれない、ためである。この問題は完全に回避できないかもしれないが、この分野における明確で透明な方策を採用することにより、しっかりと取組んでいくことができる。

- 7.10.15 票決のルールが取引件数や金額にリンクされているとの理由で、比較的規模の大きい少数の参加者が意志決定プロセスで優位を占めている場合とくにそうであるが、参加者によって所有されているシステムでは、幅広い利用者の意見を求めるための特別な努力を行うことも必要であるう。このような場合、ガバナンスの取極めは、小規模な参加者の役割に対して特別な配慮を行う必要があるだろう。
- 7.10.16 参加者が集まって所有するシステムの経営体に外部からの意見を提供するもう 1 つの一般的な方法は、決済機関としての役割や、意思決定に際してもたらされ得るより幅広い政策的視点をもつことを理由に、中央銀行をメンバーに含めることである。
- 7.10.17 システムの参加者によって所有・運営されるシステムに比べ、彼らから距離を置いた者によって所有・運営されるシステムは、さほど一般的ではない。このような場合、参加者や他の利害関係者に意見を求めるきちんとした手段が存在することが必要となるだろう。適切な情報を一般に公表することもとくに重要であり得る。

共同所有のシステム

7.10.18 共同所有のシステムは、民間所有および中央銀行所有のシステムが直面する問題の多くに取組む必要があるだろう。中央銀行にとっては、共同所有者としての活動と、当該システムのオーバーサイトを行う主体としての役割をはっきりと区別することがとくに重要である。両方の立場において、中央銀行はシステムが基本原則に適合することを確保する責務がある(責務 B と C を参照)。とくに共同所有が運営上の責任の分割を伴う場合には、システム全体について、またシステムを構成する部分について、効率的で効果的なガバナンスを確保するための取極めが必要である。そのような場合には、システム全体の個々の構成要素の管理について、明確な説明責任がとくに必要とされる。効果的な協議手続、ガバナンスのプロセスへの中央銀行の関与、内部管理手続および戦略的な目標に照らした達成度の公表は全て、この過程の重要な要素となるだろう。

基本原則 - 達成していくための要点

- 7.10.19 他の多くの基本原則の多くとは対照的に、ガバナンスの適切な構造について助言することは、設けられ得る取極めが極めて多数あるために難しい。しかし、ガバナンスの取極めが、効果的かつ対外的に説明可能で、透明かどうかを示す指標を提案することはできる。ガバナンスの取極めについては、そうした指標に照らして定期的に見直されることが望ましい。以下は、指標を網羅的に掲げたリストとはなっていないし、これらのファクターいずれか 1 つのみでは、当該システムが基本原則 X を満たしていることを、必ずしも示していない。
 - システムとその運営に関する重要な情報が、容易に入手可能であり、完全であり、最新のものとなっていること。
 - 主要な決定が、全ての利害関係者との協議および然るべき検討を経て行われること。
 - 重要な意思決定のプロセスが迅速に進められ、当該システムの利用者に 明確かつ遅滞なく伝えられること。
 - システムが計画された財務的業績を着実に達成しており、計画との相違を全て説明できること。
 - システムが参加者と顧客のニーズを満たす支払サービスを提供している こと。
 - システムが他の9つの基本原則に適合していること。

- 8.0.1 決済システムにおける安全性と効率性という目標を追求する際の中央銀行の主導的役割が第 1 部のパラグラフ 2.6 の中で明らかにされた。システミックな影響の大きい資金決済システムに基本原則を適用するにあたっての中央銀行の4つの責務は、この主導的役割から発生しているものである。システミックな影響の大きい資金決済システムのうち、中央銀行によって運営されているものとそうでないものとの間には違いが存在する。中央銀行はこれら 2 つのケースについて異なる責務をもっているが、いずれのケースにおいても、中央銀行の目標は安全性と効率性であり、基本原則が適用される必要がある。
- 8.0.2 中央銀行は決済システムに決済用の勘定を提供する役割を長いこと担っ てきており、また、多くは決済システムの運営者でもあってきた。しかし ながら、安全性と効率性という 2 つの目標が明確に認識されたり、決済シ ステムのオーバーサイトという特有の役割が認識されたり明らかにされは じめたのは比較的最近になってからのことである。今では、大抵の中央銀 行が、自ら運営していないシステミックな影響の大きい資金決済システム のオーバーサイトについて、金融の安定に貢献するとともに金融政策の遂 行を補足する中心的な機能であると認識している。これは、安全で効率的 な決済システムが金融政策の効果的な遂行や金融システムの安定のために 果たす重要な役割を反映したものである。中央銀行のオーバーサイトの役 割は様々な法的・組織的枠組みの中で遂行され得る。この機能が比較的新 しいものであることから、責務 A、B および C において定義や一般への ディスクロージャーに力点を置くことがとくに重要となっている。このよ うな透明性についての考え方は IMF の「通貨・金融政策の透明性に関する良 い慣行のためのコード」1 に関する作業と並行して形成された。ボックス 20 はこの報告書と IMF の規範との相互関係について論じている。

¹¹ IMF のウェブサイト (http://:www.imf.org) に掲載されている。

ボックス 20

IMFの「通貨・金融政策の透明性に関する 良い慣行のためのコード(IMFコード)」

IMF コード (1999 年 9 月に暫定委員会で採択) は、中央銀行が金融政策を遂行する際の、また中央銀行やその他の金融当局が金融システム政策を遂行する際の透明性に関する望ましい実務を明らかにしている。決済システムのオーバーサイトは、コードに示された金融システム政策の透明性に関する実務指針によってカバーされる金融当局の活動の中に含まれている。最も明示的に言及されているのは、コードの第 5 章であり、そこでは、金融当局および規制・監督の一部を担うことが認められている自主規制団体の役割、責務および目標の明確性が論じられている。同章に掲げられた下記の実務指針は、決済システムのオーバーサイトにとってとくに重要である。

- 5.3 オーバーサイトを行う当局の資金決済システムに関する役割は、一般に 公表されるべきである。
- 5.3.1. 資金決済システムのオーバーサイトを行う当局は、システミックな影響の大きい資金決済システムの強度に影響を与える一般的な政策の原則(リスク管理策を含む)について、タイムリーに一般へ公表することを推進すべきである。

本報告書では、透明性の意義を、適切な政策の形成をサポートするものと認識している。とくに、上記の実務指針 5.3、5.3.1 にみられるように一般的な目標と制度的な枠組みを明確に定めることを強調していることと、本報告書の責務 A とは極めて似た内容となっている。

コードの中で明らかにされているその他の透明性に関する実務指針も、中央銀行が本報告書に示されたその他の責務を遂行することをサポートすることができる。例えば、金融当局間および金融当局と自主規制団体との間の関係の公表に関するコード第5章の実務指針(実務指針5.2と5.4)は、中央銀行が他の中央銀行および他の当局と協力する責務(責務D)をサポートし得る。

8.0.3 中央銀行は決済システムを提供する上で、しばしば民間部門の組織と協力する。中央銀行が実務的なオペレーションの機能を民間の組織にアウト

- ソースする場合もあるし、時には民間部門の運営者がそうした機能を中央銀行に請負わせることもある。基本原則の充足に責任をもっているのは、規則を定める権限や参加者と直接の関係をもつ者である。中央銀行はあらゆるシステミックな影響の大きい資金決済システムに、運営者として(責務 B)またはオーバーサイトを行う主体として(責務 C)関わるであろう。
- 8.0.4 中央銀行は、その国の金融インフラ全体の状況を踏まえてその責務(運営者としての、あるいはオーバーサイトを行う主体としての)を果たすことが重要である。例えば、あるシステムと金融インフラの他の部分との間には重要な相互作用があり得ることから、基本原則を適用していく際にある 1 つのシステミックな影響の大きい資金決済システムの作りを他から切離して見ることはできないかもしれない(あるいは、安全性と効率性に関し適切な結果を生まないかもしれない)。システムの中で行われる支払と証券の決済との間や、それ自体は必ずしもシステミックな影響が大きくない他の決済システムのために 1 日の特定時刻にネット決済を行うという当該システムの役割などから、同様のリンケージといったものが生じ得る。
- 8.0.5 中央銀行はその責務を単独では果すことができない。責務 D は(オーバーサイトを行う主体としての、または運営者としての)中央銀行と他の当局との間の協力の必要性を明確に認めている。さらに、中央銀行はシステムが基本原則を充足することを確保する上で、外部からの支援を必要とするかもしれない。例えば、当該システムについて、それが基本原則 I を満たすことを確保する見地から法的健全性を評価した際に、中央銀行がそのシステムの法的根拠が不十分であるとの結論に至った場合、システムの規則の改訂や監督的活動によって問題を解決していく場合があるかもしれないし、中央銀行が法律上の規定を変える必要があるとの結論を下す場合があるかもしれない。もしも法律を変えることが必要であれば、関係する政府の部署や立法府がその問題の重要性を理解し、解決することに合意することが必要となる。

責務 A - 中央銀行は、決済システムに関する目標を明確に定め、システミックな影響の大きい資金決済システムに関する自らの役割と主要政策を公表すべきである。

8.1.1 責務 A は決済システムにおける中央銀行の関わりについて述べており、中央銀行の目標、役割、および主要政策に触れている。中央銀行の目標はそれが追求する高い到達点であり、中央銀行の決済システムに関する活動の指針となるものである。この目標は中央銀行と決済システムの関係の基本を示し、頻繁に大きく変わることは考えられない。これらの目標を達成するため、中央銀行はシステミックな影響の大きい資金決済システムに関し、所有者、運営者、オーバーサイトを行う主体、決済機関、流動性供給者など、様々な役割を果たし得る。中央銀行はしばしば、自らのシステムについて、また自らがオーバーサイトを行うシステムについて、中央銀行としての目標の達成を助けるために政策を設定する。これら政策の中には、基本原則を満たすような具体的基準の設定が含まれるだろう。

目標を明確に定めること

- 8.1.2 決済システムに関する中央銀行の目標が明確な形で定められている場合、これは整合性のある政策形成の基礎をなすほか、中央銀行や他の者が中央銀行が目標達成に成功しているかどうかを判断するための基準を提供する。中央銀行の目標を定めるには様々な方法がある。目標が法律によって定められる場合もあるかもしれないが(下記パラグラフ 8.1.8 参照)、いくつかのあるいは全ての目標は中央銀行の経営上層部によって設けられる。彼らはこれら目標の形成を、中央銀行の他の主要目標とバランスさせる上で適当な立場に存在している。
- 8.1.3 決済システムに関する目標の一例は、「システミックな影響の大きい資金決済システムの安全性と効率性」という、この報告書に記された目標を中央銀行が採用することである。中央銀行の責務である場合もない場合もあるであろうが、消費者の権利保護であるとか、不正やマネーロンダリングの防止などが目標となることもあり得る。
- 8.1.4 中央銀行の目標は、決済システムの参加者やあらゆる民間部門の決済システム運営者によっても理解されていることが必要である。また、この情

報は利用者や他の関係者にも入手可能となっているべきである。目標を公表することは、民間部門にとって政策のもたらす環境が予測可能であることを一定程度保証し、示された政策と整合的な民間部門の行動を促し、決済システムへの投資のための基礎を提供する。目標を公表する方法は極めて多様である。上級幹部による講演といった比較的非公式なアプローチが採られる場合もあり得るし、中央銀行の年報やプレス・リリースといった公式の公表物の中で示すという、より公式なやり方もある。

役割と主要政策を公表すること

- 8.1.5 中央銀行はまた、決済システムに関する役割やシステミックな影響の大きい資金決済システムについての目標を達成するために従っていく政策を一般に公表すべきである。これらは、高いレベルの目標に比べ、より細かな内容を含んでいるはずである。中央銀行の目標についてと同様、決済システムに関する中央銀行の役割は法律によって設けられ公表される場合があるかもしれない。しかし、法律によって設けられた枠組みは、起こり得る全ての場合には対応できない。中央銀行自身によって定められた役割もまた、一般に公表されるべきである。
- 8.1.6 主要政策の公表には、システミックな影響の大きいシステムの特定、およびその判断の理由が含まれる。そのようなシステムの参加者やあらゆる民間部門の運営者は、彼らのシステムがシステミックな影響が大きいと判断されていることを、また、もしそう判断されている場合には、そのシステムが基本原則に適合することが期待されていることを知らされている必要がある。適切な形で公表されるべきその他の主要政策の中には、あるシステムが基本原則に適合していないと中央銀行が判断した場合にとる政策や、決済システムの改革や構築の具体的プログラムに関する政策が含まれる。
- 8.1.7 中央銀行の主要政策については、これが書面で示され、全ての関係者に等しく入手可能となっていることが重要である。主要政策を参加者や運営者との非公式の話合いや往復文書の中でのみ伝えられるのでは十分とは言えない。積極的にコンサルテーションを行うことも、公表をサポートする上で有効な手段であろう。いくつかの国では中央銀行が詳細な政策を決定

する前に、これら政策に対する支持を形成するとともに、これらが民間部門の運営者やそのシステムの参加者に意図せざる影響が生じるのを避ける ために、関係者にコンサルテーションを行っている。

- 8.1.8 目標や役割を明確に定めるひとつの方法は法律である。金融政策といった中央銀行が伝統的に責務を有する分野は一般に、中央銀行を設置する法律や中央銀行に具体的な責務と権限を与える関連法の中で明確に示されている。こうしたあり方が、中央銀行の決済システムにおける役割についても採られるケースが増えている。時にはそうした法律は中央銀行の高いレベルの目標を定めている。このアプローチは、決済システムに関する中央銀行の役割と目標を明確にすることによって、責務 A を満たすことを助けることになる(ボックス 21 は、オーバーサイトを行う主体としての中央銀行の役割に関する最近の法律の例を示している)。
- 8.1.9 目標、役割、主要政策が明確で整合的であることを確保するための、ひとつの有効な方法は、中央銀行がそれらをその理由や実際に遂行する方法とともに明確に記したひとつの文書を記すことである。

責務 B - 中央銀行は、自ら運営するシステムが基本原則に適合することを確保 すべきである。

- 8.2.1 中央銀行は、自ら運営する全てのシステミックな影響の大きい資金決済システムが基本原則に適合し、かつ適合し続けることを確保すべきである。このことは、即時グロス決済、ネット決済、混合型を問わずあらゆるタイプのシステムが対象となる。各システムの作りは国ごとに様々であるため、システミックな影響の大きい資金決済システムは、それぞれが個別に基本原則に照らして評価される必要がある。中央銀行は、あるシステムが基本原則に適合していないと認識した場合、合理的な期間のうちに適合させるようなアクション・プランを必要とする。
- 8.2.2 基本原則の多くについては、それらへの適合が直接、中央銀行の管理下 例えば、リスク情報やリスク管理を扱う基本原則(基本原 で行われる 則 II、III)はこれにあたる。実際、中央銀行は基本原則 VI において望まし いとされる決済用資産について管理能力をもつ唯一の存在である。これら のケースにおいて、中央銀行は自ら運営するシステムの基本原則への適合 を確保するために必要なあらゆる行動を容易にとることができる。他の基 本原則に関していえば、いくつかの原則は民間運営者においてと同様、中 央銀行における判断の問題を生じさせる。例えばオペレーショナル・リス クに関する基本原則 VII がそれにあたる。もしも中央銀行がシステムの全 てまたは一部について日々のオペレーションを外部 例えば独立した設 備運営会社 に委託していれば、中央銀行はモニターを行って適切な サービス水準を達成できることを確保することが必要であろう。他の基本 原則は、時にはそれぞれ公共政策上の考慮を必要とし得る。例えば、アク セスに関する基本原則 IX に適合しているか否かを決めるにあたり、中央銀 行は、特定の機関あるいは業態がそのシステムに参加した場合、そのこと によって当該システムにとって、あるいは他の公共政策上の視点から、何 かより大きな帰結が生じ得ないかにつき、考慮に入れる必要がある。基本 原則 VIII への適合は、運営者としての中央銀行が参加者やその他利用者の ニーズを明示的に考慮すべきであることを意味している。このことは、中 央銀行が効率性を向上させ、システミック・リスクを削減できるシステム への幅広い参加を促すうえでの助力となる。
- 8.2.3 システム運営者としての中央銀行は、ガバナンスに関する基本原則 X に、

民間部門の運営者とは異なる方法で臨まねばならないだろう。これは、中央銀行がいくつもの多様な役割を果していること、また、そうした幅広い役割を反映した中央銀行のガバナンス構造と整合的になっていることが必要であること、による。これらの問題に関する議論はパラグラフ 7.10.11 ~ 7.10.12 を参照。

責務 C - 中央銀行は、自ら運営しないシステムが基本原則に適合するように オーバーサイトを実施し、このオーバーサイトを実行する能力を持つべきであ る。

- 8.3.1 システミックな影響の大きい資金決済システムの設計者や運営者は、そのシステムの基本原則への適合を確保することにつき第一義的な責務を負っている。中央銀行自身が運営者でない場合、中央銀行の役割はシステムが適合するようオーバーサイトを行い、設計者と運営者が彼らの責務を果たすのを確保することである。オーバーサイトのための健全な基盤の必要性や、それを達成するための様々な手段については第 1 部で論じられている。中央銀行によるオーバーサイトの目標を明確に定めること、および中央銀行の本件に関する政策を一般に公表することの必要性については責務 A のところで述べられている。
- 8.3.2 オーバーサイトの枠組みを作り上げる中央銀行は、そのオーバーサイト の枠組みが現在の責務や役割、決済システムとの他のあらゆる相互作用と どのように折合うかにつき考慮する必要があるだろう。中央銀行はまた、 システミックな影響の大きい資金決済システムの運営者としての、あるい は銀行監督者としての役割を考慮する必要があるかもしれない。
- 8.3.3 決済システムのオーバーサイトを行う主体としての中央銀行の役割が再検討されているいくつかの国々においては、この役割を正式な基盤の上に作り上げることが選好されている。これが出来るかどうかは、関連する政府の部署や立法府の考え方に依存している。このような正式の基盤をもつアプローチは、中央銀行や決済システムの運営者に、目標とそれを達成するための手段についての明確性を与えるという良い点をもち得る(ボックス 21 は、オーバーサイトが正式な基盤の上に作りあげたれた国々の例が示されている)。その他のケースにおいて中央銀行は、現在の役割と能力という基礎の上に有効な役割を作り上げることができるだろう。
- 8.3.4 オーバーサイトの枠組みの基盤が何であれ、最初の段階とその後継続的 に行われる段階の両方において踏まれる必要のある多数のステップが存在 する。その中には以下のことが含まれる。
 - 中央銀行のオーバーサイトを受けるべきシステムの特定。ここには、必ずしもシステミックな影響の大きいシステムに限る必要はないが、中央

銀行自身が運営していないシステミックな影響の大きい資金決済システムが全て含まれるべきである。これらシステムの運営者と利用者は、オーバーサイトを行うという中央銀行の決定を知らされているべきである。システミックな影響が大きくないと考えられるシステムについては、それらシステムの活動や環境の変化との関係を吟味するために定期的に再検査が行われる必要があるだろう。

- 現存するシステミックな影響の大きい資金決済システムのそれぞれについて、それが基本原則の各々を満たし、かつ満たしつづけていることを確保するため、設計と運営状況をレビューし評価すること。オーバーサイトを行う主体は基本原則が求める最低水準(基本原則 IV および V を参照)よりも高い基準を求めるかもしれないし、あるいは基本原則が触れていない事柄について達成を求めるかもしれない。
- 計画中の新しいシステムを設計段階で評価し、基本原則への適合コスト を最小化すること。
- システミックな影響の大きい資金決済システムを継続的に評価すること。 オーバーサイトを行う主体は、評価を更新し続けられるようシステム運営者から情報を収集するべきである。法律面、技術面あるいは金融面の環境変化は、システムの設計や運営の変化と同様、基本原則への適合と密接な関係をもち得る。中央銀行は、計画されている設計や運営面の大きな変更について、それらを評価する十分な機会が得られるよう十分早い段階から知らされているべきである。
- 基本原則への適合が出来ていないあらゆる点について、適合が出来ていない事柄や必要な行動の性質からみて合理的な期間の中で、これを改めるための行動がとられるのを確保すること。

ボックス 21

法的根拠をもつ決済システムのオーバーサイトの例

オーストラリアでは、1998年の決済システム(規制)法により、豪準銀が、決済システムの安定性および効率性について規制的責務を負っている。豪準銀は、同法に基づき、決済システムからデータを徴求するとともに、自らの権限

下に置く決済システムを指定することができる。その上で同中銀は、新規の参加者に対する参加基準を含め、当該システムへの参加に関する規則を制定する。また、豪準銀は、当該システムに対して安全性と効率性の基準を設けることもできる。そのような基準は、技術的要件、手続、パフォーマンス基準および課金に関する問題を対象とし得る。同法は、参加基準、財務の健全性、競争力やシステミック・リスクに関するシステム内の紛争について、当事者が望む場合に、豪準銀が調停を行うよう定めている。豪準銀は、同法に基づき決済システムに対して指令を発出する権限をもち、罰金やその他の罰則を施行する体制が存在する。

カナダでは、1996年の支払決済法により、カナダ中銀に、システミック・リス クをもたらしうるクリアリング・決済システムに対してオーバーサイトを行う 責務を正式に与えている。カナダ中銀は、オーバーサイトの対象システムやそ の参加者に対し、オーバーサイトの作業に必要な全ての情報を提供するよう求 めることができる。カナダ中銀総裁は、対象システムの運営においてシステ ミック・リスクを引き起こす潜在的な可能性があると考える場合、大蔵大臣が そのようにすることが公共の利益にかなうと同意することを条件に、当該シス テムを同法に基づき同中銀の継続的なオーバーサイトの対象とする旨指定する ことができる。指定を受けた場合、そのシステムは、システミック・リスクを 管理する適切なメカニズムを有することをカナダ中銀に納得させる必要があ る。また、システムの指定は、ネッティングの取極めや決済の規則の運用をよ り確実なものとし、他の法律によってその効力が損なわれないよう一定の保護 を与える。カナダ中銀は、指定されたシステムの運営について当該システムや その参加者と協定を締結することができるほか、全ての指定システムに対して 監査を行うことができる。指定されたシステムは、システムや規則について重 大な変更を実施する場合はカナダ中銀に事前に連絡する必要がある。総裁は、 システミック・リスクの管理が不適切であると判断した極端な状況下では、シ ステムもしくは参加者に対して指令を発出することができる。

ユーロ圏では、1999 年 1 月 1 日より、決済システムに対するオーバーサイトが ユーロシステム ¹² によって行われている。この機能の法的基盤は、欧州共同体

¹² ユーロシステムは、欧州中央銀行と、経済通貨統合の第3段階に参加している各 国中央銀行から構成される。ユーロシステムは、欧州中央銀行の意思決定機関で ある理事会と役員会によって運営されている。

設立条約(以下「条約」) および、欧州中央銀行システム(ESCB)ならびに欧 州中央銀行(ECB)法(以下「法律」)の中に存在している。そこではユーロ システムの基本的な任務のひとつが「決済システムの円滑な運営を促すことで ある」と位置づけられている。加えて、法律の第 22 条は、「共同体の中におい て、また他の国々とともに効率的で堅固なクリアリング・決済システムを確保 するため、欧州中央銀行と各国中央銀行がファシリティを提供することがで き、また、欧州中央銀行は規則を制定することができる」と定めている。理事 会は、条約と法律の条文に沿って、共通の政策スタンスを定める。とくに、理 事会は、資金決済システムの機能が、(i)金融政策の遂行、(ii)システム全体 の安定性、(iii)市場参加者間における公平な競争条件の確立、および(iv) EU 域内および他国とのクロスボーダー決済、に影響を及ぼすことがあるよう な場合には、ユーロシステムに共通するオーバーサイト政策の目標と基本原則 を定める。共通のオーバーサイト政策によって具体的にカバーされない分野に ついては、補完性の原則に基づき、各国中央銀行の政策がユーロシステムのレ ベルで定められている目標と基本原則の枠組みの範囲内で適用される。なお、 この関係で理事会は、必要に応じ、イニシアティブを取ることができる。ま た、分権化の原則に基づき、共通のオーバーサイト政策の実施は、通常当該シ ステムの所在地国の中央銀行に委ねられる。このことは、様々な法的手段(各 国中銀が用いることのできる法的手段や欧州中央銀行の規制あるいはガイドラ イン)や、より非公式な手段(道義的説得など)によって確保され得る。

イタリアでは、1993 年の銀行法 146 条が、ESCB ならびに ECB 法の第 22 条に沿って、イタリア中銀に決済システムをオーバーサイトする任務を与え、「クリアリング・決済システムの効率性と安全性を確保するために規則を発出する」権限を与えている。同法におけるこの一般的な定めにより、イタリアにおけるオーバーサイトは、決済手段や決済サービス、技術的インフラ、銀行間の交換手続および資金振替システムをカバーすることが可能となっている。このような法的枠組みは、道義的説得によって金融仲介機関の間の協力を促進するという伝統的な手法に加え、イタリア中銀が規制権限の行使を通じたオーバーサイトを実施することを意味している。イタリア中銀は、そのようなオーバーサイトを、法律の定める一般的な規則および競争原理に沿って行う。イタリア中銀は、決済システムの分野における目標、役割、および主要政策をより明確に公表するため、1995 年と 1999 年に白書を公表している。

マレーシアでは、中央銀行にオーバーサイトの権限を委任する法的根拠は法律の様々な部分(1958年のマレーシア中央銀行法、1989年の銀行および金融機関法、1983年のイスラム銀行法、1953年の為替管理法)により構成されている。また、中央銀行は、時々、銀行および金融機関に対してガイドラインや通達を発出している。システムの参加者を管理するため、中央銀行は業界と共同で、行動規範や規則を発出してきた。決済システムのオーバーサイトの主要な目的は、リスクを最小化し、効率性を高め、消費者や利用者を保護し、金融政策の遂行のためのメカニズムをいつでも利用可能にしておくことにある。政策と規制は銀行規制局と決済システム局で立案し、発出されるが、立ち入り検査は銀行監督局と情報システム監督部によって行われる。

メキシコでは、中央銀行法第 2 条において、メキシコ銀行の目的の一つに、決済システムが円滑に機能することを挙げている。第 3 条ではメキシコ銀行に決済システムを規制する権限を与えており、第 31 条では電子送金の規制を認めている。その機能の主要な目的は、決済サービスの提供に関して、高水準の安全性と低水準のコストの間で適切にバランスをとることである。メキシコ銀行はその目的を果たすため、規制を発出するほか、システムの参加者がそれらに従わないならば、制裁を加えることができる。

南アフリカ共和国では、1998 年の全国決済システム法(1998 年第 78 号法、NPS 法)が支払、クリアリング、決済を行うシステムの経営、管理、運営、規制および監督について根拠となっている。NPS 法は、1989 年の南アフリカ準備銀行法(1989 年第 90 号法)とともに、南アフリカ準備銀行(SARB)に決済システムの経営体である南アフリカ決済協会(PASA)とそのメンバーの両方の活動をオーバーサイトする権限を与えている。SARB の責務は、支払、クリアリング、決済を行うシステムのモニタリング、規制および監督にわたる。NPS法では、システムの参加者は、決済システムの経営体のメンバーにならなければならず、それゆえにメンバーとなるための資格要件に従うこととなる。決済システムに対するオーバーサイトの目的は、国内の決済システムの効率性と完全性を確保することを主眼としている。この目的のために、SARB は指令や通達を発出することがあるほか、道徳的説得を用いることもできる。加えて、SARB は、SARB の口座間で参加銀行が電子的な決済を効果的に行うために用いられる技術的な方策、インフラおよび決済手段を設計、開発、提供してきた。

西アフリカ通貨同盟(WAMU)¹³には共同の中央銀行である「西アフリカ諸国中央銀行(BCEAO)」が存在し、同行が加盟国内において法定通貨を発行する排他的な権利を持つ。同盟の指針原則の完全かつ効果的な実施を確実にするため、加盟各国は小切手とその他の金融手段について統一された立法を採択している。この結果、銀行監督やオーバーサイト機能は、加盟国の領土内全体で適用される法律に基づいている。BCEAOは、現在その定款に従って、WAMUの全加盟国のクリアリング・ハウスのオーバーサイトの主体となっている。総合的な決済システムの改革に取り組んでおり、改革後のシステムにおいては、定款を通じてBCEAOは公式に全ての決済システムのオーバーサイトを行う役割を委任されるだろう。

- 8.3.5 中央銀行がオーバーサイトを行う際に用いる手段は、情報の収集、情報の分析、それに応じた行動の 3 つに大別することが出来る。(様々な中央銀行によって現在用いられている手段のいくつかはボックス 22 に簡単に記されている。)
- 8.3.6 基本原則はオーバーサイトを行う主体が促すべき施策に関する包括的なガイダンスを提供している。運営者や参加者が、必要な改革の実施を嫌がったり、迅速に行わない場合が生ずるかもしれず、その際中央銀行はその目標を達成する手段について検討せねばならないだろう。具体的にどのような手段が用いられるかは、中央銀行のオーバーサイトの枠組みの基盤に大きく依存している。
- 8.3.7 正式な法律は、罰金、業務停止命令、および他の罰則といった強制力を 具体的に定めるであろう。明らかに行き過ぎた罰則(例えばシステムの閉 鎖など)が目標達成の役に立たないかもしれないため、幅広い罰則や改善 策をもつことを重視する中央銀行も存在する。より正式でない枠組みにお いて、中央銀行はオーバーサイトの上で求める事柄への適合を促すため、 道義的説得であるとか、決済用の勘定を操作する条件の変更といった他の 手法を用いることが必要かもしれない。
- 8.3.8 決済システムのオーバーサイトは、オーバーサイトのプロセスにリスク

119

¹³ ベニン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、 セネガル、トーゴの各国が加盟。

分析の結果を適切に用いることが含まれることを確保するために必要な技術や、金融リスク・法的リスク・オペレーショナルリスクの管理などの専門分野における様々な技術を必要とする。このためオーバーサイトを行う主体は、関連する専門知識をもつスタッフの力を集めることができることを確保する必要がある。関連する専門知識の分野としては、経済学、銀行業、金融論、情報技術や法律などがある。いくつかの中央銀行はこれを、オーバーサイトの責任をもつ人々を定めて、彼らに他の部署から得られる情報を統合させることで実現している。決済システムのオーバーサイトのための専門部署を設ける中央銀行も増えている。決済システムのオーバーサイトを行う主体の間の情報交換や協力は効果的なオーバーサイトを確保することを支える有益な方法である。

8.3.9 中央銀行が民間部門のシステムのオーバーサイトの主体であると同時に、1 つあるいはそれ以上の決済システムの運営者である場合には、起こり得る利害対立に取り組む最善策について考える必要がある。とくに、自らが所有し、自ら運営しているシステムと比べ、民間部門のシステムを不利に扱うことは避けるべきである。このことを実現することを確実にするうえで、中央銀行の中で2つの役割を組織的に分離する国もある。

ボックス 22

オーバーサイトの手法

中央銀行が決済システムのオーバーサイトを行う際に用いる手法には、以下が 含まれる。

情報収集

- 資金決済システム運営者が提供する書面の情報源(財務報告書、統計、規則、手続、意思決定機関の議事録および監査報告書など)によるもの
- 関係者(運営者、内部・外部監査人、参加者など)との議論によるもの
- 立入り検査によるもの

情報分析

- システミックな影響の大きい資金決済システムの特定
- 本基本原則および資金決済システムに関する他の資料(BIS のウェブサイト

に掲載されている資料など)を用いたシステミックな影響の大きい資金決済システムの設計と運営の評価

• 他の関係機関(内部・外部監査人、資金決済システムのリスク管理部署、 IMFや世界銀行など独立した評価を行う当局)による分析の評価

行動

- 講演や出版物を通じたオーバーサイトの目的と方針の公表
- 規則や手続の変更についての資金決済システム運営者に対する説得
- 中央銀行の提供する決済サービスに関連する条件を設定
- 資金決済システム運営者との正式な合意の締結

オーバーサイトの手法は、例えば、許認可、指令の発出、規則や手続への改善命令や罰金の賦課など、情報収集と行動のための特定の権限によって支えられ得る。

- 責務 D 基本原則を用いて決済システムの安全性と効率性を高めるにあたって、 中央銀行は他の中央銀行や国内外の関係当局と協力すべきである。
- 8.4.1 決済システムの安全で効率的な機能に関心をもち得る、いくつかのタイプの国内当局が第 1 部に掲げられている。相互の協力は中央銀行(システミックな影響の大きい資金決済システムのオーバーサイトを行う主体あるいは運営者の立場で)とこれら各当局がそれぞれの政策目的を達成するのを助けるであろう。協力の基礎となるものは様々なレベルのフォーマリティをもち得る。例えば、いくつかの国では中央銀行が他の当局との間で覚書に調印している。これは、通常時と、あらゆる危機に効果的に対処する際の両方において、各当局の責務を果すことを容易にするために、それぞれの役割を明確化するという利点をもっている。
- 8.4.2 決済システムのオーバーサイトと、金融機関の監督と、金融市場のサー ベイランスとの間の関係はとりわけ重要である。これら機能の 2 つ以上が 中央銀行によって遂行されている場合もあれば、別々の当局が関与してい る場合もある。ボックス 23 は、これら活動の相違を説明している。良く設 計された決済システムは、1 つの金融機関の不安定さが、決済システムの参 加者の決済不能を通じて他の金融機関へと伝播され、金融市場の働きを混 乱させるというリスクを削減することができる。同時に、個別金融機関が 慎重なリスク管理を行うことは、そうしたことが発生するリスクを減らし たり、決済システムへの圧力を減らすことができる。このように、オー バーサイト、監督、およびサーベイランスの政策が互いに補いあうことに より、それぞれの責任をもつ当局の任務を容易にしたり、より大きな金融 の安定に貢献することが出来る。運営者またはオーバーサイトを行う主体 としての中央銀行、金融機関の監督者、および金融市場のサーベイランス を行う当局の間の関連情報の交換(定期的に行われるもの、随意に行われ るもの、例外的に行われるもの)について枠組みを確立することは、そう した協力を実際に行っていくための重要な手段となり得る。中央銀行は、 それが適切な場合、とくにシステミックな影響の大きい資金決済システム と証券決済システムの間につながりがある場合には、証券の監督者とも協 力すべきである。

ボックス 23

金融の安定に貢献する公的当局の3つの活動: 監督、サーベイランス、オーバーサイト

金融システムの規制によって金融の安定を維持する任務には、一般的に、金融機関の監督、金融市場のサーベイランスおよび決済システムのオーバーサイトという 3 つの異なる要素が含まれる(これらの違いは異なる用語を使うことにより強調されている)。これら 3 つの機能は、全て中央銀行の責務である国もあれば、複数の当局にその機能を割り当てている国もある。重要なのは、こうした 3 つの機能が補完的であることを認識することである。

個別金融機関の監督は、大抵、法律上のマンデートを伴う明確に定められた任務である。その目的は、これらの金融機関における安全かつ注意深い運営の促進である。監督される金融機関には、通常システミックな影響の大きい資金決済システムの参加者も含まれる。

金融市場のサーベイランスは、より曖昧に定義される傾向にある。ここには、市場動向のモニタリングのほか、市場構造と市場参加者の行動を規律する規則や基準を制定・実施することによる市場活動の一定の側面に対する規制が含まれる。重要な目的の 1 つは、金融市場の効率性、透明性および公平性に貢献し、金融面のショックを予防あるいは封じ込めることである。市場取引を決済するための支払は、しばしばシステミックな影響の大きい資金決済システムで決済され、また、そのようなシステムの参加者は、しばしば金融市場で活発に活動している。

決済システムのオーバーサイトは、各システムの安定性と効率性に焦点を当てるものであって、システムがサービスを提供する個別の参加者や金融市場の安定性や効率性に焦点をあてるものではない。本報告書は、システミックな影響の大きい資金決済システムの安全性と効率性が公共政策上の目標であるとし、この分野における中央銀行の責務を論じている。責務 B と C は、この報告書の中で、安全性と効率性という目標の実現を促す手段と位置付けられた 10 の基本原則を、全てのそうしたシステムが満たしていくことについて論じている。責務 C は、とくに民間が所有ないし運営するシステムに対する中央銀行のオーバーサイトについて述べている。

- 8.4.3 外国の決済システムの動向は、とくに、例えば両方のシステムで決済を行っている大規模な参加者が流動性や支払能力の問題を生じさせているような場合、国内システムに大きな影響を与え得る。このため、システミックな影響の大きい資金決済システムの運営者あるいはオーバーサイトを行う主体としての中央銀行は、海外の決済システムの設計と運営が国内システムにどのような関わりをもつかを理解している必要がある。このためには、他の中央銀行や、時には他の海外規制当局との協力が必要となる。
- 8.4.4 クロスボーダーの色彩をもつ決済システムについては、とくに密接な協調的オーバーサイトが必要とされよう。「クロスボーダーおよび多通貨間ネッティングとその決済スキームに対する中央銀行の協調的オーバーサイトに関するランファルシー原則」は、そうしたシステムの協調的オーバーサイトのためのフレームワークを提供している。ボックス 24 にこれが要約されている。協調的オーバーサイトの一例は Euro1 システムに対する欧州中央銀行(ECB)のオーバーサイトである。ECB はこのシステムの経営動向をユーロ圏の他の中央銀行と定期的に議論している。ECB はまた、Euro1に自らの EU 域内支店を通じて参加している非 EU の銀行の母国中銀とも情報交換を行っている。

ボックス 24

クロスボーダーおよび多通貨のネッティングとその決済スキームに 対する中央銀行の協調的オーバーサイトに関するランファルシー原則

- G-10 諸国中央銀行によるインターバンク・ネッティング・スキーム検討委員会報告書(ランファルシー報告書)のパート D は、クロスボーダーおよび多通貨のネッティング・スキームに対する中央銀行間の協調的オーバーサイトのフレームワークを定めている。そのようなオーバーサイトの主要な原則は、以下のとおりである。
- システムに関連する通貨の発行国以外において、クロスボーダーあるいは 多通貨間のネッティングや決済システムが、現に運営され、あるいはその 導入が提言されていることを確認した各中央銀行は、そのシステムの健全 な設計と運営に関心を持つであろう他の中央銀行に対して、その事実を連

絡する義務を負う。

- クロスボーダーおよび多通貨のネッティングとその決済システムは、第一 義的な責任を負う中央銀行によるオーバーサイトを受けるべきであり、こ うした責任はシステム所在国中央銀行が負うことが想定される。
- システムのオーバーサイトを行う際には、第一義的な責任を有する当局は、システムの設計と運営について包括的な点検を行ったうえで、まず最初にその検討結果について、また、システムの展開状況に応じてその後も折に触れて、他の関連当局と協議していくべきである。
- あるシステムの決済方法や決済不履行時の手続の妥当性に関する判定は、 通貨発行国中央銀行とシステムに対して第一義的責任を持つ当局の共同責任においてなされるべきである。
- クロスボーダーないし多通貨のネッティングあるいは決済システムが、その設計および運営面で、健全性という観点からみて信頼に欠けるような場合、中央銀行は、監視下にある機関が当該システムを利用することを断念させるべきであり、もし必要があれば、当該システムの利用あるいは当該システムのサービス提供は、危険かつ不健全な銀行業務であることを明確に示すべきである。

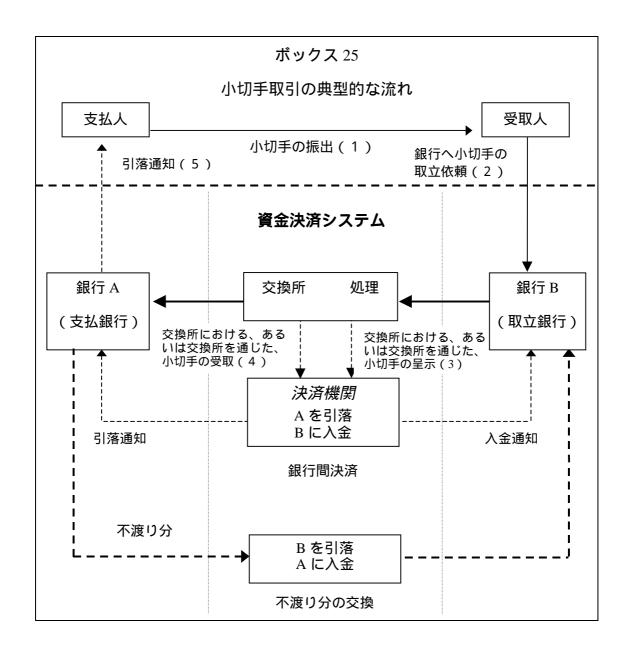
第9章 基本原則を適用するにあたっての特殊な状況

- 9.1 小切手のクリアリング・決済システム 14
- 9.1.1 小切手は、長く多様な歴史を持つ最も古い現金以外の支払手段の 1 つである。このことから、多くの国では、この支払手段に関して、様々な実務や経験を反映した大きな法体系が形成されてきた。小切手システムは、近年多くの国において、電子呈示やトランケーション、通信手段の利用により一層効率的になってきている。しかし、小切手システムに基本原則を適用するにあたっては特有の問題が生じる。この章ではその問題が検討される。
- 9.1.2 一般に小切手は、第三者(受取人)にある金額のお金を支払うための、 振出人(支払人)からその取引銀行(支払銀行)に宛てられた書面の指図 である。小切手が受取人に渡された場合、受取人は一般に、取立のために 自らの取引銀行(取立銀行)に小切手を持込む。ある銀行に支払を指図す る小切手が振出され、これが取立のために別の銀行に持込まれた場合、実 際に支払人から受取人へ資金を振替えるために、銀行間のクリアリングと 決済の手続が必要となる。小切手の取立のために利用される銀行間のクリ アリング決済のシステムや他の取極めは国ごとに異なる。交換所は広く利 用されている。いくつかの国では、中央銀行が小切手のクリアリング・シ ステムを運営している(銀行は、お互いに小切手を直接呈示したり、コル レスの取極めを利用することもある)、小切手は、グループ化されて、ある いはバッチの形で支払銀行に呈示されることがあり、これらは「cash letters」と呼ばれることがある。交換所や中央銀行のクリアリング・システ ムのための銀行間決済は、一般的に中央銀行の帳簿上で実行される。国や システムによって、決済はグロス・ベースで行われたりネット・ベースで 行われたりし得る。
- 9.1.3 支払機関は、振出人の資金が小切手の支払金額に足りない場合や、小切手が偽造されていたり、小切手が他の理由で無効な場合、呈示された小切

¹⁴ G10 諸国およびオーストラリアにおける小切手および小切手のクリアリング・決済システムに関するその他の問題は、報告書「主要国における小口決済:比較調査」(BIS、1999年9月)や「主要国における小口決済:クリアリング・決済の仕組み」(BIS、2000年9月)の中で議論されている。

手の支払を拒む(すなわち不渡とする)ことができる。そのような場合、 受取人の口座に記帳された資金は巻き戻される。不渡処理のタイミングは 国によって相当異なる。ファイナリティのある銀行間決済の前である国も あれば、数日後まで不渡の処理が完了しないような国もある。

- 9.1.4 ボックス 25 は、交換所の仕組みを通じた小切手の取立を図示したものである。多くの小切手の交換所はこれに類似した構造となっている。しかし、多くのバリエーションがあり、国によっては、図に示されたもの以外の多くの機能を果たす交換所もあり得る。
- 9.1.5 伝統的には、小切手は支払銀行と取立銀行との間で物理的に交換されてきた。小切手の電子呈示や、小切手トランケーション、電子画像化といった新たなクリアリング処理は、物理的な呈示を不要にするとともに、不渡小切手の返還を含めクリアリングと決済処理のスピードを速めることができる。



小切手と小切手のクリアリング・決済システムにおけるリスク

9.1.6 小切手に関する多くの議論は、持込まれた小切手がその後に不渡となる可能性があることから、<u>個々の小切手</u>に付随した問題や、それらが顧客やその取引銀行に生じさせる問題に焦点が置かれている。こうした問題と、銀行の参加している<u>小切手のクリアリング・決済システム</u>において生じる問題とを区別することが重要である。個々の小切手および小切手のクリアリング・決済システムに関わる重要な信用リスク、流動性リスクが下掲の表にまとめられている。個々の小切手および小切手のクリアリング・決済

システムから生じる様々な問題については、次のパラグラフ以降で議論す る。

個々の小切手および小切手のクリアリング・決済システムにおけるリスク

	個々の小切手	小切手のクリアリング・ 決済システム
信用リスク	・小切手が不渡になるという、受取人にとってのリスク。 ・小切手を持込んだ顧客に対していつ資金を解放するかについての方針から生じる銀行のリスク。	・支払銀行が決済不能になるという、取立銀行にとってのリスク。このリスクは、他の決済システムにおけるものと同じ性質を持つが、小切手の場合、参加者間の信用エクスポージャーを制限することは困難であるか、コストの高いものとなり得る。
流動性リスク および 流動性管理	・受取人は、小切手が不渡になった場合には、流動性リスクに直面する。 ・個々の小切手は、支払銀行の全体としての支払債務との関係でのみ重要。	・小切手のクリアリング・決済システムにおいて債務を決済している銀行は、予想されていた時刻に支払債務が決済されない場合、流動性リスクに直面する。同様のリスクは他の決済システムにおいても生じるが、小切手の場合、ネット支払債務の額を制限したり、正確に予測することは困難であるか、コストの高いものとなり得る。

個々の小切手

9.1.7 上に掲げた表の左の欄にまとめられた個々の小切手から生じる信用リスクおよび流動性リスクは、一般的にシステミック・リスクの懸念を生じさせるものではない。リスクの配分は通常、銀行やその顧客、小切手の振出人の間の商業上の問題である。いくつかの国では、取立のために小切手を持込んだ者に対して資金を利用可能にするタイミングについて政府の規制

や業界の協定があり、これらが顧客に対する銀行の信用エクスポージャーに影響を及ぼすかもしれない。個々の小切手の取立や、銀行と個々の顧客との間の商業上の関係から生じる銀行のリスク・エクスポージャーは、小切手のクリアリング・決済システムが基本原則を満たしているかどうかを評価するにあたっての焦点ではない。

- 9.1.8 支払のために小切手を利用することには、固有の信用リスクを伴うが、そのリスクは小切手のクリアリング・決済を行っている金融機関に必ずしも転嫁されない。受取人が支払人による債務の支払に際して小切手を受け取った場合、小切手の決済は次の 2 つの信用リスクに晒される。(1)小切手の支払人すなわち振出人がその小切手の支払に十分な資金を持っておらず、その取引銀行が小切手の支払を行わない(不渡とする)リスク、(2)小切手の支払を指図される銀行がその小切手を決済するための十分な資金を持っていないというリスクである。1 つ目のリスクは、振出人が小切手の支払に十分な資金を持っているかどうかを振出人の銀行が判断する前に振出されうるという「逆引型」支払手段としての小切手の重要な特徴を反映している。2 つ目のリスクは、支払手段が前もって振り出されているような、銀行間決済を伴うあらゆる決済システムにみられる特徴を反映したものである。
- 9.1.9 一般的に取立銀行は、小切手が持込まれると、受取人あるいは他の持込人の口座へ条件付きの入金を行う。いくつかの国では、小切手の不渡・返還期限が到来してはじめて、その持込人が資金を利用可能となる。 ¹⁵ 政府の規制や業界の協定に従って資金が利用可能となる国もある。不渡・返還期限が到来する前に、取立銀行が持込人に信用を供与する場合にのみ、信用リスクは取立銀行に移転される。しかしながら、このリスクは銀行とその顧客あるいは場合により公共政策によって決定される事項であるが、一般的にはシステミックな影響を与える可能性のある銀行間のリスクとしては扱われない。
- 9.1.10 個々の小切手のレベルでの流動性リスクは、受取人や他の持込人が小切手の取立代金に依存しており、かつ特定の時刻に資金が利用可能となら

¹⁵ 多くの小切手システムにおいて、返還のための期間が存在するため、顧客にはより大きな金融リスクが存在する。返還期限までの期間が長いほど、金融仲介機関や支払人にとっては債務不履行や不正が生じるリスクが高まる。

ない場合に生じる。しかしながら、これらのリスクは、個々の顧客のビジネスには影響するが、小切手のクリアリング・システムには影響を与えない。もっとも、小切手が大口の金融市場取引や他の決済システムで生じた支払債務を決済するために利用されている場合には、ある金融機関が困難に見舞われた結果生じる一枚あるいは数枚の小切手の不渡が市場や決済システムに混乱を生じさせ得る。

小切手のクリアリング・決済システム

- 9.1.11 小切手のクリアリング・決済システムは、逆引型の遅れを伴う決済システムであり、マルチラテラル・ネッティング・ベースである場合が多く、典型的なケースでは、ほとんどあるいは全くリスク管理が行われていない。このような小切手システムのための決済銀行は、流動性管理という重要な問題や、場合によっては、順送金型のシステムの場合ほどには容易に予測や制限のされ得ない信用エクスポージャーに直面することになる。
- 9.1.12 銀行の顧客によって振出される小切手と他の支払手段との間における、1 つの重要な相違点は、小切手が支払い人によって、支払銀行への事前の通知なしに振出され得るということである。正当な口座と十分な資金を持った個人は、取引銀行に通知することなく、いつでも如何なる金額の小切手でも振出すことによって、それらの資金を引出すことができる。このため、支払人の取引銀行は、限度を設けたり、容易にまた完全には予測できない支払債務に直面することになる。支払人の取引銀行は、予想される債務をモニターするために過去の統計データを利用し得るが、これは事後的なリスク対策であり、市場が逼迫した状況において有用であるとは思われない。もちろん銀行は、預金契約の条件によっては、顧客に対し、高額の小切手を振出すことを事前に伝えるように求めることができる。
- 9.1.13 小切手のクリアリング・システムの決済に参加している銀行は、遅れを伴うネット決済あるいはグロス決済の特徴を持つ他のシステム(順送金型資金振替を処理しているものを含む)に参加している銀行と同じタイプの銀行間決済リスクに直面するが、小切手システムにおいては、他の参加銀行に対する決済エクスポージャーを制限する実際的な方法は通常存在しない。実際、銀行は通常、小切手システムにおいて決済エクスポージャー

に限度額を設定したり行使したりすることはない。こうしたシステムにおいて限度額を用いることは、とりわけ、商業上の権利行使を妨げるほか、各銀行の顧客から受け取った小切手を効率的かつ迅速に処理し決済することと相容れない。対照的に、順送金型資金振替システム、とくに即時処理の能力を持つシステムにおいては、当該決済システムの参加者や、中央銀行のような信用供与を行う者の信用・流動性エクスポージャーに限度を設ける、ネット仕向超過限度額や他のリスク管理といった限度額が一般に設けられている。

9.1.14 このため、基本原則への適合性の評価は、小切手のクリアリング・決済システムに参加している銀行が直面する特有の流動性管理の問題と信用リスクに焦点を合わせる必要がある。

銀行振出小切手に基づいた特別のシステム

- 9.1.15 顧客が関係しない銀行間の債務の支払のための特別なシステム 例えば、金融市場取引を扱うもの の中には、銀行が自己宛に振出した小切手を利用しているものもある。これらは、銀行振出小切手とか銀行の自己宛小切手など様々な名称で知られており、いくつかの国では、"drawing vouchers"や"warrants"として知られる特別の支払手段が同じ目的で利用されている。
- 9.1.16 そのような小切手を利用するシステムは、顧客の小切手を決済するシステムとは異なる特徴を持っている。銀行振出小切手を振出す銀行は、自らが自己宛に振出した小切手の金額やそれらが呈示されると見込まれる時期を知っている。このため、銀行はある程度の確度で、決済の場で支払を求められる金額を予測できるし、必要があればそのような小切手の振出を制限することにより、将来の債務を制限することができる。しかし銀行は、ネット決済システムにおいては、支払を受ける金額や決済すべきネット負債額について直接の事前通告を受けることはない。それにもかかわらず、そのようなシステムに参加している銀行は、通常の小切手システムに参加している銀行よりも、決済すべき債務や流動性の必要について予測し管理を行う余地が大きい。
- 9.1.17 そのような小切手のクリアリング・システムに参加している銀行は、

そのシステムの参加者が決済すべき債務を履行できなくなるという流動性 リスクおよび場合によっては信用リスクに晒されている。しかし、このリ スクは、銀行振出小切手の交換と、その後におけるネットされた債務の決 済との間の時間差のために生ずるものである。このリスクは、銀行が順送 金型の資金振替指図を交換するが、その決済が遅れて行われるシステムに も存在する。したがって、そのリスクは、小切手の交換(すなわちシステ ムが決済のために支払を受付けること)と決済との間の時間差を反映した ものであり、交換される支払指図の性質によるものではない。

小切手システムが基本原則を満たすことの難しさ

- 9.1.18 小切手のクリアリング・決済システムが基本原則を満たしているかど うかを判断するためには、国により法律、規制、機構が異なることから、 個別のケースを注意深く分析することが必要である。
- 9.1.19 小切手のクリアリング・決済システムにおいては、いくつかの基本原則が、他の決済システムにおける以上の困難を伴うことなく満たされ得るものの、小切手システムの重要な特徴ゆえに、基本原則 III、IV、V、および VIII への適合については、特有の困難に直面する。
 - 基本原則 III: この基本原則は信用リスクと流動性リスクの管理のための手続を定めることについて論じている。これが常に満たされ得るかは疑わしい。とくに処理がペーパー・ベースで行われているシステムにおいて、とくに決済金額の大きなシステムの場合には、小切手の取立とその債務をカバーするための銀行間決済との間に一定の時間があると、支払銀行が、予想される決済すべき債務とその結果生じる自らの流動性管理の仕事のサイズを測定することには通常大きな困難が伴う。例えば、振出される小切手の金額に対する制限は、このリスクを抑制する狙いの中で設けられ得る。しかし、これは銀行と顧客との間の関係と相容れず、商業的にみて現実的ではないであろう。
 - 基本原則 IV:この基本原則は、迅速にファイナルな決済を行うことを求めている。小切手のクリアリング・システムにおいては、適切な取極め (小切手の取立、迅速な処理、高速の通信など)をすることによって参加者が十分に早い段階で自らが決済すべき債務を認識し、資金を手当し

- たり、しかるべき時間内に銀行間でファイナルな決済を完了させることが可能になる。このことは、国土の広い国、とくに多くのタイム・ゾーンをもつ国においては、電子的処理に広範で多額の投資をしなければ達成が困難であろう。さらに、迅速な決済の必要性および、決済の迅速化が一部のシステムにもたらすかもしれない流動性リスク管理に利用可能な時間の短縮と、基本原則 III と V を満たすために必要となるリスク管理のコストとの間には、別途の悩ましい関係があり得る。
- 基本原則 V:この基本原則は、マルチラテラル・ネッティング・システ ムにおいて、最大のネット負債額を有する参加者が決済不能となった場 合のタイムリーな決済の完了について論じている。小切手システムに とって問題となるのは、参加者が決済すべき債務に上限を設けることが 難しいということである。事実、決済の完了を確保するための仕組みを もつ小切手システムはほとんど存在しない。いくつかのシステムは、決 済不能が生じた場合に債務不履行となった参加者の関係しない支払を決 済する方法として、決済すべきポジションや個々の支払を巻き戻すとい う可能性に依存しているようである。このことは、システミックな影響 の大きくないシステムについては重要な問題でないかも知れないが、シ ステミックな影響の大きいシステムにとっては極めて重要である。この 問題に対処する 1 つの方法は、システムの参加者が拠出する保証ファン ドを設けることである。基本原則 V を満たすことの難しさは、やはり支 払銀行が決済すべき債務の額を予測できないところにある。参加者の債 務不履行に対処するための決済保証ファンドは、大口の小切手が発行さ れ呈示されることによる予測できない変動に対応するよう、直ちに金額 を調整する能力を備えていなければならないだろう。さらに、この調整 は、ネット負債額の計算とその決済との間の短時間のうちになされなけ ればならないだろう。決済までの時間が長いほど、支払銀行がエクス ポージャーを管理せねばならない時間が長くなる。決済までの時間が短 いほど、システムの作りや、銀行による利用可能な資金の管理について、 多くのことが求められるようになる。
- 基本原則 VIII: この基本原則は、システムが利用者にとって実用的で、 経済全体にとって効率的な支払手段を提供すべきである、と述べている。 小切手システムを基本原則 VIII に照らして評価すると、多くの場合、小

切手は利用者にとって実用的であると考えられ、それが、小切手が世界中で一般に利用されている理由であろう。しかし、システミックな影響の大きい小切手システムを、全ての基本原則を満たすように構築し運営するコストはおそらく高く、基本原則 VIII の充足を妨げるかもしれない。 決済ファンドや、小切手の発行や利用の制限といったリスク管理策は、利用者にとって極めて高コストなものとなろう。

- 9.1.20 主要なクリアリング・決済業務が単一の小切手クリアリング・システムに集中している場合、また、とくにそのようなシステムが単なる小切手の交換や決済の管理以上の機能を果たしている場合、システミック・リスクが増幅される可能性がある。いくつかの国では、小切手のクリアリング・システムは、クリアリング・決済のための主要な規則の制定や、小切手の処理・運搬のための組織作り、決済保証の供与を含むより広範な機能を果たし得る。事実上、システムは銀行間における小切手取立の唯一の実用的手段であり得うるわけであり、このことから、小切手が経済における重要な支払手段となっているかもしれない。そのようなシステムが有効に機能しなくなれば、その国の決済システムは深刻な混乱に直面するであるう。
- 9.1.21 小切手システムが唯一の現金を用いない支払システムであり、処理される取引の金額や重要性からみてシステミックな影響が大きい可能性が高い場合、基本原則の充足を確保するためには2つの選択肢がある。
 - (1) 小切手システム全体を順送金型資金振替システムに置き換える。
 - (2) 大口の支払を別の順送金型資金振替システムで処理する。
- 9.1.22 1 つ目の選択肢は、長い間利用され、ほとんどの利用者にとって十分に機能しているシステムの利用を止めることは困難であることから、多くの場合現実的ではない。2 つ目の選択肢は、一般的には、システムで処理される小切手の支払のうちのごく一部が、大口の支払の大半を占めている場合に、多くの国で採用されている。そのため、新たな順送金型資金振替システムは必ずしも大量の件数の支払を処理する必要はなく、基本原則に整合的な適切なリスク管理策を採ることができる。システムの設計者と運営者は料金によるインセンティブ、サービスの高度化を通じて、または小切手システムについて特別な規則を制定することにより、新しいシステムの利

用を促すことができる。

- 9.2 決済システムにおけるクロスボーダーの側面
- 9.2.1 決済システムは、非常に様々なクロスボーダーの側面を持ち得る。1 つの極端な例として、システムは、多通貨や複数の法域に跨る参加者に関する事項などクロスボーダー決済に関する極めて複雑な取極めを有していることがある。よりクロスボーダーの側面が弱い例としては、他の国および法域に存在する参加者による国内の決済システムへのリモート・アクセスの提供や、さらに単純には、国内の外資系機関や外国銀行の支店が参加しているといったものがある。クロスボーダーの活動が活発化しているので、そのようなクロスボーダーの側面から生じる問題は一段と重要になっている。例えば、一段の金融統合という世界的潮流によって、コルレス取極めの利用が減少し、国や法域を跨って存在する参加者の間での直接的な支払指図の交換や決済を可能とする決済システムに対する需要が増加する傾向にある。
- 9.2.2 複数の法域に跨って運営されている大規模な決済システムに関してはいくつかの代表的な例がある。例えば、通貨同盟内で単一通貨の支払指図を処理し、決済するための欧州中央銀行制度の TARGET システム(訳注: Trans-European Automated Real-time Gross-Settlement Express Transfer System)や、西アフリカ通貨同盟における BCEAO(訳注: Banque Centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest)の決済システムが挙げられる。複数通貨の支払指図が処理されているシステムの例もいくつかある。より限定的な意味でのクロスボーダーの側面を有する決済システムは一般的である。
- 9.2.3 以下のパラグラフでは、クロスボーダーの側面を有する場合にシステムが基本原則を満たすうえで、また基本原則の適合性をオーバーサイトするうえでの主要な問題をいくつか簡潔に指摘している。ほとんどの場合、これらの問題は、純粋な国内システムについて生じる問題と全く異なるものではないが、クロスボーダーの側面によって重要かつ複雑になることがある。

基本原則への適合

- 9.2.4 システムがクロスボーダーの側面を有する場合、とくに基本原則 I を満たすことは一段と複雑になる。システムの十分な法的根拠を確立するためには、国内の法的枠組みの中における取極めの有効性を評価するだけではなく、国内の関連法と他の関連する法域の法律との間のあり得べき齟齬を認識することも必要である。関連する法域を決定するためには、想定され得る限りの状況を勘案する必要がある。システムの所在地に存在しようと(例えば支店など)システムにリモート・アクセスしていようと、他国に存在するかあるいは他国で免許を受けている参加者が存在する場合には、当該システムを規律する法律の属する法域ではなく、参加者を規律する法律の属する法域も関係する。倒産法制はとくに重要と思われるが、担保の取極め(ボックス 2 参照)や、決済のファイナリティ、紛争解決を規律する法律も関係するであろう。
- 9.2.5 クロスボーダー・ネッティングは、複雑な法的問題を生じさせ得る取極 めの具体例の 1 つである。システムでネット決済が行われていて、参加者 全てが同一の法域の中で会社を設立し事業を行っているのではない場合、 システムはクロスボーダー・ネッティングを行っていることになる。とく に参加者の倒産の際に、個別のクロスボーダー・ネッティングの事例が法 的に有効かどうかを決定するためには、取極め自体や、ネッティングに関 わるセントラル・カウンターパーティー、システムの参加者(本店や関連 支店)に関係する可能性のある法律の検討を必要とする。クロスボー ダー・ネッティングを行うシステムの詳細な取極めについては、例えば特 別の法律意見書を取得することによって検証される必要がある。一般論で 書かれた法律意見書では、不十分である。いくつかの国では、近年の立法 により、そのような検証作業は単純化され、その検証結果の信頼性が高 まっている。例えば、ヨーロッパ経済地域に属する全ての国の法域の下で のネッティングの有効性を確保するために、近年立法作業が行われてきた。 この作業の成果は、決済ファイナリティ指令として 1999 年 5 月に採択され た(この指令に関する議論については、ボックス3を参照)。
- 9.2.6 システムがクロスボーダーの側面を伴う場合、他の基本原則のいくつか

を満たす際に関係する問題もまた、一段と複雑になるであろう。例えば、 多通貨システムにおいては、基本原則 VI への適合性に関して、決済に用い られる資産に付随するリスクの慎重な検討が必要となる。ある中央銀行に 対する、当該中央銀行自身が発行していない通貨建の資産によって決済を 行っているシステムに関する議論については、パラグラフ 7.6.6 を参照。

9.2.7 クロスボーダーの側面が強いシステムについては、国内のシステムよりも一段と厳格な参加基準を設けるかどうかという問題が生じる。例えば、法域の整合性やリスクを負担・管理する能力、あるいは全ての参加者の一定の技術水準を充足する能力を確保するという方法で、システムにおける参加資格を制限している事例が挙げられる。システムが基本原則 IX を満たすためには、そのような要求が、リスクの大きさに見合ったもので、合理的、公平かつ対外的に公表されることが重要である。開かれた参加とリスクや効率性との間のトレードオフへの取組み方法に関する一般的な検討については、パラグラフ 7.9.6 を参照。

基本原則の適合性に関するオーバーサイト

9.2.8 クロスボーダーの側面が強いシステミックな影響の大きい資金決済システムは、複数の国における金融システムの安定性に影響を及ぼし得る。最悪の場合、そうしたシステムにおける問題が、他国に混乱を伝播する可能性がある。このため、そのような場合、関係する全てのオーバーサイトを行う主体および監督当局の間の緊密な協力が望まれる(パラグラフ 8.4.4 では、この点を議論している)。

第10章 基本原則の利用

決済システムのレビューまたは改革の中での基本原則の利用

- 10.1 十分に発達した支払インフラを持つ経済において、中央銀行は、システミックな影響が大きいと認められた 1 つまたは複数のシステムについて最初に評価を行う際、基本原則を利用すべきである。このような評価には、既存のシステムと、計画あるいは開発されつつあるシステムの両方が含まれるべきである。現在満たされていない基本原則がある場合、一般的には、システムがその基本原則を満たすまでの期限を明確に設定すべきである。(運営者またはオーバーサイトを行う主体としての)中央銀行が基本原則の継続的な充足、あるいは当初は満たされていなかった基本原則の達成に向けた進展をモニターできるように、評価は以降定期的に実施されるべきである。
- 10.2 支払インフラが未発達、あるいは有効に機能していない経済においては、基本原則の達成は、より包括的な決済システムの改革あるいは構築プログラムを計画し実施するという流れの中で検討されることが望ましいかもしれない。(そのような過程で生じるいくつかの問題は、以下のパラグラフ10.11~10.14 の中で論じられている。)包括的な改革プログラムでは、システミックな影響の大きい資金決済システムが基本原則を完全に満たすように当初の段階から構築あるいは再設計されるようにすべきである。
- 10.3 個々のシステムの用いられ方は時とともに変わる可能性があり、その結果、システミックな影響の大きい資金決済システムになったり、そうでなくなったりすることがあり得る。中央銀行は、個々の決済システムが基本原則を満たすことを求められるべきかどうかを、定期的に評価し続けるべきである。中央銀行はまた、例えば VII と VIII といった具体的な基本原則を満たすためのシステムの設計や手法の選択と関係し得る、経済の動向やあるいは長期的なトレンド(例えば、技術的基盤や利用可能な技術の動向)についても把握しているべきである。

決済システムの設計と構造が基本原則の適用に及ぼす影響

10.4 ある決済システムの設計と構造上の特徴は、基本原則の適用に影響を及ぼすだろう。例えば基本原則 V は、定義により、即時グロス決済システムには適用されないが、時点ネット決済システムや、おそらく混合型システムの一部には適用されるだろう。一方で、基本原則 IV はこれら 3 つのタイプのシステム全てに適用されるだろう。同様に、所有形態の違いは、基本原則 X の解釈に影響を与える。システムで用いられている技術のタイプも、いくつかの基本原則の適用に影響を及ぼす。例えば、基本原則 VII に従って運行面の信頼性を確保する方法は、支払処理の方法が手作業による場合と電子的な方法による場合では大きく異なる。

制度上の役割と組織に関する問題

- 10.5 中央銀行は、決済システムの評価や改革に関するあらゆるプログラムにおいて重要な役割を担っている。中央銀行は、(運営者またはオーバーサイトの主体という地位にあるがゆえに)システミックな影響の大きい資金決済システムが、この報告書に示されている基本原則に適合することを確保する責務を負っている。しかし、その他の当局もまた、安全で効率的な決済システムを確保することを支援することができる。例えば、基本原則の充足を達成する目的で行われる、あるいは大規模な決済システムの改革・構築計画の一部として行われる、決済システム関係のあらゆる法制度の改革を実現するうえで、大蔵省と法務省および立法府の協力が必要とされ得る。
- 10.6 決済システムに参加する商業銀行とその他全ての金融機関も、こうした プロセスに密接に関わるべきである。銀行部門が未だ十分に確立されてい ないとか、あるいはこうした作業に有効な貢献を行うために必要な資源を 持っていない場合には、中央銀行が、基本原則の達成のために列挙された 責務をより多く引き受ける必要があるかもしれない。
- 10.7 中央銀行の関与と商業銀行の関与との間のバランスがどうであれ、決済システムの改革を調整する協議のためのフォーラムを設立することは有益であり得る。そのフォーラムには、様々な利害や様々な分野の専門知識(技術、法律、制度)を代表するため、ユーザー・グループや関係者を含

めてもよいだろう。そうした集まりは、金融部門の中において適切で長期的な決済システム戦略に対する支持を形成したり、そうした戦略をより広く一般に働きかけたり、目標達成のために様々なグループから必要な資源を動員することを確保したりする上で有用であり得る。とくにシステムがその参加者によって所有されず、また参加者を代表して運営されていない場合、例えば所有者と運営者が中央銀行である場合 パラグラフ 7.10.11~7.10.12 を参照 には、協議のためのフォーラムは個々のシステムの設計や運行との関係で重要な役割を果たし得る。協議のためのフォーラムの役割には、リスク分析のほか、優先順位付けとそのタイムテーブルを含む基本原則の充足達成のためのプログラムの策定が含まれ得る。こうしたフォーラムはまた、一国における決済システム改革に関するより包括的なプログラムが形成され遂行されつつある場合にも有用であり得る。

決済システムの改革・構築に向けた主要なプログラム - 決済システムと市場

- 10.8 中央銀行が主要な決済システムの改革あるいは構築プログラムに関与する際には、経済が現在支払に求めている事柄やそれらが将来どのように変化しそうかについての「状況把握」がその第一歩となるべきである。経済の構造や既存の決済システムが様々な市場と利用者のニーズに応えられる程度を含め、構造的、技術的、制度的ファクターを幅広く検討する必要がある。現在求められていることのみならず、経済、市場とそれらを支えるインフラが今後どのように発展していきそうかについての可能な限り良質の予想について検討することが必要である。
- 10.9 この評価は、既存の決済システムによって処理される決済件数や決済金額、その国の経済圏や金融市場の地理的状況や分布、様々な経済部門の規模と発展状況、法的環境、通信と他の物理的インフラの状況といった基礎的なファクターについても行われるべきである。制度面において、この作業でカバーされる分野には以下のものが含まれる。
 - 銀行部門の構造と組織。銀行が支払サービスの提供者として、また支払インフラの利用者として中心的な立場にあるためである。もし存在する場合には、支払サービスの提供における郵便サービスやその他銀行以外の機関の役割についても、こうした文脈から検討が行われるべきである。

- 様々な金融市場と取引所のためのクリアリングと決済の取極め、および それらと支払インフラのリンクの仕方。
- 法的環境、およびそれが決済システムを規定する規則や他の契約に対して持つインプリケーション。中央銀行の決済システムに対するオーバーサイトの根拠も検討されるべきである。
- 金融政策の枠組み、および、とくにマーケット・オペレーションのための中央銀行の取極め。
- 10.10 この「状況把握」が終了すれば、既存の支払インフラの長所と短所あるいは欠けている点が明らかになるだろう。これは、将来のビジネス・ニーズに合致し、主要な公共政策の目標の実現を可能にするその国の支払システムの長期的な目標あるいは「ビジョン」を打ち立てるために必要な基礎的な事実である。

主要なプログラムを実行するにあたっての問題点

- 10.11 達成可能な長期的ビジョンを打ち立てる場合には、多数の「トレード・オフ」についてどこでバランスをとるかについての合意が必要とされる可能性が高い。利用者の「要望一覧」にある一部の項目は互いにあるいは「状況把握」で特定された他のファクターと相容れないかもしれない。このため、選択は、なされるとともに おそらくは公表された戦略的プランを通じて 説明されねばならない。
- 10.12 長期的目標の実現の過程には、一連の独立した計画とイニシアティブが関係している。これらには、特定の決済システムの構築や強化が含まれるであろうが、おそらく決済システムが機能する環境という側面に焦点を合わせるものもあるだろう。決済システムに直接の関わりを持たない金融機関の積極的な協力(パラグラフ 10.5 参照)も大いに必要となるかもしれない。例えば、基本原則Iを充足するには、倒産法の効果をより予見可能なものにすることにより、あるいは決済システムの規則と倒産法の間の整合性を確保することにより、決済システムに対してよりサポーティブな法的枠組みを確立することが必要となり得る。同様に、優良な全国的電子資金振

替システムのためには、国内の通信と情報技術のインフラの改善も必要となろう。また、中央銀行も 例えばその口座(決済口座を含む)の構造や管理といった面で 運営方法を変える必要があるかもしれない。

- 10.13 主要な改革プログラムを実施する際には、強力なプロジェクト管理が通常、成功のための重要な鍵の 1 つとなる。個々のプロジェクトは、全行程を通じて積極的に運営され、また利用条件規定から細かな技術的仕様に至るまで詳述され、明確に文書化される必要がある。プロジェクトの中には、他に比べてより優先度の高そうなものもあれば、同時に進める必要があるもの、他のプロジェクトが完了するか特定の段階に達するまで着手できないものもある。このため、様々なプロジェクトの優先順位や相互依存関係を明確に特定するとともに、長期目標の達成のために合意された日程と予算の中でそれらを位置付け、個々のプロジェクトの進行状況を日程と予算に照らしてモニターするメカニズムを組み込んだ全体的なビジネス・プランが必要である。
- 10.14 適切な長期目標とビジネス・プランを打ち立てて実現していくうえで 1 つの重要な問題は、経済が維持できる技術支援の水準である。決済システムの構築は新技術によって支援されるが、技術の水準が戦略を左右するべきではない。大規模な改革や構築に向けた戦略を成功させるには、常に高度な技術が必要であるという仮定を置くべきではない。そうではなく、改革を通じてかかりそうな予算とインフラの制約の下で、当該システムの潜在的な利用者のビジネス・ニーズに合致した技術が採用されるべきである。例えば、ある技術の費用が高すぎ、あるケースにおいては確実にサポートすることが困難であれば、その後のレビューを予定したうえでより資本集約的でない解決策を追求するほうが適切かもしれない。

資金決済システムの原則と慣行に関する作業部会のメンバー

議長 John Trundle

(イングランド銀行)

オーストラリア準備銀行 John Veale

ベルギー国民銀行 Johan Pissens

Marc Hollanders (1999年3月まで)

ブラジル中央銀行 Luis Gustavo da Matta Machado

カナダ銀行 Clyde Goodlet

欧州中央銀行 Koenraad De Geest

Helmut Wacket (1999年10月より)

フランス銀行 Jacqueline Lacoste

ドイツ・ブンデスバンク Wolfgang Michalik

Markus Mayers (1999年3月より2000年9

月まで)

香港金融庁 Paul Chui (2000年2月まで)

Esmond Lee (2000年2月より)

ハンガリー国立銀行 Istvan Pragay

イタリア銀行 Rita Brizi

Paola Giucca (1999年7月より)

日本銀行 Shuhei Aoki

Junichi Iwabuchi (1999年10月まで) Tomoyuki Shimoda (1999年10月より)

マレーシア中央銀行 Christopher Fernandez

メキシコ中央銀行 José Quijano

Francisco Solis

オランダ中央銀行 Henny van der Wielen

Pim Claassen (1999年5月まで) Martin Santema (1999年12月まで) Jan Woltjers (2000年1月より) ロシア連邦中央銀行 Nina Loushanina (1999 年 10 月まで)

Natalya Kochetkova (1999年11月より)

サウジアラビア金融庁 Abdullah Al Suweilmy (1999 年 10 月まで)

Ali A Al-Mahmoud (1999年12月より)

シンガポール通貨庁 Philip Woo Yew Weng

南アフリカ準備銀行 Ilna Stroh (1999 年 4 月まで)

David Mitchell (1999年4月より)

スウェーデン・リクスバンク Kai Barvèll (2000 年 6 月まで)

Martin Andersson (2000年6月より)

スイス国民銀行 Daniel Heller

イングランド銀行 Jane Mayhew

連邦準備制度理事会 Jeff Marquardt

Patrick Parkinson

ニューヨーク連邦準備銀行 Theodore Lubke

西アフリカ諸国中央銀行 Fatimatou Diop

国際通貨基金 Omotunde Johnson

世界銀行 Massimo Cirasino

Andrew Hook

国際決済銀行(事務局) Kaushik Jayaram

Robert Lindley

メンバー以外に、次の方々にも多大なご協力を頂いた。Gregory Chugg、Nick Roberts (オーストラリア準備銀行)、Philippe Jourquin (ベルギー国民銀行)、Rita Camporeale (欧州中央銀行)、Josie Wong、Theresa Cheung (香港金融庁)、Low Kwok Mun、Tan Chee Khiang (シンガポール通貨庁)、David Sawyer、Geoffrey Prior、David Sheppard (イングランド銀行)、Bwaki Kwassi (西アフリカ諸国中央銀行)。